令和３年６月７日

理事者各位

千葉県民間保育振興会
会　長　　茂呂　剛

理事者会議開催通知

下記の通り理事者会議を開催いたしますので、宜しくご参集の程お願い申し上げます。

記

日時　　令和３年６月15日（火）14時　～　16時

場所　　WEB開催

議題　　議事日程通り

議事日程

１,会長挨拶　　（茂呂 剛 会長）

２,議長就任　　議長（高橋 弘道 副会長）

３,定足数確認　　（大越 紀明）

４,資料確認　　（山田事務局長）　　事前配布資料　　枚（本用紙を含む）
当日配布　　枚（内差替資料　　枚）
合計　　枚

５,議事録作成人紹介　　作成人（力丸 優司）

６,議事録署名人　　（議　長）
（佐竹 恒輝）（渡邉 信哉）

７,前回議事録承認　　（議　長）

議題の確認

８,新議題の採択　（議　長）

（　　事項）

①　（　　）

（　　事項）

①　（　　）

９,全私保連より連絡　（猪瀬 貴大 会計）

・令和３年６月８日に行われた私保連の予算対策会議の報告

１０,本日の議題

（審議事項）

・保育者養成校　情報交換会参加者について　（経営研究委員会）

・　（）

（協議事項）

・web 研修計画、ならびに zoom アカウントの使用について　（研修委員会）

・理事者変更に伴う県内地域ブロック担当者の再割り振りについて（資料１）　（総務委員会）

１１,各委員会報告

事務局／総務委員会・プロジェクト特別委員会

・関ブロ会議（5/21）に関する報告　・第 35 回全国事務局長会議（7/5）出席者

・第 58 回代表者会議開催（6/21）出席者　・第 59 回全国私立保育連盟定期総会出欠票集計

・R3 年度振興会理事名簿　記載情報確認（資料２）

・会員園への令和３年度振興会及び私保連の会費請求発送作業完了のご報告

・残高試算表のご報告（令和３年度６月１日時点）（資料３）

・やくいんのほけんについて（資料４）

・一般社団法人化へ向けての勉強会について　令和３年６月 29 日（火）→プロジェクト委

研修委員会

・研修会実施に伴うアンケートの依頼について

広報委員会

・なし

調査要望委員会

・新型コロナワクチンの優先接種に関する要望書について（資料５）

経営研究委員会

・なし

保育者の集い委員会

・なし

青年部会

・なし

その他

・

１２,次回開催日時場所確認　（事務局）

日　時　令和　　年　　月　　日（　）　　時～　　時　　場所

千葉県民間保育振興会　地域ブロック担当者 R3.6.1

○保育団体を要する市町村

船橋市（55）　：飯島理事
松戸市（57）　：山田
市川市（41）　：田中副会長
流山市（47）　：村上理事
八千代市（13）　：大越理事
浦安市（８）　：岩間理事

○個人加盟の市町村（地域分け）　＊現在、加盟している市町村のみ振り分け

野田市（1）、我孫子市（2）、柏市（3）、鎌ヶ谷市（1）、習志野市（2）　：猪瀬理事（9）

白井市（4）、成田市（2）、印旛郡栄町（1）、四街道市（3）佐倉市（3）　：利光理事（18）
富里市（4）、八街市（1）

香取市（4）、香取郡東庄町（1）　：高橋副会長（5）

匝瑳市（4）、銚子市（2）、旭市（1）　：熱田副会長（7）

山武市（3）、山武郡横芝光町（1）、大網白里市（1）　：伊藤理事（5）

茂原市（2）、いすみ市（1）、長生郡一宮町（2）　：渡辺理事（5）

市原市（2）、袖ケ浦市（2）、木更津市（5）、君津市（1）　：林　理事（10）

富津市（4）、館山市（2）、南房総市（2）　：飯田理事（8）

千葉市（17）　：大越理事（17）

令和3年度　千葉県民間保育振興会　残高試算表

単位：円　令和3年6月1日付

収入の部

各設定勘定科目の説明	科　　目	(A) 予算額	4月実績	5月実績	6月実績	7月実績	8月実績	9月実績	10月実績	11月実績	12月実績	1月実績	2月実績	3月実績	科　　目	(B) 累計	(A)-(B) 予算残高
会員園の年会費（振興会のみ）	1　会費収入	2,980,000	0	0											1　会費収入	0	2,980,000
基本金及び寄付による収入	2　基金・寄付金収入	0	0	0											2　基金・寄付金収入	0	0
	3　事業費収入	1,680,000	0	0											3　事業費収入	0	1,680,000
総会２部懇親会参加費	総会参加費収入	0	0	0											総会参加費収入	0	0
市町村代表者会議・プロジェクト研修	ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ参加費収入	150,000	0	0											ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ参加費収入	0	150,000
各研修会参加費	研修会参加費収入	150,000	0	0											研修会参加費収入	0	150,000
協賛業者ブース出展収入 関東ブロック大会本部より大会開催助成費	保育者の集い及び 関東ブロック大会参加費収入	0	0	0											保育者の集い及び 関東ブロック大会参加費収入	0	0
経営研修等参加費	就職フェスタ/経営研究参加費収入	180,000	0	0											就職フェスタ/経営研究参加費収入	0	180,000
全私保連よりAIG・東京海上（保険）の会員園契約に伴う一部収入	全私保連地方組織強化費収入	1,200,000	0	0											全私保連地方組織強化費収入	0	1,200,000
全私保連関東ブロ会議より（関東ブロ大会本部より大会開催費助成金含む）	4　全私保連関ブロ研修費補助金収入	800,000	0	0											4　全私保連関ブロ研修費補助金収入	0	800,000
基本金取崩及び繰入による収入	5　基金繰入金	0	0	0											5　基金繰入金	0	0
定期預金解約による収入	6　積立金取崩収入	1,000,000	0	1,000,000											6　積立金取崩収入	1,000,000	0
関東ブロック・各委員会の事業等より（委員会費が残った場合も該当）	7　戻し入れ収入	0	0	0											7　戻し入れ収入	0	0
オリコ・祝儀・利息・ゼンポ	8　雑収入	600,000	0	42											8　雑収入	42	599,958
会員園の全私保連当年会費分を一時的に当会通帳にて一時預かった金額。	9　預り金　＊	0	0	0											9　預り金収入	0	0
	収　入　合　計	7,060,000	0	1,000,042											収　入　合　計	1,000,042	6,059,958

＊預り金は貸借対照表のみ出る勘定科目だが、通帳の動き上、項目を設ける

支出の部

各設定勘定科目の説明	科　　目	(A) 予算額	4月実績	5月実績	6月実績	7月実績	8月実績	9月実績	10月実績	11月実績	12月実績	1月実績	2月実績	3月実績	科　　目	(B) 累計	(A)-(B) 予算残高
	1　事業費支出	4,350,000	25,665	255,494											1　事業支出	281,159	4,068,841
総会に関わる総経費	総会費支出	290,000	18,900	255,494											総会費支出	274,394	15,606
市町村代表者会議・プロジェクト研修	ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進費支出	500,000	0	0											ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進費支出	0	500,000
研修委員会事業	研修会開催費支出	750,000	0	0											研修会開催費支出	0	750,000
保育者の集い委員会及び関ブロ大会事業	保育者の集い及び 関東ブロック大会支出	1,850,000	0	0											保育者の集い及び 関東ブロック大会支出	0	1,850,000
経営研究委員会事業	就職フェスタ/経営研究開催費支出	463,000	0	0											就職フェスタ/経営研究開催費支出	0	463,000
広報委員会事業	広報活動費支出	497,000	6,765	0											広報活動費支出	6,765	490,235
	2　事務費支出	2,359,000	63,604	597,435											2　事務費支出	661,039	1,697,961
理事会及び正副会議開催諸経費	理事会費支出	200,000	0	0											理事会費支出	0	200,000
各委員会費及び交通費	各委員会運営費支出	909,000	0	577,000											各委員会運営費支出	577,000	332,000
私保連・振興会の案内等の郵送代	通信費支出	180,000	5,513	3,804											通信費支出	9,317	170,683
会員園への会費請求書 私保連等の案内書印刷代	印刷製本費支出	100,000	0	0											印刷製本費支出	0	100,000
振興会新規封筒作成代 名刺等の消耗品代	消耗品費支出	150,000	56,331	14,311											消耗品費支出	70,642	79,358
理事者の年間理事会交通費	交通費支出	420,000	0	0											交通費支出	0	420,000
理事者派遣による大会や会議参加経費	派遣助成費支出	250,000	0	0											派遣助成費支出	0	250,000
関東ブロック会費	負担金支出	70,000	0	0											負担金支出	0	70,000
手数料・団体祝儀・慶弔費等	雑費支出	80,000	1,760	2,320											雑費支出	4,080	75,920
	3　繰出金支出	0	0	0											3　繰出金支出	0	0
本会計通帳から定期預金通帳へ積立を行った際に支出した額	積立金繰出金支出	0	0	0											積立金繰出金支出	0	0
次期関東ブロック大会等などに大会予算として積立を行った際に支出した額	大会繰出金支出	0	0	0											大会繰出金支出	0	0
期中に会員園の全私保連の預かった当年会費分を全私保連へ納入した分	4　預り金　＊	0	0	0											4　預り金支出	0	0
各事業及び各委員会活動にて予算を超えた支出があった場合に使用	5　予備費支出	351,000	0	0											5　予備費	0	351,000
	支　出　合　計	7,060,000	89,269	852,929											支　出　合　計	942,198	6,117,802

＊預り金は本来、貸借対照表のみ出る勘定科目だが、通帳の動き上、項目を設ける

前期繰越金	3,725,947

A	収支差額	-89,269	147,113											
＊B	前期未払金・積立金	130,820	0											
C	通帳残高（月初）	3,856,767	3,636,678											
D	繰越残高	3,636,678	3,783,791											

＊「B」の「前期未払金・積立金」は前年度の未払金や前年度決算書上の定期預金積立金に関するもの。前年度分の決算上で計上してある為、上記の今年度の残高試算表には計上されない。

・「B」の4月130,820の金額は広報委員会の前年度3月の未払分。

2021年5月吉日

『やくいんのほけん』加入法人の皆さまへ

公益社団法人　全国私立保育連盟
事 業 部 長　　樋 口　　剛

【重 要】法改正に伴う『やくいんのほけん』ご加入手続きへの影響についてのご案内

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2021年3月1日より改正社会福祉法等の施行に伴い、社会福祉法人の役員等の業務遂行に関する賠償リスクを補償する『やくいんのほけん 会社役員賠償責任保険（D&O保険）』のご加入手続きが下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

併せて、『やくいんのほけん』の特長を改めてご案内申し上げますので、理事・監事・評議員・施設長の皆さまに安心して社会福祉法人の運営にご注力いただけるよう、是非とも本保険制度への加入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．『やくいんのほけん』の加入手続きへの影響について

（１）契約締結するにあたり理事会での決議が必要

保険契約の内容を決定するには、理事会の決議が必要であることが明文化されました。新規加入はもちろんのこと、更新につきましても理事会の承認が必要となります。

（２）理事会の議事録への記録

上記（１）の理事会の議事録において、保険契約の内容を決定した旨を記載し、「詳細については別紙のとおり」としパンフレットを議事録に備え付けておくことをお勧めいたします。

（３）保険料について全額法人が負担することが可能

改正社会福祉法等に従い、法定の契約締結手続を行った場合は、社会福祉法人においても保険料の全額法人負担が可能（役員個人に対する利益供与にはあたらない）となります。※会計上の処理については、各地方行政ならびに個別の税理士にご相談ください。

２．『やくいんのほけん』の特長について

（１）社会福祉法人の経営に関する役員個人の皆さまのリスクを補償する制度

（２）団体が契約者となっているため、一般の保険と比較して割安な保険料

（３）2021年度の改定（8月1日～）により、雇用関連トラブルに関して役員個人だけでなく社会福祉法人に対する訴訟に関しても補償対象とするオプションを追加

３．本件に関するお問い合わせ先

【取扱代理店】(有)オフィスドリーム
TEL：047-440-3389
FAX：047-440-3386

公益社団法人全国私立保育連盟
会員　各位

2021年3月1日施行

社福法の改正に伴い

『やくいんのほけん 会社役員賠償責任保険（D&O保険）』の加入には

理事会決議が必要になりました

2021年3月1日より改正社会福祉法等の施行に伴い、社会福祉法人の役員等の業務遂行に関する賠償リスクを補償する『やくいんのほけん 会社役員賠償責任保険（D&O保険）』のご加入手続きが下記のとおり必要となりましたので、ご案内申し上げます。

理事会

『やくいんのほけん』の契約にあたり

理事会の決議が必要！

※新規加入時、更新時において毎年理事会の承認が必要となりました。

理事会後

議事録への記録も必要になります！

理事会の議事録に保険契約の内容を決定した旨を記載いただき「詳細については別紙のとおり」としパンフレットを議事録に備え付けておくことをお勧めいたします。

契約手続き

改正社会福祉法等に従い、
法定の契約締結手続を行った場合は、

保険料の全額法人負担も可能！

※実務処理については、各地方行政ならびに顧問税理士等にご相談ください。

『やくいんのほけん』のご案内

改正社福法の対象

会社役員賠償責任保険（D&O保険）

第三者からの訴訟・法人からの訴訟や言いがかり訴訟まで社会福祉法人の役員個人の業務遂行に関する賠償リスクを補償します。また、損害賠償請求が提起される可能性がある段階での、弁護士相談費用等も補償します。

レピュテーション費用保険（風評被害対策費用保険）

保育中の人身事故の発生、従業員による違法行為等の対象事由が発生し、マスメディアでの報道等によって公になることで、経営への影響が発生する可能性があります。これらが発生した場合に被る対策費用を補償します。

＋

2021年8月 NEW

お客さまのお声に応えて新登場！

オプション

法人向け雇用関連トラブル保険

ほいくリーガルサービスの弁護士先生への相談内容の中でも多数を占めているのが“雇用関連“に関するご相談となっております。雇用関連のトラブルから社会福祉法人ならびに役員個人への損害賠償請求に繋がる恐れがあります。そのため、『やくいんのほけん 会社役員賠償責任保険（D&O保険）』では役員個人は補償対象としておりましたが、法人への損害賠償においても補償対象とするオプションを追加いたしました。

法人への損害賠償

主任保育士から劣悪な労働環境に対して適切に対処しなかったとして社会福祉法人に対する損害賠償請求がなされた。

第三者からの損害賠償

保育士が保護者に対してセクハラをしてしまい、社会福祉法人として被害者に対して損害賠償金を支払った。

悪質なクレーム被害

保護者からの悪質なクレームにより、保育士が精神的苦痛を受けたため、社会福祉法人としてカウンセラー相談費用を支払った。

このチラシは、会社役員賠償責任保険およびレピュテーション費用保険（レピュテーション費用特約条項付 費用・利益保険）、雇用関連賠償責任保険の概要についてご紹介したものであり、全ての事項を記載しているものではありません。保険の内容はパンフレットをご覧ください。また、ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である公益社団法人全国私立保育連盟にお渡しする保険約款によります。ご不明点がありましたら、取扱代理店または保険会社までお問い合わせください。

【取扱代理店】
(有)オフィスドリーム
TEL：047-440-3389
FAX：047-440-3386

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社
【担当課支社】
船橋支社
TEL：047-411-1131

21-TC00375　2021年4月作成

令和3年6月10日

千葉県知事　熊谷俊人様

千葉県民間保育振興会
会長　茂呂　剛

社会福祉施設職員に対する
新型コロナワクチンの優先接種に関する要望書

新型コロナウイルス感染症は、未だ予断を許さない状況が続いています。保育施設をはじめとする各社会福祉施設では、感染拡大防止に全力を尽くしながら、社会の維持に必要な施設として事業を継続しています。現場の職員は自らが感染拡大の発生源となる可能性の中、危険と隣り合わせで日々の業務に励んでいます。社会福祉施設の利用者は、高齢者や子どものように感染に対するリスクが高い場合も多く、施設の利用状況によっては、ひとりの感染者が即クラスターの発生に繋がる恐れもあります。

つきましては、すでに厚生労働省から「高齢者施設等の従事者」が優先接種の対象となることが示されているところですが、千葉県において、保育施設を含む社会福祉施設で働くすべての職員が、確実に新型コロナワクチン優先接種の対象となるよう、以下のとおり要望いたします。

○千葉県内の各市町村において、保育施設を含むすべての社会福祉施設従事者が、新型コロナワクチン優先接種の対象となるようお力添え下さい。

・社会福祉施設は、社会の維持に必要不可欠です。
・コロナ禍にあっても、社会福祉事業はその「質」を担保しなければなりません。
・社会福祉施設の利用者は、感染リスクが高い場合が特に多く、感染防止には特段の配慮が必要です。
・社会福祉施設はその事業において三密を避けられない場合が多く、ひとりの感染者が即クラスター発生に繋がる恐れがあります。

全私保連発第５５号
令和３年６月８日

写

全私保連表彰　被表彰者 各位

公益社団法人全国私立保育連盟
会　長　　菊地　　秀一
（　公　印　省　略　）

令和３年度全私保連表彰授賞決定のお知らせについて

謹啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげますとともに、永年に亘る児童福祉向上へのご尽力に、心より感謝いたします。

このたび、貴殿のご功績につきまして、県（指定都市、その他）組織より全私保連表彰へご推薦をいただき、表彰審査委員会での慎重な審査を経て、６月４日開催の第194回理事会にて「保育功労賞」をお受けいただくことが決定いたしました。

本来ならば、全国私立保育研究大会開会式におきまして表彰式を執り行うところでございますが、本年度の全国大会は開催しないことが決定しておりますため、皆様方の永年に亘るご功績・活動に敬意を表し、後日表彰状ならびに記念品の発送をもちまして表彰と代えさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

このたびのご受賞をあらためてお祝い申しあげますとともに、今後とも未来を担う子どもたちのため、また児童福祉・保育事業振興のためにご活躍くださいますよう心より祈念申し上げます。

謹白

【お問い合わせ】
公益社団法人全国私立保育連盟
事務局　塙　久美子
Tel 03-3865-3880　Fax 03-3865-3879
E-mail　khanawa@zenshihoren.or.jp

令和3年度　全私保連表彰　被表彰者名簿

〔保育功労賞〕

No.	加盟団体	氏名	役職	施設名
2870	(一社)札幌市私立保育園連盟	末澤　敏裕	園長	幌南華園保育園
2871	(一社)札幌市私立保育園連盟	秦　光円	園長	白石中央保育園
2872	(一社)札幌市私立保育園連盟	鳥居　敬徳	園長	幼保連携型認定こども園澄川ひろのぶ保育園
2873	(一社)札幌市私立保育園連盟	岩橋　由	元園長	救世軍桑園保育所
2874	釧路市私立保育園連合会	小熊　洋美	園長	双葉認定こども園
2875	青森県私立保育園協会	今井　哲	園長	平賀保育園
2876	岩手県私立保育園連盟	豊巻　節子	理事長・園長	むつみ保育園
2877	秋田県民間保育協議会	熊谷　優子	園長	かわぐち保育園
2878	秋田県民間保育協議会	安宅　善隆	園長	こばと保育園
2879	茨城県民間保育協議会	野上　　保	園長	あゆみ保育園
2880	茨城県民間保育協議会	小池　　健	園長	認定こども園みなみ保育園
2881	茨城県民間保育協議会	額賀　孝子	園長	しらゆり保育園
2882	茨城県民間保育協議会	川﨑　　誠	園長	平磯保育園
2883	栃木県民間保育園連盟	粂川　晶子	園長	森の子保育園
2884	栃木県民間保育園連盟	近藤　亮	理事長・園長	しらとり保育園
2885	(一社)群馬県民間保育園・こども園協会	白石　浩秋	園長	菱保育園
2886	(一社)群馬県民間保育園・こども園協会	佐藤　達全	園長	星の光こども園
2887	(一社)埼玉県私立保育園連盟	立田　千陽子	元理事長	見沼あかね保育園
2888	(一社)埼玉県私立保育園連盟	吉本　由美子	保育士	開栄保育園
2889	千葉県民間保育振興会	杉田　恒子	園長	柏井保育園
2890	千葉県民間保育振興会	中川　一世	園長	みのり保育園
2891	(公社)千葉市民間保育園協議会	大森　喜久代	理事長・園長	今井保育園
2892	(一社)東京都民間保育園協会	宮﨑　招久	園長	城山保育園
2893	(一社)東京都民間保育園協会	野上　浩	園長	八王子ひまわり保育園
2894	(一社)東京都民間保育園協会	下竹　敬史	園長	さくら保育園
2895	(一社)東京都民間保育園協会	笹井　美奈子	園長	あいあい保育園
2896	静岡県保育連合会	井原　佳明	園長	たちばな保育園
2897	富山県私立保育連盟	小島　貴子	園長	石金こども園
2898	(一社)岐阜県民間保育園･認定こども園連盟	安藤　清秀	園長	木之本保育園
2899	(一社)岐阜県民間保育園･認定こども園連盟	渡邉　皆人	園長	森山学園
2900	(公社)名古屋民間保育園連盟	西川　禎信	園長	並木保育園
2901	(公社)名古屋民間保育園連盟	竹内　公子	園長	昭和保育園
2902	(公社)名古屋民間保育園連盟	平岩　恭子	理事長	千草保育園
2903	(公社)名古屋民間保育園連盟	小西　文代	元園長	とうえい保育園
2904	(一社)愛知県私立保育園連盟	天野　孝之	元園長	春日井保育園
2905	(一社)愛知県私立保育園連盟	村田　周治郎	園長	幼保連携型認定こども園正林寺保育園
2906	滋賀県私立保育園連盟	川田　久美子	理事長・園長	はすねだこども園
2907	(公社)京都市保育園連盟	嶋本　弘文	園長	安朱保育園
2908	(公社)京都市保育園連盟	今村　いつ枝	園長	祥南保育園
2909	(公社)京都市保育園連盟	片岡　滋夫	園長	椥辻こども園
2910	京都府民間保育園協会	笠置　英恵	園長	今里こども園
2911	(一社)大阪市私立保育連盟	本田　久美子	施設長	新生保育園
2912	(一社)大阪市私立保育連盟	藤木　克己	施設長	みどり保育園
2913	(一社)大阪市私立保育連盟	久富　陽子	施設長	巽保育園
2914	(一社)大阪市私立保育連盟	長瀬　光子	施設長	大阪聖和保育園
2915	(一社)大阪市私立保育連盟	富田　恵美子	施設長	ミード保育園
2916	(公社)神戸市私立保育園連盟	髙畠　知加子	園長	幼保連携型認定こども園竹の台保育園
2917	(公社)神戸市私立保育園連盟	髙橋　章子	園長	幼保連携型認定こども園たから保育園
2918	(公社)兵庫県保育協会	北芝　政文	理事長・副園長	清心緑が丘認定こども園
2919	(公社)兵庫県保育協会	伊達　惠一	園長	西脇こども園
2920	(公社)兵庫県保育協会	原田　康江	園長	認定こども園旭こども園
2921	(一社)西宮市私立保育協会	藤原　和子	園長	やまよしKidsgarden園

No.	加盟団体	氏名	役職	施設名
2922	鳥取県子ども家庭育み協会	保木本　智恵美	主任准看護師	鳥取あすなろ保育園
2923	島根県私立保育園連盟	吉田　哲明	理事長・園長	くもぎ保育園
2924	島根県私立保育園連盟	尾添　博美	園長	ほくよう保育園
2925	岡山県私立保育園連盟	坂本　昭美	元園長	三和保育園
2926	岡山県私立保育園連盟	小野　啓子	園長	昭和保育園
2927	(一社)広島市私立保育協会	築地　敏美	業務執行理事兼総括施設長	認定こども園五日市乳児保育園
2928	(一社)広島市私立保育協会	河野　秀睦	園長	若葉保育園
2929	徳島県私立保育園連盟	井上　宣英	所長	桑島保育所
2930	高知県保育所経営管理協議会	山﨑　雄一郎	園長	ひなぎく保育園
2931	(公社)北九州市私立保育園連盟	山﨑　啓子	園長	こじか保育園
2932	(公社)北九州市私立保育園連盟	海野　潤子	園長	洗心保育園
2933	(一社)福岡市保育協会	城戸　裕子	施設長	どろんこ保育園
2934	(一社)福岡市保育協会	髙山　英樹	施設長	信明保育園
2935	(一社)福岡市保育協会	古賀　成麿	施設長	光應寺保育園
2936	(公社)福岡県保育協会	水野　秀子	理事長・園長	あそか保育園
2937	(公社)福岡県保育協会	野口　裕美子	主任保育士	あそか保育園
2938	(一社)長崎県保育協会	柿田　正	理事長・園長	滑石センター保育園
2939	(一社)長崎県保育協会	玉藤　智子	主幹保育教諭	住吉こども園
2940	(一社)長崎県保育協会	廣井　昭子	園長	日見保育園
2941	(一社)長崎県保育協会	伊藤　潮	理事長	鶴見台保育園
2942	(一社)宮崎県保育連盟連合会	弘中　信厚	園長	橘保育園
2943	(一社)宮崎県保育連盟連合会	峯田　英良	理事長・園長	なるたき保育園
2944	(一社)宮崎県保育連盟連合会	瀬口　信一	施設長	さつき児童クラブ・今町小さつき児童クラブ
2945	(一社)沖縄県私立保育園連盟	新里　政	園長	かんな保育園
2946	(一社)沖縄県私立保育園連盟	上間　浩也	園長	愛和保育園
2947	(一社)沖縄県私立保育園連盟	當山　選也	園長	小羊保育園

〔連盟特別功労賞〕

No.	加盟団体	氏名	役職	施設名
1	(公社)全国私立保育連盟	小林　広樹	理事	小林会計事務所
2	(公社)全国私立保育連盟	榊原　洋一	理事	お茶の水女子大学チャイルド・リサーチ・ネット
3	(公社)全国私立保育連盟	新澤　誠治	理事	子育てセンター実践交流会
4	(公社)全国私立保育連盟	古川　孝順	監事	長野大学

〔連盟功労賞〕

No.	加盟団体	氏名	役職	施設名
1	秋田県民間保育協議会	鷲尾　道子	園長	みどり保育園
2	(公社)千葉市民間保育園協議会	木村　秀二	園長	寒川保育園
3	(一社)東京都民間保育園協会	富岡　孝幸	園長	稲城市立第六保育園
4	(一社)岐阜県民間保育園･認定こども園連盟	鷹橋　賢淳	園長	市橋保育園
5	(一社)愛知県私立保育園連盟	坂田　充彦	園長	住吉こども園
6	(公社)京都市保育園連盟	村井　祐昭	園長	かがやき保育園

令和３年６月　日

組織名：　千葉県民間保育振興会

担当者名：　山田　裕宇記

※以下の枠内に第 59 回定期総会委任状ハガキ件数のご記入をお願いいたします。

※貴組織役員の方で全私保連理事の方がおられましたら、以下の枠内の全私保連理事園分に委任状ハガキ件数の記入をお願いいたします。

【委任状ハガキ回収数】

会員園分	144	件
全私保連理事園分	0	件
合計	144	件

※全私保連理事に全私保連各専門部員・予対委員・青年会議等の方々は含まれません。

委任状ハガキを会員園・理事園に分けて輪ゴムで括りこの用紙と併せて、全私保連事務局までご送付をお願いいたします。

千葉県民間保育振興会

令和３年度　研修案内

１．　砂上　　史子先生(千葉大学)　会場：千葉市民会館　特別会議室２

日時：　９月２８日　(火)　14：00～１６：00

内容：保育現場の人間関係対処法について

２．　市川　　奈緒子先生(白梅学園大学)　Zoom 研修

日時：１２月２０日　(木)　14：00～16：00

内容：発達が気になる子、子どもの療育について

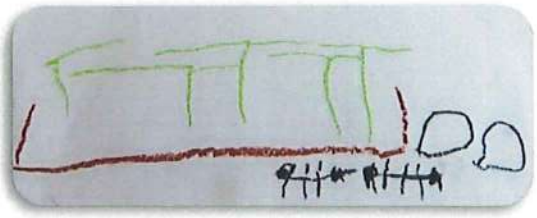

千葉県民間保育振興会

令和３年度　研修案内

砂上　史子先生（千葉大学）　　会場：千葉市民会館　特別会議室２

日時：　　９月２８日（火）　14：00～16：00

内容：保育現場の人間関係対処法について

市川　奈緒子先生（白梅学園大学）　　**Zoom 研修**

日時：　12 月 20 日　（火）　14：00～16：00

内容：発達が気になる子、子どもの療育について

千葉県民間保育振興会の研修委員会では、これまで「振興会独自の取り組み」として、保育の「質」を下記の２本の柱でとらえ、講義と実践を行き来して対話できる学び方として積み重ねる研修を行ってきました。

保育の「質」を高めるための、キャリアアップ研修も始まりましたが、待機児童対策の「量」の確保ばかりがクローズアップされてしまっていないでしょうか。保育の「質」を高めたい。この課題にきちんと向き合い考えなくてはと思っています。

研修の２本柱

１.園経営と保育哲学のエッセンス

２.保育内容　保育の「新」と「真」と「芯」を考える

※令和３年度はコロナウイルス感染予防に努めながら規模縮小、オンライン研修も取り入れ行ないます。ご理解の程、宜しくお願い致します。

講師の先生と共有し深めることのできる内容となっています。保育の本質と向き合う、これからの保育を学び合う研修です。ご参加お待ちしております。

令和３年度　砂上史子先生研修会

～保育現場の人間関係対処法～

講師プロフィール

所属：千葉大学教育学部　教授　　専門分野：保育学

富山大学教育学部幼稚園教員養成課程卒業。日本女子大学大学院、お茶の水女子大学大学院を経て、２００１年弘前大学教育学部講師に着任。２００５年千葉大学教育学部講師。２０１８年より現職。

２０１３年白梅学園大学大学院にて、博士（子ども学）を取得。

文部科学省中央教育審議会初等中等教育学科教育課程部会幼児教育部会委員、厚生労働省社会保障審議会保育専門委員会委員、内閣府幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会委員を務め、平成２９年３月３１日告示の３法令（幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）全ての改訂（定）に関わる。

保育現場で職員同士、保護者に対してコミュニケーションをどのようにしたいいのか？とよく耳にします。現場の保育士、保育園の管理者は人間関係について話し合いをしながら日々過ごしていることでしょう。

今年度は砂上先生より、「保育現場の人間関係対処法　職員と保護者との付き合い方」について、お話をして頂きます。皆さんで学びを深めたいと思います。

沢山のご参加お持ちしています。

砂上史子先生よりメッセージ

子どもを健やかに育み、家庭や地域の子育てを支えるには、「保育の質」を保つことが必要不可欠です。そして、「保育の質」とは「保育者の質」に他なりません。

「保育者の質」は、専門職としての知識・技能、倫理観や人間性などによりますが、それらは、保育者自身が心身ともに健やかでなければ発揮することができません。

研修を通して、保育者が笑顔で健やかに働き続けるためのまた風通しの良い職場づくりのためのヒントをお伝えできたらと考えています。

令和３年度　砂上史子先生研修会

【開 催 日 時】　９月　28 日（月）　14:00～16：00

【会　　場】　千葉市民会館　特別会議室２
（会場につきましては変更になる場合があります）

【参　加　費】　￥1,000

【支 払 方 法】　現金にて、研修日にお願いします。
（領収証を発行します）

【申 込 連 絡 先】　蓮沼保育園　　伊藤　朋成
〒289－1806　山武市蓮沼ハの１０３３－３
TEL：０４７５－８６－２１９３
FAX:０４７５－８６－２４５９

【申 込 方 法】　下記参加申込書を FAX にてお送りください。

【締　切　り】　８月　　20 日（金）〆切　　定員４０名

保育現場の人間関係対処法について　　**参加申込書**　　月　　日

保育園名				
保育園住所 Ｅメールアドレス	〒			
ＴＥＬ		FAX		
ふりがな 参加者氏名		役　職	担当年齢	経験年数
ふりがな 参加者氏名		役　職	担当年齢	経験年数
ふりがな 参加者氏名		役　職	担当年齢	経験年数

※参加される人数が上記で足りない場合は、コピーをしてお申し込み下さい。

令和３年度　市川奈緒子先生研修会

～発達が気になる子、子どもの療育について～

講師プロフィール
所属：白梅学園大学　教授
専門分野（研究課題）：インクルーシブ保育における個別指導計画、特別支援教育、
保育者の専門性
東京大学文学部　東京大学大学院教育学研究科卒業。
著書：「発達障害の心理臨床」共編　有斐閣
「発達が気になる子の本当の発達」　単著　風鳴舎
「発達障害の子を育てる親の気持ちと向き合う」共著　金子書房　　など

保育現場で発達が気になるお子さんの対応について学びたいという現場の声を多く聞きます。
今年度は、市川先生を講師にお招きし、ご講義して頂きます。
皆さんで学びを深めたいと思います。
沢山のご参加をお待ちしています。

市川奈緒子先生よりメッセージ

私は長い間、療育機関で仕事をしてきましたが、発達が気になる子どもの未来を開いてくださるのは、保育の中で子ども達に毎日寄り添ってくださる保育者の方々だといつも思います。
今回は皆さまへ、感謝の気持ちを込めてお話したいと思います。

令和３年度　市川奈緒子先生研修会

～発達が気になる子、子どもの療育について～

【開 催 日 時】　12 月　20 日（月）　14:00～16：00
Zoom 研修

【参　加　費】　無料

【申 込 連 絡 先】　富津保育園　飯田　倫雄

〒293-0021　富津市富津 396－34
TEL：0439－87－2104
FAX:0439－88－0051

【申 込 方 法】　下記参加申込書を FAX にてお送りください。

【締　切　り】　11 月　20 日　（月）〆切　　定員 100 名

参加申込書　　月　　日

保育園名				
保育園住所 Ｅメールアドレス	〒			
ＴＥＬ		FAX		
ふりがな 参加者氏名		役　職	担当年齢	経験年数
ふりがな 参加者氏名		役　職	担当年齢	経験年数
ふりがな 参加者氏名		役　職	担当年齢	経験年数

※参加される人数が上記で足りない場合は、コピーをしてお申し込み下さい。

公益社団法人 全国私立保育連盟

令和３年度 第１回

予 算 対 策 会 議

日時：令和３年6月８日(火)
13：00 ～ 15：30
※オンライン開催

議事次第

1. 会長／予算対策会議議長挨拶

2. 来賓紹介・ご挨拶

3. 行政説明・質疑
○ 内閣府　　子ども・子育て本部（P.４）
○ 厚生労働省 子ども家庭局 保育課（P.11）

4. 保育を取り巻く予算・制度の情勢及び経過報告（P.38）

5. 協議事項
（１）全私保連 令和４年度保育関係予算並びに制度に向けた要望案について（P.58）
（２）署名・カンパの取り組みについて（P.63）
（３）各地域における取組について、意見・情報交換

6. 参考資料
・予算対策会議規程（P.68）
・予算対策会議名簿（P.70）

7. 閉会挨拶

以上

経 過 報 告　令和２年10月13日 ～ 令和３年６月８日まで（付　以後の主な予定）

・括弧は主に外部会合・会議　※但し、未確定、変更前の記載を含む

１０月１３日　第２回予算対策会議（１３：００～１５：３０　於：参議院議員会館）

１０月１６日　第４４回札幌市私保連保育研究大会（札幌文化芸術劇場hitaru）
１０月２０日　第６回組織部会（１３：３０～）※ＷＥＢ併用
１０月２０日　第７回研修部会（１３：３０～）※ＷＥＢ併用
１０月２１日　第４回保育制度検討会単価検討部会（１３：３０～）※ＷＥＢ併用
１０月２２日　臨時ゼンポ営業推進会議【事業部会】（１３：００～）※ＷＥＢ開催
１０月２２日　第７回研究企画委員会（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
１０月２３日　第２回全国私立保育園研究大会企画運営会議（１３：００～大阪市・たかつガーデン）
１０月２６日　東海・北陸ブロック会議
１０月２６日　第５回事務局会議（１３：００～）※ＷＥＢ併用
１０月２７日　常務会（９：３０～）・第７回常任理事会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
１０月２８日　第７回保育カウンセリング企画部会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
１０月２８日　第６回保育運動推進会議（１３：００～）※ＷＥＢ併用
（１０月２８日　保育三団体令和３年度予算制度要望の手交(厚生労働省、内閣府、財務省)）
１０月２９日　第５回国際委員会（１４：００～）※ＷＥＢ併用
１０月３０日　第５回調査部会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
１０月３０日　第３回保険金支払指針運用管理委員会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
１０月３０日　第２回園内研修コーディネーター育成講座企画会議（１５：００～）※ＷＥＢ併用
１１月４日　関東ブロック会議（全国保育会館）
（１１月４日　保育分野における職業紹介事業に関する協議会（第１回））
１１月６日　第８回広報部会（１３：３０～京都市・都ホテル）
１１月６日　第８回研修部会（１３：３０～）※ＷＥＢ併用
１１月９日　第３回全国私立保育園研究大会企画運営会議（１３：００～大阪市・たかつガーデン）
１１月９日　保育カウンセリング企画部WT会議・西チーム（１３：００～広島市・広島市総合福祉センター）
１１月９日　青年会議第３回幹事会　WEB研修会講師打ち合わせ（１１：００～）全国保育会館
１１月１１日　青年会議第１０回役員会　（１５：００～）宮崎観光ホテル　※ＷＥＢ併用
１１月１２日　人口減少社会における保育に関する意見交換（１０：００～）
１１月１６日　第６回事務局会議（１３：００～）※ＷＥＢ併用
１１月１６日～１７日　あずさ監査法人　中間監査
１１月１７日　常務会（９：３０～）・第８回常任理事会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
１１月１８日　第７回保育運動推進会議（１３：３０～）※ＷＥＢ併用
１１月２０日　北海道・東北ブロック役員研修会及びブロック会議（函館市・函館国際ホテル）
１１月２０日　第８回研究企画委員会（１０時～１２時）※ＷＥＢ開催
１１月２４日　保育カウンセリング企画部WT会議・東チーム（１０：００～）※ＷＥＢ併用
１１月２４日　第８回保育カウンセリング企画部会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
１１月２４日～２５日　第７回組織部会（熊本県・WEB併用）
（１１月２４日　「不適切保育に関する対応について」第１回研究会）
（１１月２６日　保育三団体協議会代表者会議(第４回)実務者会議(第４回)（１０：００～））
１１月２６日　第４回予対正副議長会議（１３：００～）※ＷＥＢ併用
１１月３０日　第３回青年会議幹事会・第11回青年会議役員会（１４：００～）全国保育会館※ＷＥＢ併用
（１２月１日　子ども・子育て会議（第54回）※オンライン会議）
１２月１日　第６回調査部会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
１２月１日　第９回研修部会（１３：３０～）※ＷＥＢ併用
（１２月１日　障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究　第１回検討委員会
※オンライン開催）
１２月３日　第２回保育制度検討会（１４：００～）※ＷＥＢ併用
１２月４日　第８回保育運動推進会議（１０：００～）※ＷＥＢ併用
１２月４日　第６回ゼンポ営業推進会議【事業部会】（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
１２月７日　第６回国際委員会（１４：００～）※ＷＥＢ併用
１２月８日　研修部Ｗｅｂｅｘ講習会（１１：００～１２：００）※ＷＥＢ開催
１２月８日　第９回広報部会（１３：３０～）※ＷＥＢ併用
１２月９日　第７回事務局会議（１１：００～）※ＷＥＢ併用
１２月１７日　第５回保育制度検討会単価検討部会（１４：００～）※ＷＥＢ併用
１２月１８日　常務会（９：３０～）・第９回常任理事会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
１２月２１日　第９回保育カウンセリング企画部会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
（１２月２１日　保育分野における職業紹介事業に関する協議会（第２回））
（１２月２４日　保育三団体協議会代表者会議(第５回)実務者会議(第５回)（１７：００～）※オンライン会議）
（１２月２５日　子ども・子育て会議（第55回）※オンライン会議）
１２月２８日　第９回研究企画委員会（１０：００～１２：００）

（令和３年）
１月６日　臨時研修部会（１３：３０～１５：００）※ＷＥＢ開催
１月８日　保育運動推進会議　打ち合わせ（１６：００～１７：００）※ＷＥＢ開催
１月１２日　第１０回保育カウンセリング企画部会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
１月１３日　第７回ゼンポ営業推進会議【事業部会】（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
１月１３日　臨時青年会議幹事会（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
１月１４日　第９回保育運動推進会議（９：３０～）※ＷＥＢ併用
１月１４日　第８回組織部会　（１４：００～）※ＷＥＢ併用
１月１４日　第１０回広報部会（１３：３０～）※ＷＥＢ併用
１月１５日　第１９２回理事会（１４：００～）※ＷＥＢ開催
１月１５日　あずさ監査法人トップヒアリング（１７：００～）※ＷＥＢ開催
（１月１８日　保育三団体協議会代表者会議(第６回)実務者会議(第６回)（１４：００～）※オンライン会議）
（１月１９日　第１回人口減少地域等における保育の事業継続等に係る取組みの在り方検討研究会）
（１月１９日　保育分野における職業紹介事業に関する協議会（第３回））
１月２０日　保育カウンセラー有資格者のためのスキルアップ研修会オンライン研修デモンストレーション（１０：００
～１２：００）※ＷＥＢ併用
（１月２０日　子ども・子育て会議（第56回）※オンライン会議）

１月２１日 第１０回研修部会（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
１月２２日 関東ブロック会議
(１月２２日「不適切保育に関する対応について」第２回研究会)
１月２７日 全国研修部長会議ＷＥＢ開催デモンストレーション（１０：００～）
１月２７日 第４回保険金支払指針運用管理委員会（１５：３０～１６：３０ 於：札幌市）
１月２８日 保育カウンセリング企画部ＷＥＢ動画・大竹直子氏撮影（１０：００～）
１月２９日 常務会（９：３０～）・第１０回常任理事会（１３：００～）(函館市・フォーポイントバイシェラトン函館)
２月１日 第７回調査部会（１３：００～）※ＷＥＢ開催
２月１日 保育カウンセリング企画部ＷＥＢ動画・齊藤崇氏撮影（１３：００～）
(２月３日 障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究 第２回検討委員会 ※オンライン開催)
２月８日 第１０回保育運動推進会議（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
２月８日 第７回国際委員会（１５：００～）※ＷＥＢ併用
２月９日 令和２年度全国研修部長会議※１２月１８日ＷＥＢ開催決定
２月９日 青年会議第１２回役員会 （１３：３０～）※ＷＥＢ開催
２月１２日 第１１回広報部会（１３：００～・京都市）※ＷＥＢ併用
２月１２日 第１１回研修部会（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
２月１２日 保育運動推進会議 誌上シンポジウム事前趣旨説明会（１３：００～）※ＷＥＢ開催
(２月１２日 障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究 第３回検討委員会 ※オンライン開催)
２月１５日 第８回事務局会議（１３：００～）※ＷＥＢ併用
２月１６日 臨時青年会議幹事会・研修会 （１４：００～）全国保育会館 ※ＷＥＢ併用
２月１６日 第１０回研究企画委員会（１０：００～）※ＷＥＢ開催
(２月１８日 第２回人口減少地域等における保育の事業継続等に係る取組みの在り方検討研究会)
(２月１８日 保育分野における職業紹介事業に関する協議会（第４回）)
２月１９日 第１１回保育カウンセリング企画部会（１３：００～・エクシブ琵琶湖)
２月２２日 第９回組織部会（１４：３０～）※ＷＥＢ併用
２月２４日 常務会（９：３０～）・第１１回常任理事会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
２月２５日 第８回ゼンポ営業推進会議【事業部会】（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
２月２６日 第８回調査部会（１３：００～）※ＷＥＢ開催
(３月１日「不適切保育に関する対応について」第３回研究会)
(３月２日 保育三団体協議会代表者会議(臨時会)実務者会議(臨時会)（１０：００～）※オンライン会議)
３月３日 第１１回保育運動推進会議（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
３月４日 第５７回代表者会議（１０：００～１２：００）※ＷＥＢ併用
３月４日 第１９３回理事会（１４：３０～）※ＷＥＢ併用
３月８日 子どもの育ちを支える運動誌上シンポジウム（１０：００～・北見市）
３月９日 保育運動推進会議 作業会（１０：００～）※ＷＥＢ開催
３月９日 第１２回広報部会（１３：３０～・京都市）※ＷＥＢ併用
３月１０日 第１２回研修部会（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
３月１０日 研究企画委員会・国際委員会合同会議（１４：００～１４：３０）※ＷＥＢ開催
３月１０日 第８回国際委員会（１４：３０～）※ＷＥＢ開催
３月１０日 北海道・東北ブロック会議※ＷＥＢ開催
(３月１５日 第３回人口減少地域等における保育の事業継続等に係る取組みの在り方検討研究会)
３月１５日 第１０回組織部会（１３：３０～）※ＷＥＢ併用
３月１５日～１６日 あずさ監査法人 監査（９：３０～）
３月１６日 第９回事務局会議（１３：００～）※ＷＥＢ併用
３月１７日 常務会（９：３０～）・第１２回常任理事会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
(３月１８日 障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究 第４回検討委員会 ※オンライン開催)
３月２２日 第２回保育制度検討会・予対正副議長会議合同会議（１３：００～）※ＷＥＢ併用
３月２２日 第１１回研究企画委員会（１３：３０～）※ＷＥＢ開催

（令和３年度）
４月１日 第１回研修部会（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
４月２日 あずさ監査法人実査（９：３０～）
４月５日 関東ブロック会議（保育会館）
４月６日 第１回保育運動推進会議（１４：００～）※ＷＥＢ併用
４月６日 第１回国際委員会（１４：００～）※ＷＥＢ開催
４月８日 第１回全国私立保育研究大会企画運営会議（１３：００～大阪市・たかつガーデン）
４月９日 第１回調査部会（１３：００～）※ＷＥＢ開催
４月９日 第１回広報部会（１３：３０～）※ＷＥＢ併用
４月９日 あずさ監査法人、小林会計事務所決算打合せ（１７：００～１８：００）※ＷＥＢ開催
４月１２日 第１回保育カウンセリング企画部会（１１：００～）※ＷＥＢ併用
４月１３日 第１回組織部会（１４：００～）※ＷＥＢ併用
４月１４日 第１回事務局会議（１１：００～）※ＷＥＢ併用
４月１６日 第１回保険金支払指針運用管理委員会（１５：３０～）※ＷＥＢ開催
４月２０日 第４０回青年会議宮崎大会 現地調査（１０:００～・宮崎観光ホテル）※ＷＥＢ併用
４月２０日 近畿ブロック会議（京都府・都ホテル）
４月２１日 北海道・東北ブロック会議（札幌市・ANAクラウンプラザホテル札幌）※ＷＥＢ併用
４月２２日 第１回ゼンポ営業推進会議【事業部会】（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
(４月２３日 保育三団体協議会代表者会議(第１回)実務者会議(第１回)（１０：００～）※オンライン会議)
４月２６日 常務会（９：３０～）・第１回常任理事会（１３：００～）・表彰審査委員会※ＷＥＢ併用
４月３０日 第１回研究企画委員会（１５：００～）※ＷＥＢ開催
５月 ６日 第２回保育運動推進会議（１４：００～）※ＷＥＢ併用
５月１１日 第１回青年会議幹事会 （１３：００～・全国保育会館）※ＷＥＢ併用
５月１１日 第２回研修部会（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
５月１１日 第２回広報部会（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
５月１２日 第２回組織部会（１４：００～）※ＷＥＢ併用
５月１３日 第２回保育カウンセリング企画部会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
５月１４日 第２回事務局会議（１３：００～）※ＷＥＢ併用

５月１７日　第１回保育制度検討会単価検討部会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
５月１９日～２１日　あずさ監査法人期末監査（９：３０～）
５月２１日　常務会（９：３０～）・第２回常任理事会（１１：００～１３：００・１４：００～）※ＷＥＢ併用
５月２１日　役員銓衡委員会（１３：００～１４：００）※ＷＥＢ併用
５月２４日　第２回調査部会（１３：００～）※ＷＥＢ開催
５月２６日　関東ブロック会議（保育会館）
（５月２６日　地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会(第１回)※オンライン開催）
５月２７日　第２回ゼンポ営業推進会議【事業部会】・ゼンポ取締役会（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
５月２８日　連盟期末監査（１３：３０～１５：００）
５月３１日　第１回保育制度検討会・予対正副議長会議合同会議（１１：００～）※ＷＥＢ併用
５月３１日　第２回研究企画委員会（１３：００～）※ＷＥＢ開催
６月４日　常務会（１０：００～）
６月４日　臨時常任理事会（１２：００～・全国保育会館）※ＷＥＢ併用
６月４日　第２回役員銓衡委員会（１３：００～１３：３０）※ＷＥＢ併用
６月４日　第１９４回理事会（１４：００～・全国保育会館）※ＷＥＢ併用
６月４日　第２回国際委員会（１４：３０～）※ＷＥＢ開催
（６月４日　保育三団体協議会代表者会議(第２回)実務者会議(第２回)（１６：００～）※オンライン会議）
６月７日　第３回広報部会（１３：３０～）※ＷＥＢ併用
６月７日　第３回保育運動推進会議（１４：００～）※ＷＥＢ開催
６月８日　第１回予算対策会議（１３：００～・全国保育会館）※ＷＥＢ併用
６月８日　第３回組織部会（１４：３０～）※ＷＥＢ併用

今 後 の 主 な 予 定(案を含む)

６月１０日　第３回事務局会議（１３：００～）※ＷＥＢ開催
６月１４日　第３回研修部会（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
６月１５日　常務会（９：３０～）・第３回常任理事会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
（６月１８日　子ども・子育て会議（第57回）※オンライン会議）
６月２１日　第３回保育カウンセリング企画部会（１０：００～）※ＷＥＢ併用
６月２１日　第５８回代表者会議（１４：００～・全国保育会館）※ＷＥＢ併用
６月２１日　東海・北陸ブロック会議（保育会館）
６月２２日　第５９回定期総会（１１：００～・浅草ビューホテル）
６月２２日　第１９５回理事会（浅草ビューホテル）※ＷＥＢ併用
６月２３日　第３回ゼンポ営業推進会議【事業部会】・ゼンポ出資者会・総会（１３：３０～）
６月２８日　第３回研究企画委員会（１０：００～）※ＷＥＢ開催
６月２８日　第２回保育制度検討会単価検討部会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
７月１日　ゼンポ学習会・第４回ゼンポ営業推進会議【事業部会】（１１：００～）※ＷＥＢ開催
７月２日　第1回園内研修コーディネーター育成講座企画会議（１０：００～）※ＷＥＢ開催
７月５日　第３５回全国事務局長会議（１３：００～全国保育会館）※ＷＥＢ併用
７月６日　第４回広報部会（１３：３０～）※ＷＥＢ併用
７月７日～９日　オンライン園長セミナー2021（東京都・全国保育会館）　※ＷＥＢ開催
７月７日　第３回調査部会（１５：００～）※ＷＥＢ併用
７月１２日　第４回事務局会議（１３：００～）※ＷＥＢ併用
７月１３日　常務会（９：３０～）・第４回常任理事会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
７月１３日　あずさ監査法人決算報告会
７月１５日　第４回研修部会（１３：３０～）※ＷＥＢ開催
７月１９日　第１回予対正副議長会議（１３：００～）※ＷＥＢ併用
７月２１日　第２回全国私立保育研究大会企画運営会議（１４：００～大阪市・たかつガーデン）※ＷＥＢ併用
７月２９日　第４回保育カウンセリング企画部会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
８月１７日　常務会（９：３０～）・第５回常任理事会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
８月２６日　令和３年度全国調査部長会議※４月９日ＷＥＢ開催決定
９月１日　関東ブロック会議（保育会館）
９月１０日～１１日　園内研修コーディネーター育成講座 関西会場・前期（京都市・京都経済センター）
９月２４日～２５日　園内研修コーディネーター育成講座 関東会場・前期（東京都・全国保育会館）
９月１５日　第５回ゼンポ営業推進会議【事業部会】（１１：００～）
９月１５日　第９回全国ブロック担当弁護士会議（１５：００～１７：３０）
９月２７日　第５回保育カウンセリング企画部会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
９月２８日　第２回青年会議幹事会　（１０：００～・宮崎県　宮崎観光ホテル）※ＷＥＢ併用
９月２８日～２９日　第４０回青年会議宮崎大会（宮崎県　宮崎観光ホテル）
１０月１２日　第２回予算対策会議（１３：００～１５：３０　於：参議院議員会館(予定)）
（１０月１４日～１５日　全保協　第６５回全国保育研究大会　山形県山形市）
１０月２１日～２２日　全私保連　幹部セミナー（ホテルグランヴィア広島）
１０月２７日　第６回保育カウンセリング企画部会（１３：００～）※ＷＥＢ併用
１０月２８日～２９日　全国事業部長会議並びに全国版・(有)ゼンポ営業推進会議（１３：３０～・ホテルオークラ神戸）
１１月１２日　第６４回全国私立保育研究大会（大阪大会）事前打ち合わせ会（大阪市・大阪国際会議場）
１１月２４日～２６日　令和３年度保育実践セミナー（石川県・ホテル金沢）
１２月１０日～１１日　園内研修コーディネーター育成講座 関東会場・後期（東京都・全国保育会館）
１２月２４日～２５日　園内研修コーディネーター育成講座 関西会場・後期（京都市・京都経済センター）

（令和４年）
１月２６日～２８日　第４６回保育総合研修会（神戸市・ANAクラウンプラザホテル神戸）
２月９日～１０日　第３１回政令指定都市会議（名古屋市・名古屋東急ホテル）
２月１４日～１５日　令和３年度全国研修部長会議（東京都・浅草ビューホテル）

（令和４年度）
５月１９日～２１日　第６４回全国私立保育研究大会（大阪大会）
１０月２７日～２８日　第４１回青年会議愛知大会（愛知県）※開催予定

（令和５年度）
６月１４日～１６日　第６５回全国私立保育研究大会（徳島大会）

公定価格について

令和3年6月8日
内閣府子ども・子育て本部

令和３年度　私立保育所の運営に要する費用に係る通知について

○　私立保育所への委託費については、公定価格の改定にあわせて、「私立保育所の運営に要する費用について」（内閣府・厚生労働省連名通知）により内訳を示すとともに、予算積算上の職種ごとの給与格付けやそれに基づいて算出した年額人件費を参考として示している。

○　事業費や管理費は全国一律である一方、人件費では地域手当が地域区分ごとに異なることを踏まえ、令和３年度から、職種ごとの年額人件費について、これまでの全国平均額に加えて、地域区分ごとの金額についても示している。

【令和3年度の地域区分別人件費】

職　種	人件費（年額）								
	20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域	全国平均
所　　長	556万円	537万円	532万円	518万円	509万円	490万円	476万円	462万円	494万円
主任保育士	522万円	505万円	500万円	487万円	479万円	462万円	449万円	436万円	465万円
保　育　士	442万円	427万円	424万円	413万円	405万円	391万円	380万円	369万円	394万円
調 理 員 等	366万円	354万円	351万円	342万円	336万円	324万円	315万円	306万円	327万円

※「人件費（年額）」は、賞与や地域手当等を含めて算出した予算積算上の人件費の年額（処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱは含まない。）
※「全国平均」は、加重平均により算出した地域手当の全国平均値を用いて算出した額である。

○　この年額人件費については、積算上の金額であることから、以下の点にご留意頂きたい。
・職員の人数や経験年数、賃金体系等は保育所ごとに異なり、通知で示す予算積算上の人件費と実際に支払われる人件費との差額のみをもって単純に給与水準の適否を判断することはできないこと。

※　例えば、委託費で算定されている職員数（配置基準）を超えて職員を雇用している保育所では、その職員数に応じた職員１人当たりの給与水準となることも考えられる。

・通知で示す１人当たりの予算積算上の人件費を理由に給与水準を低下させることは不適切であること。

処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件の必須化時期の取扱いについて

○ 処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善の対象となる職員については、
・副主任保育士、専門リーダー、中核リーダーについては、４分野以上または計60時間以上の研修、
・職務分野別リーダー・若手リーダーについては担当分野に係る研修（または計15時間以上の研修）
を修了していることが要件の一つとなっているが、研修受講の負担を考慮し、令和４年度を目途に研修要件の必須化を目指すこととし、具体的には、令和３年度までの間は研修要件を課さず、令和４年度開始までに研修の受講状況を踏まえ、必須化時期を確定することとしてきた。

○ 昨年からの新型コロナウイルス感染症の流行が研修の実施及び受講に影響を与えており、また、「令和２年の地方分権改革に関する提案募集」においても研修の必須化時期の延長について要望が出されていることなどを踏まえ、研修の受講状況及び実施状況等に関する調査を実施し、その結果を基に研修修了要件の部分的な緩和も含めて検討し、令和３年度の早期に研修修了要件の必須化時期の取扱いについて改めて示すこととしている。

令和２年の地方から提案等に関する対応（令和２年12月18日閣議決定）（抄）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）１条35 号の５）の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。

・研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和３年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

○ 一方で、保育現場で働く職員の専門性の向上とそれを通じた保育の質の向上を図るという観点からは研修の受講は重要であり、都道府県及び加算認定自治体におかれては、将来的な研修修了要件の適用を念頭に、積極的なキャリアアップ研修の実施及び幼稚園や認定こども園関係団体等に対する研修実施主体の認定をお願いする。

2

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の人件費の取扱いについて

○ 公定価格では、新型コロナウイルス感染症に対応するために臨時休園や登園自粛を行う保育所等について、利用児童が登園していない、職員が休んでいるなどの状況に関わらず、保育所等における教育・保育の体制が維持されるよう、各種の加算や減算も含めて通常どおりの支給を行い、保育所等の収入を保証することとしている。

○ 一方で、昨年、保育士等の賃金が減額されている事例があるとの報道等がなされたことを踏まえ、臨時休園や登園自粛を行う際に求められる人件費の取扱い等について「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて」（令和２年６月17日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省課長連名通知）により示している。

＜臨時休園等に伴う人件費の取扱い＞

・労働基準法に基づき休業手当として平均賃金の６割を支払うことに止まるものではなく、休ませた職員について も通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、公定価格等に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応が求められること

※公定価格以外の収入において減収がある場合であっても、人件費積立金や雇用調整助成金等の活用などを通じて、できる限り通常どおりの賃金を支払うことが望ましい。これらを活用できない場合など、なお減収による不足分がある場合でも、不足額を勘案して必要最小限の減額とすることが求められるとともに、公定価格に基づく人件費支出については通常時と同水準の支出が維持されていることなど、減額幅の考え方について監査等の際に説明できることが求められる。

・常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは適切ではないこと

○ 上記の取扱いが遵守されているかについては、子ども・子育て支援法に基づく確認指導監査及び児童福祉法にも基づく施設監査の対象となるものであり、都道府県及び市町村におかれては、施設及び事業者に対する指導及び監査について引き続き徹底をお願いする。（ただし、令和２年人事院勧告を踏まえた公定価格の改定に係る人件費の引下げについてはやむを得ない。）

3

処遇改善の見える化について

子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月10日子ども・子育て会議）

４．処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

（１）処遇改善等加算の職員給与への反映状況等の実態を踏まえた、処遇改善の着実な実施とそのための方策

① 更なる処遇改善

保育士等の給与の状況については、これまでの処遇改善に向けた取組が一定の効果を上げてきている一方で、依然として全産業平均の賃金月額との間で差があることを強く認識すべきである。これを踏まえ、処遇改善に関する加算の取得の一層の支援を図るとともに、更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべきである。

令和２年度における処遇改善等加算の基準年度の見直し

賃金改善の起点となる基準年度を「過去の特定の年度」から「**加算当年度の前年度**」に見直し、**賃金改善の確認方法（加算額と賃金改善額の比較）**について、以下のとおりとする。

ⅰ）加算当年度に新たに講ずべき処遇改善が**ある**場合（＝新規事由ありの場合）は、**加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化**して賃金改善の確認を行う。

ⅱ）加算当年度に新たに講ずべき処遇改善が**ない**場合（＝新規事由なしの場合）は、**現年度の賃金総額と、前年度の賃金水準に人件費改定相当分を加えた額**を比較して賃金改善の確認を行う。

処遇改善等加算Ⅰの場合	見直し前	見直し後	
		新規事由あり	新規事由なし
基準年度	支援法による確認の効力が生じる年度の前年度（平成26年度以前からある保育所については、平成24年度）	加算当年度の**前年度** ※１　これにより難い施設については、加算当年度の３年前の年度とすることも可 ※２　令和２年度に限り従来の基準年度とすることも可	加算当年度の**前年度**
考え方	賃金改善額（対基準年度）　≧　加算額（全体）	賃金改善額（対**加算前年度**）　≧　加算額（**加算当年度追加分**）	賃金総額（**加算当年度**）　≧　賃金水準（加算前年度）＋人件費改定相当分
イメージ図	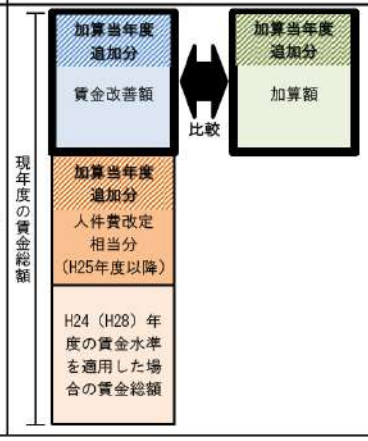	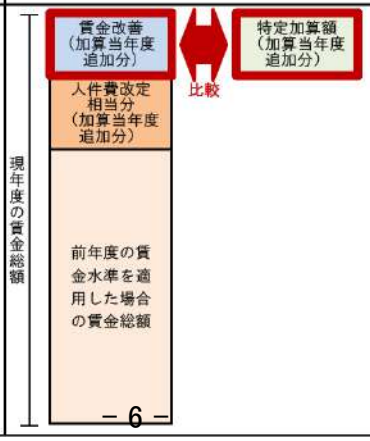	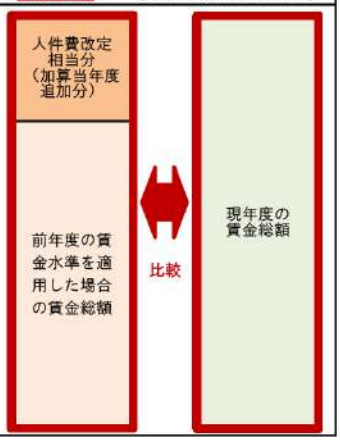

公定価格に関するＦＡＱ（よくある質問）（Ver.１７）新規追加問【Ｒ３.2.10追加】

	幼	保	認	家	小	事	居			
175	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	国家公務員の給与改定に伴う「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」について処遇改善等加算通知において示されている算式では、法定福利費等の事業主負担分（以下「事業主負担分」）が含まれることになります。 「起点賃金水準」には事業主負担分は含まれませんが、「賃金改善計画書」「賃金改善実績報告書」における「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」について事業主負担分をどのように取り扱えばいいでしょうか。	国家公務員の給与改定に伴う「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」には人件費の改定に伴う事業主負担分の変動額も含まれていますが、起点賃金水準には事業主負担分は含まれません。 このため、「賃金改善計画書」及び「賃金改善実績報告書」に記入する「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の金額については、事業主負担金（以下の＜算式＞を標準として算出）を差し引いた金額を記入することになります。 ＜算式＞ 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

別紙様式５

令和　　年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）（抜粋）

（２）加算実績額

①	加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	賃金＋事業主負担分	円
	②特定加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）		円
③	賃金改善実施期間	令和　年　月 ～ 令和　年　月	

（３）賃金改善等実績総額

①	賃金改善等実績総額（②＋⑨）（千円未満の端数は切り捨て）	賃金＋事業主負担分	円
	②賃金改善実績総額（③－④－⑤－⑥）		円
	③支払賃金		円
	④加算前年度の加算残額に係る支払賃金		円
	⑤加算Ⅱの新規事由による賃金改善額	賃　　金	円
	⑥起点賃金水準（⑦＋⑧）		円
	⑦基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む）		円
	⑧基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分		円
	⑨事業主負担増加相当総額	事業主負担分	円

賃金＋事業主負担分：「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額」×「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

から

事業主負担分：（「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」）×「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」　※標準的な式であり、他の方法によることも可

を控除した金額を記入

6

	幼	保	認	家	小	事	居			
176	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算通知において実績報告時に以下の＜算式＞により算定した額以上であることを確認することとされている「各職員の増額改定分の合算額」について事業主負担分をどのように取り扱えばいいでしょうか。 ＜算式＞（処遇改善等加算通知第4の2(2)オの※参照） 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」	処遇改善等加算通知第4の2(2)オに定める比較は、事業主負担分を含めて行うこととなります。 同通知第4の2(2)オの※の＜算式＞により算出する公定価格における人件費の改定分が人件費（「各職員の増額改定分の合算額」）に充てられているかを確認するためのものになりますので、 ・公定価格における人件費の改定分については同通知第4の2(2)オの※の＜算式＞通りに算定した金額 ・人件費（「各職員の増額改定分の合算額」）については事業主負担分を加えた金額 とすることになります。

第４　加算Ⅰの要件

２　賃金改善要件

$u　加算当年度の終了時において、実施した賃金の改善が次に掲げる要件を満たしていること。

オ　「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が「起点賃金水準」（加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定分※を加えて得た賃金水準）を超えると認められる部分に相当する額をいう。

※　各職員の増額改定分の合算額は、次の＜算式＞により算定した額以上となっていることを要する。

「各職員の増額改定分の合算額」　賃金

＋

（「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」）×「各職員の増額改定分の合算額」　事業主負担分

※標準的な式であり、他の方法によることも可

Ⅳ

＜算式＞　賃金＋事業主負担分

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

令和２年度（減額改定）の場合の取扱い

※「令和２年度第３次補正予算による公定価格の対応及び新型コロナウイルス感染症対策に係る支援について」（令和３年２月16日付事務連絡）において記載

※ 各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、次の＜算式＞により算定した額を超えない減額となっていることを要する。

「各職員の減額改定分の合算額」 賃金
＋
（「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」）×「各職員の減額改定分の合算額」 事業主負担分
※標準的な式であり、他の方法によることも可

＜算式＞ 賃金＋事業主負担分
「令和２年度の加算Ⅰの加算額総額」×「▲０．３％（減額改定に係る改定率）」÷「令和２年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

	幼	保	認	家	小	事	居			
177	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の金額の一部を他の施設・事業所に配分する場合には、「配分額」を ・加算新規事由がある場合には、「特定加算見込（実績）額」に ・加算新規事由がない場合には、「加算前年度の賃金水準」に 反映することとされています。 「配分額」「特定加算見込（実績）額」には事業主負担分が含まれている一方で、「加算前年度の賃金水準」には事業主負担分が含まれないという違いがありますが加算新規事由がある場合とない場合でどのように取扱えばいいでしょうか。	【加算新規事由がある場合】 「特定加算見込（実績）額」に、「配分額」による受入れ（拠出）の全額を加え（減じ）ます。 【加算新規事由がない場合】 加算前年度の賃金水準に配分変更を反映することになりますが、「配分額」に法定福利費等の事業主負担金が含まれている一方で、「加算前年度の賃金水準」には含まれないため、「配分額」による受入れ（拠出）額から事業主負担金（以下の算式を標準として算出）を差し引いた金額を加える（減ずる）ことになります。 ＜算式＞ 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「拠出見込（実績）額等」

第４　加算Ⅰの要件
２　賃金改善要件
$t　加算当年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していること。
ア　加算当年度における次に掲げる事由（以下「加算Ⅰ新規事由」という。）に応じ、賃金改善実施期間において、**賃金改善等見込総額が特定加算見込額※を下回っていないこと**（加算Ⅰ新規事由がない場合には、**賃金見込総額**（第５の２$tアに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込額及び加算前年度（加算当年度の前年度をいう。以下同じ。）に係る加算残額の支払を除く。）**が加算前年度の賃金水準※に加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額を下回っていないこと**）。

※　施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を、初めて受入（拠出）をするときは受入（拠出）見込額の全額を加える（減じる）こと。

新規事由なし　　新規事由あり

	「新規事由あり」の場合	「新規事由なし」の場合
基準年度と比べて、受入れ額が増えているor拠出額が減っている場合	「特定加算額」に「配分額の基準年度との差額」を加える。	加算前年度の賃金水準に、「配分額の基準年度との差額から事業主負担分を除いた金額」を加える。
基準年度と比べて、受入れ額が減っているor拠出額が増えている場合	「特定加算額」から「配分額の基準年度との差額」を控除する。	加算前年度の賃金水準から、「配分額の基準年度との差額から事業主負担分を除いた金額」を控除する。

「事業主負担分」の計算方法
（「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」）×「受入れ（拠出）額」
※標準的な算定方法であり、他の方法によることも可

賃金改善等見込（実績）総額と比較 賃金＋事業主負担分
支払賃金※と比較 賃金
※　「加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込額」及び「加算前年度に係る加算残額の支払」を除く。

	幼	保	認	家	小	事	居			
179	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ	起点賃金水準に合算する「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」は、「決まって毎月支払われる手当」及び「基本給」に係る部分のみが対象となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」による賃金改善のうち「決まって毎月支払われる手当」及び「基本給」による全額のみを合算します。
(参考) 172	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ	処遇改善等加算Ⅱの賃金改善を手当等で行っている場合、賃金改善見込・実績額及び賃金水準の算定の対象は「決まって毎月支払われる手当」と「基本給」両方という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

別紙様式７

令和　　年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）（抜粋）

（３）賃金改善等実績総額

①	賃金改善等実績総額（②＋⑨）（千円未満の端数は切り捨て）	円
	②賃金改善実績総額（③－④－⑤－⑧）	円
	③支払賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る。）	円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金	円
	⑤起点賃金水準（⑥＋⑦）	円
	⑥基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る。）	円
	⑦基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	円
	⑧基準年度に加算Ⅱの対象であり、かつ加算当年度に加算Ⅱの対象外となった職員に係る、基準年度における加算Ⅱに係る賃金改善額	円
	⑨事業主負担増加相当総額	円

加算Ⅱによる賃金改善額を、どの賃金項目により行っているかに関わらず、
・役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当
・基本給
の合計額を記入
【FAQ №172参照】

「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」による賃金改善のうち、
・役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当
・基本給
によるものの合計額を記入。

公定価格に関するＦＡＱ（よくある質問）（Ver.１８）新規追加問【Ｒ３.3.12追加】

	幼	保	認	家	小	事	居			
180	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	賃金改善要件分の加算率が7%から6%に下がった場合、どのように取り扱えばよろしいでしょうか。	職員の平均経験年数が変動し、加算Ⅰ賃金改善要件分の加算率が7%から6%に下がった場合は「加算Ⅰ新規事由なし」に該当します。 この場合の起点賃金水準の算定に当たっては、「加算前年度の賃金水準」から「加算当年度の加算Ⅰ賃金改善要件分１%に相当する加算額（※1）」（法定福利費等の事業主負担分（※2）を除く）を減じてください。その際、様式の欄外等にその旨を記載いただくようお願いします。その上で、「賃金見込（支払賃金）総額」が「起点賃金水準」を下回っていないか確認してください。 ※1 利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の＜算式1＞により算定した額を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て） ＜算式1＞ 「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×「（見込）平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」 ※2 以下の＜算式2＞を標準として算出 ＜算式2＞ 「基準年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「基準年度における賃金の総額」×「加算当年度の加算Ⅰ賃金改善要件分１%に相当する加算額」

第４　加算Ⅰの要件
２　賃金改善要件
　$u　加算当年度の終了時において、実施した賃金の改善が次に掲げる要件を満たしていること。
　　ア　加算当年度における次に掲げる事由（以下「加算Ⅰ新規事由」という。）に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等見込総額が特定加算見込額を下回っていないこと（加算Ⅰ新規事由がない場合には、賃金見込総額が加算前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額を下回っていないこと）。
　　ｉ　加算前年度に加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする賃金改善要件分に係る加算率が公定価格の改定やキャリアパス要件の充足等により加算前年度に比して増加する場合（加算率の増加のない施設・事業所において、加算率の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）
　　ⅱ　新たに加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けようとする場合

→「新規事由あり」に該当する状態

通常の「新規事由なし」の場合

・賃金見込総額※１　≧　「加算前年度の賃金水準※２」＋「加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額」

賃金改善要件分の加算率が7%から6%になる場合

・賃金見込総額※１　≧　「加算前年度の賃金水準※２」－「加算当年度の加算Ⅰ賃金改善要件分１%に相当する加算額」
＋「加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額」

上記ＱＡの回答の「＜算式１＞－＜算式２＞」

※１　「加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込額」及び「加算前年度に係る加算残額の支払」を除く。
※２　施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を、初めて受入（拠出）をするときは受入（拠出）見込額の全額を加える（減じる）こと。

公定価格に関するＦＡＱ（よくある質問）（Ver.１９）新規追加問【Ｒ３.4.26追加】

	幼	保	認	家	小	事	居			
181	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	令和２年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえ、公定価格が減額改定されましたが、令和２年度はこれを人件費に反映させず、給与水準を維持しました。このような事情がある場合でも、令和３年度に加算新規事由がない施設・事業所の基準年度は加算前年度となるのでしょうか。	令和３年度より、加算新規事由がない施設・事業所についても、人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の減額改定を反映させず、給与水準を維持した場合等、施設・事業所において加算前年度を基準年度とすることが難しい場合には、加算当年度の３年前を基準年度として選択することを可能とします（今後処遇改善等通知を改正する予定）。

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて　FAQ

NO	事項	問	答	備考
17	公定価格（処遇改善等加算）	令和２年度第２次及び第３次補正予算に計上された「保育所等における新型コロナウイルス対策支援事業」及び「保育環境改善等事業」等を財源として、職員に対して手当等を支給している場合、これらの手当等を処遇改善等加算における支払賃金総額に含めることは可能でしょうか。	新型コロナウイルス感染症対策として、 ・厚生労働省において「保育所等における新型コロナウイルス対策支援事業」（第２次補正予算）、「保育環境改善等事業」（第３次補正予算） ・文部科学省において「幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止事業」（第２次・第３次補正予算） を実施しており、これらの事業により、「かかり増し経費」として①勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、②通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当等を職員に支給することが可能となっています。 これらの手当等の支給については、公定価格とは別の補助事業を財源として実施しているものであるため、処遇改善等加算における支払賃金総額には含みません。	

12

保育行政の動向と課題について

令和３年６月８日
厚生労働省子ども家庭局保育課

保育関係予算の概要
【令和２年度３次補正予算・令和３年度予算】

【令和３年度予算】
９４７億円
1兆９，１０２億円
【令和２年度３次補正予算】
４７８億円

【前年度予算】
（１，０６３億円）
（1兆８，６５６億円）

【厚生労働省予算】
【内閣府予算】
【厚生労働省予算】

《保育関係予算の主な内容》

1　新型コロナウイルス感染症対策等（令和２年度３次補正）　【令和２年度３次補正予算】 **４７８億円**

○　令和２年度１次、２次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等の購入、保育所等の消毒に必要となる経費の支援を行う。
○　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で研修が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。
○　生活が困窮している学生を支援するため、指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増す。
○　保育の受け皿整備等を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

2　「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備　【令和３年度予算】 **６０２億円**　【前年度予算】 **（７６７億円）**

＊令和３年度の保育の受け皿整備量は5.9万人。令和２年度３次補正予算への前倒し分と合わせて838億円

○　「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ（１／２→２／３）等を引き続き実施する。
○　ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。
○　安心こども基金における保育の受け皿整備事業の実施期限を令和６年度末まで延長する。

（社会・援護局予算）
○　社会福祉施設職員等退職手当共済制度による保育所等に対する公費助成予算を延長する。

【令和３年度予算】　【前年度予算】

3　保育人材確保のための総合的な対策　　１９１億円　（１９０億円）

○　保育現場で就業しやすくなるよう、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。
　また、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備する。

○　保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。

○　保育士宿舎借り上げ支援事業について、対象者の予見可能性を高めるために要件を見直すとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。

○　保育士の補助を行う保育補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し事業の促進を図る。

○　保育士・保育所支援センターの機能強化を図るため、情報発信機能の強化や管内の保育所等を巡回してマッチング機能の向上を図るとともに、シルバー人材センターとの連携や保育補助者等のマッチングを新たに実施する。　など

4　多様な保育の充実　　１１０億円　（７０億円）

○　モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援モデル事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士の処遇改善を実施する。

○　地域の実情に応じて保育需要のマッチングを行うため、送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとするとともに、こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を支援する。

○　外国籍の子どもが占める割合が特に高い保育所等について、保育士を加配できるよう支援する。　など

5　認可外保育施設の質の確保・向上　　２０億円　（２９億円）

○　認可外保育施設が遵守・留意すべき内容等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置等を支援する。

○　認可外保育施設が設備面において認可保育所等の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の補助を行う。など

6　子ども・子育て支援新制度の着実な実施　　１兆９,１２０億円　（１兆８,６５６億円）

○　すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化等を引き続き実施する。

○　病児保育の補助単価について、提供体制の安定的な確保のため利用児童数の変動によらない基本単価の引上げを図る。

○　保育コンシェルジュ（利用者支援事業（特定型））について、待機児童数が50人未満である市区町村でも利用可能となるよう実施要件を見直す。　など　3

保育所の利用児童数等の推移

○女性の就業率の上昇により少子高齢化が進む中でも保育所の利用児童は増加基調にある。

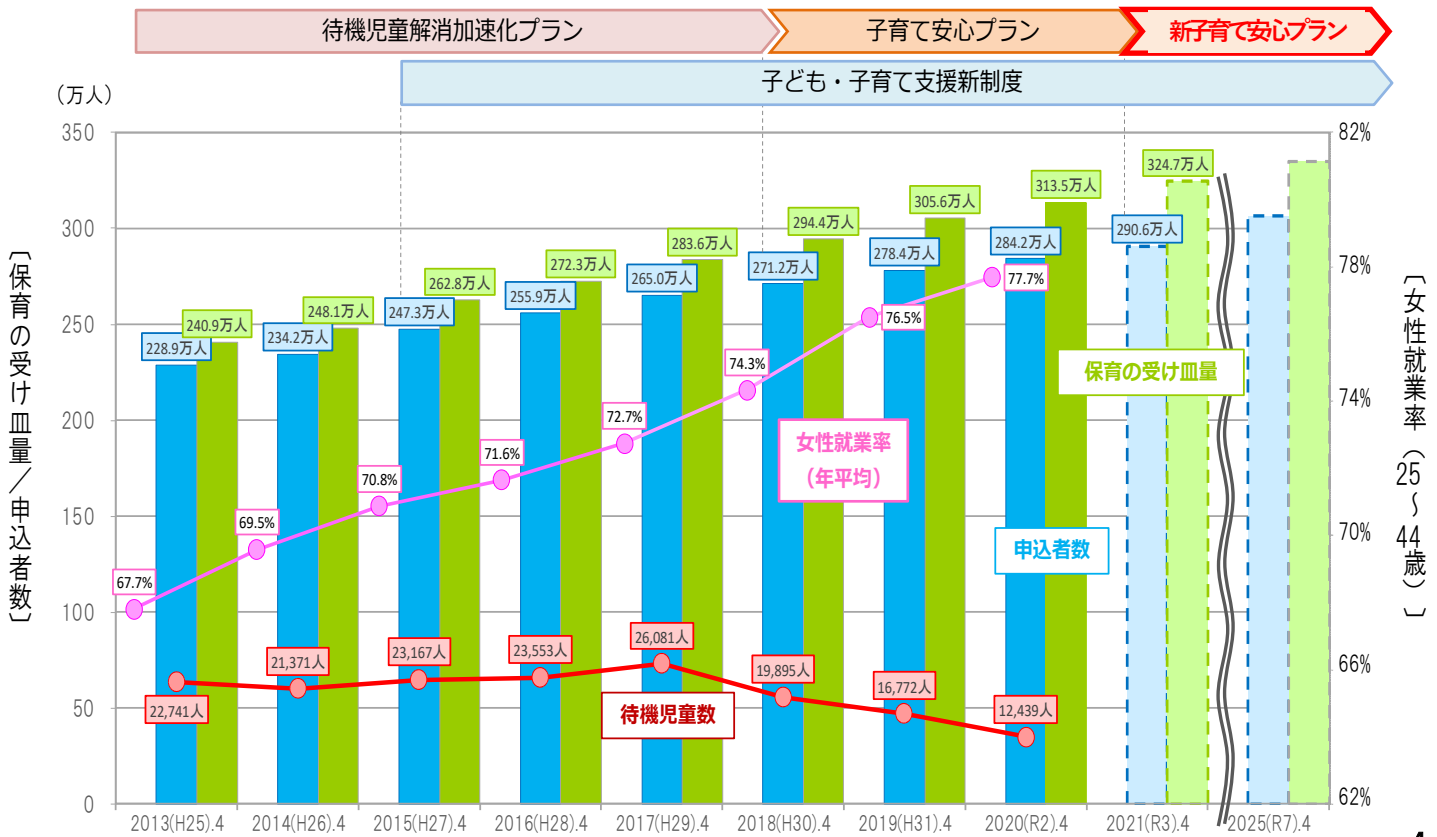

新子育て安心プランの概要

○ **令和３年度から令和６年度末までの４年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。**

・第２期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
（参考）平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和７年の政府目標：82% (第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度	平成30年度	令和３年度	令和６年度末
待機児童解消加速化プラン（目標：５年間で約50万人）	子育て安心プラン（目標：３年間で約32万人）	新子育て安心プラン（目標：４年間で約14万人）	

○新子育て安心プランにおける支援のポイント

①地域の特性に応じた支援

○保育ニーズが増加している地域への支援
（例）
・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○マッチングの促進が必要な地域への支援
（例）
・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
（待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする）
・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
（送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う）

○人口減少地域の保育の在り方の検討

②魅力向上を通じた保育士の確保

（例）
・**保育補助者の活躍促進**（「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃）
・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
（待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士１名必須との規制をなくし、それに代えて２名の短時間保育士で可とする）
・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
（現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加）

③地域のあらゆる子育て資源の活用

（例）
・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育**（施設改修等の補助を新設）
や小規模保育（待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化（３人増し→６人増しまで可とする））**の推進**
・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化**【令和３年度税制改正で対応】
・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充**（１日１枚→１日２枚）
・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**
【令和３年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

5

保育士等の処遇改善の推移

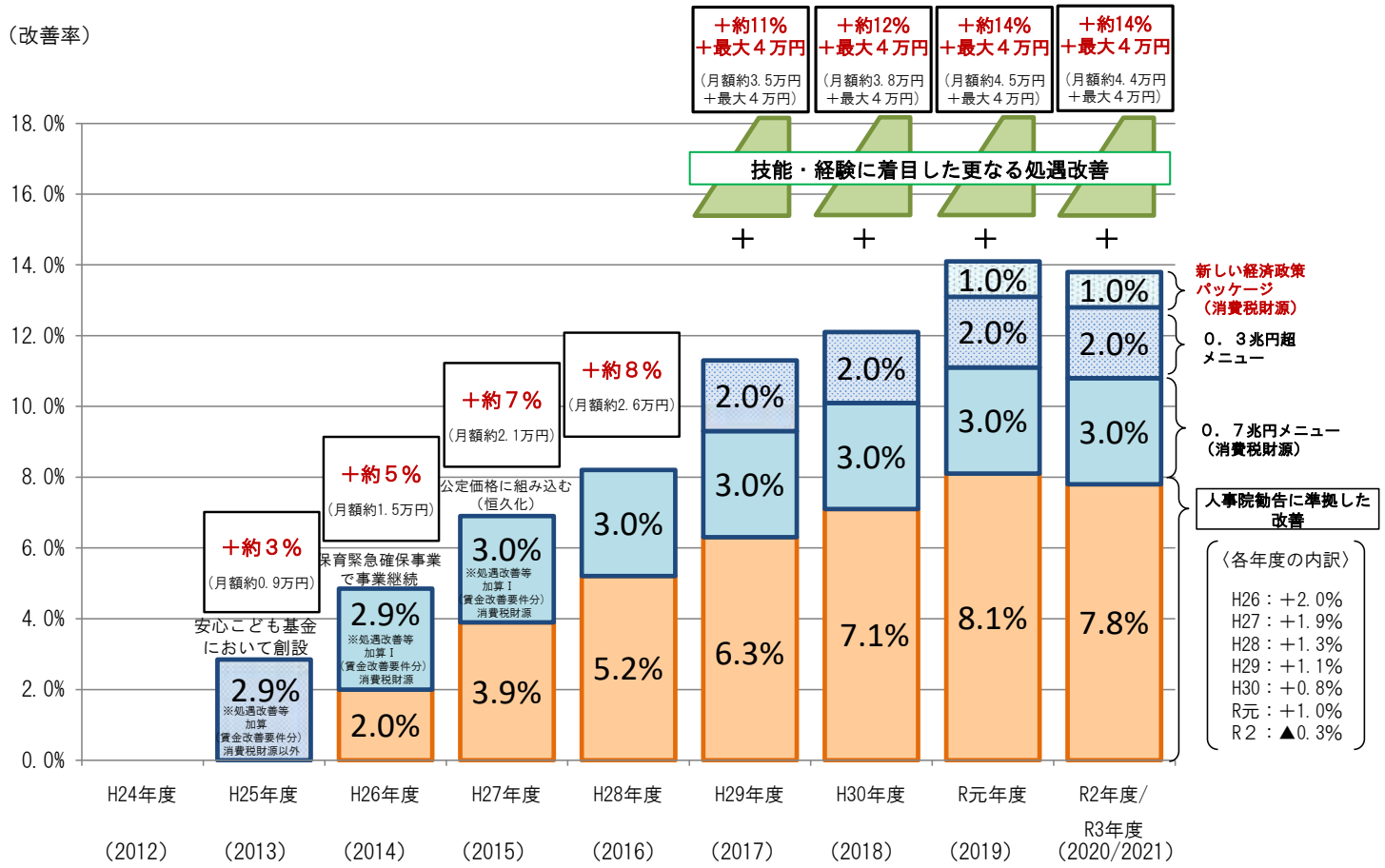

※　処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
※　各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
※　上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援
（新型コロナウイルス感染症対策）

（保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）令和２年度第３次補正予算額：117億円）

【概要】
保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和２年度１次、２次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要となる経費を補助する。

【実施主体】　都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】　①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）
○　職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
※　手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

○　施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
※　物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象施設等】保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】①及び②の合計　１施設当たり

（１）定員※ 19人以下	300千円以内
（２）定員※ 20人以上59人以下	400千円以内
（３）定員※ 60人以上	500千円以内
（４）児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内

※（認可の）居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】　国：１／２、市区町村等：１／２

7

保育所等(※１)における新型コロナウイルスによる休園等の状況

○保育所等における休園等の状況（令和３年５月２７日１４:００時点）

全面休園している 保育所等がある都道府県の数	12(※２)
全面休園している 保育所等の数	46(※３)

（※１）「保育所等」とは、認可保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所、へき地保育所をいう。
（※２）北海道、岩手県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、愛知県、京都府、香川県、福岡県
（※３）いずれの施設も園内で感染者が出たことによる全面休園

（参考）これまで感染者が発生した保育所等の数は2,615か所、感染者数は職員2,709名、利用乳幼児2,483名である。
（いずれも累積値）
なお、累積値には前回公表時以降新たに各自治体が発生を把握したものに加え、前回公表時に既に各自治体において発生を把握していたものの、国へ未報告だったものが含まれている。

（注）保育所等に感染者が出たり休園したりすることになった場合には、市区町村から国に対して報告されることになっており、本資料はその報告に基づいて集計したものであり、数値が修正されることもあることに留意されたい。

全国の新型コロナウイルス感染者数と保育所の臨時休園数の推移

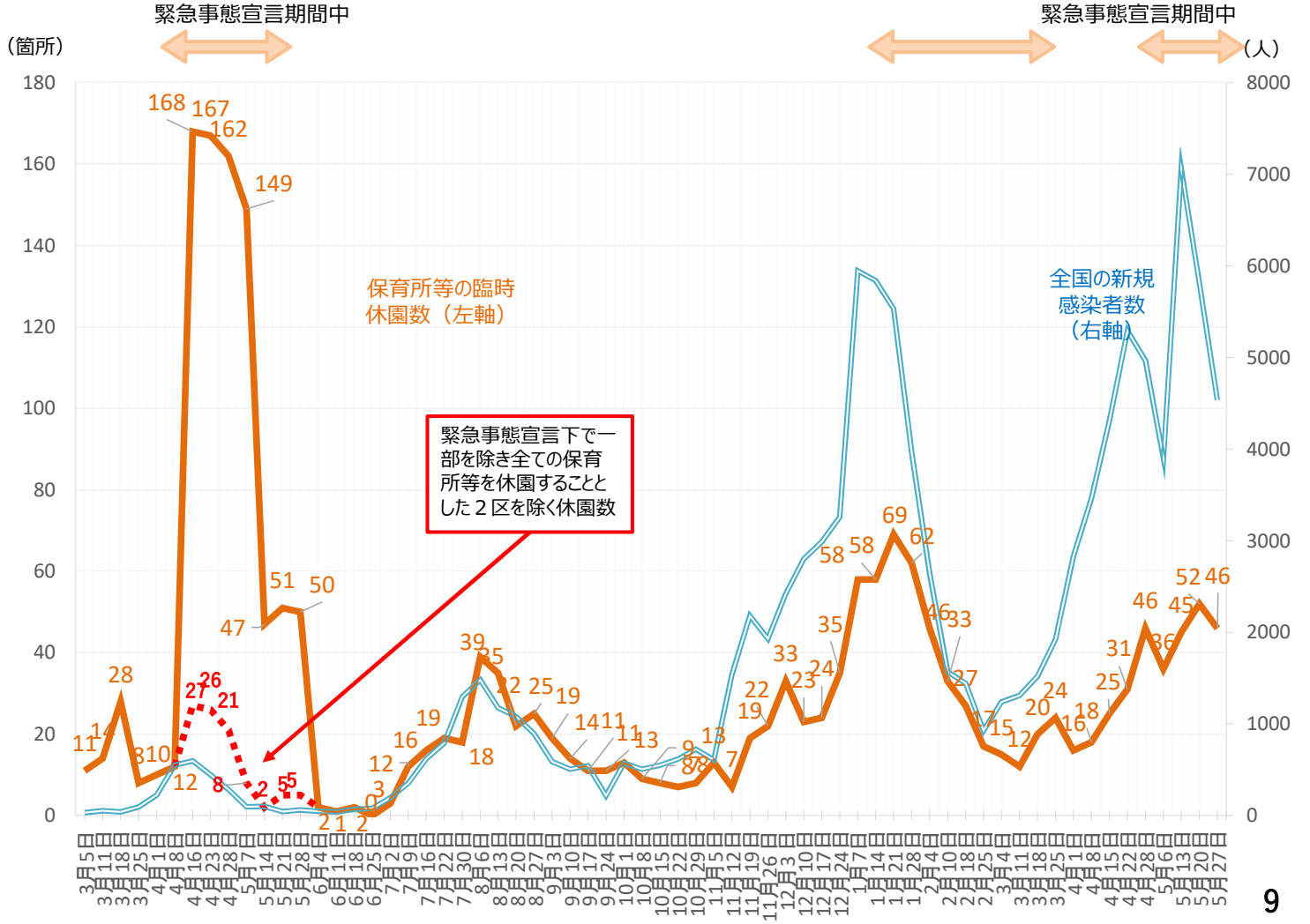

9

地域における保育所・保育士等に関する検討会について

現状及び開催の目的

- 待機児童数が着実に減少を続けており、今後は地域の特性に応じた支援を進めていくため、令和２年12月21日に「新子育て安心プラン」を取りまとめた。
- 一方で、子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要。

⇒　**中長期的な視座に立って、今後の保育所や保育士等の在り方について検討（子ども家庭局長が参集）。**

検討事項・スケジュール

（１）地域における保育所等の役割に関すること
（２）今後の地域・社会情勢を踏まえた保育士等の在り方や確保方策に関すること
（３）その他保育所や保育士等の在り方に関すること

○　上記について、本年５月26日（水）以降、複数回開催し、年内にとりまとめ予定。

参考：人口減少地域における保育に関する主な指摘

少子化社会対策大綱　（令和２年５月29日閣議決定）（抄）

Ⅰ－１（３）男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
（保育の受け皿整備の一層の加速）
〇地域の実情に応じた保育の実施
・**人口減少地域等における保育の在り方についての検討を進める**。

子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月10日子ども・子育て会議）（抄）

（９）都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育の継続のための支援策
地域ごとに異なる具体的状況に応じた保育の在り方については、少子高齢化の急速な進行も踏まえ、離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべきである。また、保育所等の空きスペースを活用した児童発達支援の実施の方策なども検討すべきである。

10

子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

令和３年４月26日経済財政諮問会議
厚生労働大臣提出資料

包括的な子育て家庭支援体制構築のため、児童福祉法等の改正について検討。

課題１：支援ニーズの把握が不十分、サービスが不足

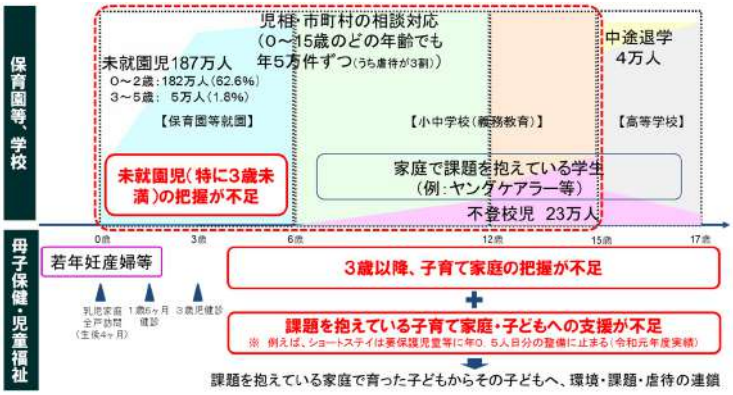

課題２：マネジメント体制の再構築が必要

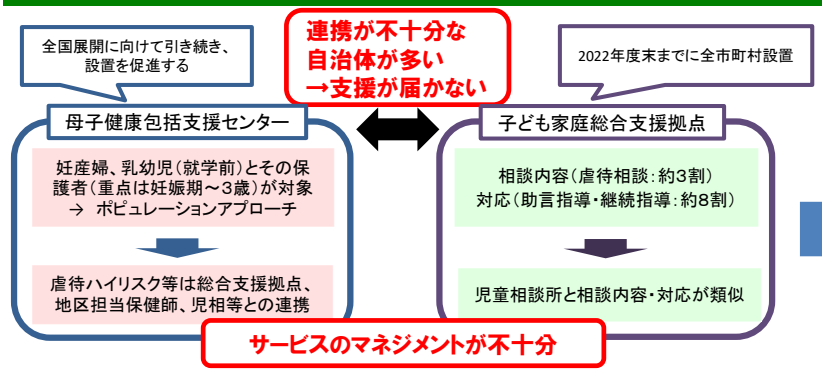

先進的な取組み事例

①未就園児も含め、子育て世帯が登録して相談機関（保育所）につながる

＜石川県マイ保育園＞

- 2005年から実施
- 妊娠時から3歳までの子を持つ全ての家庭が身近な保育園に登録
- 育児体験、一時保育、育児相談が利用できる

育児相談・プラン作成　育児教室の様子

②子育て世帯に訪問し、育児・家事を支援

＜浜松市はますくヘルパー＞

- 2016年から実施
- 産前から1歳になるまでの保護者のヘルパー利用時に補助
- 支援内容は家事支援、育児支援、相談支援があり、1日2回最大4時間まで（通算50時間まで）利用可能

家事支援　育児支援

③課題のある就学児童に多様な支援を提供

＜Learning for All（葛飾区等）＞

- 6歳～18歳の子ども達の状況に合わせ多様な支援を提供
  ※ 子ども食堂、学童、中高生の居場所、学習支援等
- 学校等と連携し支援と結びつける
- 「子ども支援の運営」と「大人達の連携」を両輪で地域の中で展開

中高生の居場所　学童

④子育てケアプランの作成と育児用品・バウチャー券の贈呈

＜浦安市子どもプロジェクト＞

- 妊娠から子どもが2歳になるまでに3回子育てケアプランを作成
- 併せて育児用品、市内協賛店や市の子育て支援サービスで利用できるバウチャー券（1.5万円）を贈呈

ケアプラン作成　贈られる育児用品

11

【概要】保育の現場・職業の魅力向上検討会　報告書

令和２年９月30日公表

１．基本的な考え方

○ **保育士の仕事は魅力であふれている。**
・子どもの育ちに関する高度な専門知識を備えた専門職　・多くの子どもを見守りながら育み続けることができる仕事　・子どもの成長の喜びを保護者と分かち合える等

○ 保育の質の中核を担う保育士の確保や専門性を向上させていくためには、主に、以下の方策の推進が必要。
①保育士の職業の魅力を広く地域や社会に発信するとともに、**養成段階の取組を充実**させること
②保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するため、**働き方改革**と**業務効率化・業務改善**を進め、技能・経験・役割に応じた処遇としつつ、**多様で柔軟な働き方を可能**とする**職場環境を整備**していくこと
③保育士資格を有する者と保育所とのマッチングを図るため、**保育士・保育所支援センターは関係機関とネットワークを構築**すること

○ 本報告書を踏まえ、国や地方自治体、保育団体、養成校団体、保育所等の関係者が、取組を進めていくことが期待される。

２．具体的な方策

①保育士の職業の魅力発信・養成の充実

保育士の職業の魅力や専門性を地域や保護者等に発信するとともに、養成段階の取組を充実させる。

（具体的な取組）

○ **保育所を「開く」、保育参加を呼びかける**
・保護者や地域の住民等に保育所を積極的に開く（職場体験・ボランティア等）
・保護者に保育参加を呼びかけ、保育現場の日常、子育ての楽しさ、奥深さを知ってもらう

○ **関係機関の連携による保育の魅力発信**
・保育の魅力を発信する基盤の構築の検討
・HPやSNS、漫画等を活用し、国、養成校、保育団体等が連携して、魅力を発信

○ **養成校における教育の充実と質の向上**
・ 養成校と保育所双方の実習担当者の共通研修等を実施
・保育現場との協働により、教育の質の向上
・卒業生の横のつながりの強化・保育士のコミュニティー作りのサポート

②生涯働ける魅力ある職場づくり

働き方改革と業務効率化・業務改善を両輪として行い、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりや、やりがいに見合った職場づくりを推進する。

（具体的な取組）

○ **保育所における働き方改革の推進**
・産休・育休後のキャリアパスの明確化や多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備、技能・経験・役割に応じた処遇となるよう、労務管理の専門家による支援や働き方に関する研修会の開催等による支援
・財源確保と併せて、引き続き処遇改善の検討

○ **ICT等による業務効率化と業務改善の推進**
・作成書類の在り方を踏まえたICT化、保育補助者等の活用のガイドラインの策定、研修による普及
・ICT等の活用に係る研究の推進

○ **ノンコンタクトタイムの確保、保育の質の向上等**
・ノンコンタクトタイムを確保し、保育の振り返り等を行う
・オンライン研修の推進、公開保育等の推進
・保育士が外部人材に相談しやすい環境整備
・シニア人材の活用の推進

③保育士資格保有者と保育所のマッチング

保育士・保育所支援センター（保・保センター）が関係団体等と連携して、ネットワークを構築し、機能強化を図る。

（具体的な取組）

○ **保・保センターの機能強化**
・ハローワーク、養成校や保育団体とのネットワークの構築
・学生等の資格取得支援や現役保育士の就業継続支援の実施
・センターの好事例の収集、周知

○ **保・保センターへの登録の推進**
・センターの認知度向上
・離職時の住所等の登録の努力義務化を含む、「潜在保育士」の把握方法の検討

○ **その他**
・保育士試験合格者に対する実習の推進
・民間職業紹介事業者に対する規制や取組について、保育所関係者へ周知

12

１．新型コロナウイルス感染症対策等（令和２年度３次補正）　４７８億円

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等の購入や消毒に必要となる経費等を支援する。

また、保育の周辺業務や補助業務に係るＩＣＴ等を活用した業務システムの導入を支援するとともに保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

新子育て安心プランに基づく保育の受け皿整備等を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を前倒して補助する。

（１）保育環境改善等事業（P38参照）　１１７億円

令和２年度１次、２次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等購入、保育所等の消毒に必要となる経費を支援する。

【実施主体】　都道府県又は市区町村、市区町村等が認めた者
【対象施設】　保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設
【補助基準額】　１施設当たり
（１）定員19人以下　300千円
（２）定員20以上59人以下　400千円
（３）定員60人以上　500千円
（４）児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業　300千円
【補助割合】　国：１／２、都道府県・市区町村：１／２

13

（２）保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業【新規】（P39参照）　１４億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るＩＣＴ等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

【実施主体】　都道府県、市区町村
【補助基準額】
（１）㈠業務のICT化等を行うためのシステム導入　１施設当たり　1,000千円
㈡翻訳機等の購入　１施設当たり　150千円
（２）認可外保育施設における機器の導入　１施設当たり　200千円
（３）病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
㈠１自治体当たり　8,000千円
㈡１施設当たり　1,000千円
（４）研修のオンライン化事業　１自治体当たり　4,000千円
（５）保育士資格取得に係るオンライン手続化
総額49,820千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定
【補助割合】
（１）国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４
（２）国：１／２、都道府県・市区町村：１／４、事業者：１／４
（３）㈠国：１／２、市区町村：１／２　㈡国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４
※（１）～（３）について、地方自治体が運営する施設（＊）を対象にする場合は、国：１／２、自治体：１／２
＊（１）～（２）は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
（４）国：１／２、都道府県・市区町村：１／２
（５）国：１／２、都道府県：１／２

14

（３）保育士修学資金貸付等事業（P40参照）　　**２９億円**

保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

【実施主体】　都道府県、指定都市
【貸付額（上限）】　①保育士修学資金貸付
ア　学費　50千円（月額）
イ　入学準備金　200千円（初回に限る）
ウ　就職準備金　200千円（最終回に限る）
エ　生活費加算　40～50千円程度（月額）
②保育補助者雇上支援　2,953千円（年額）　短時間勤務の場合　2,215千円（年額）
③未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援　54千円の半額（月額）
④潜在保育士の再就職支援　就職準備金　400千円
⑤未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援　事業利用料金の半額
【貸付期間】　①最長２年間　②最長３年間　③１年間　⑤２年間
【返還免除】　①卒業後、５年間の実務従事
②保育補助者が原則として３年間で保育士資格を取得又はこれに準じる場合
③、④再就職後、２年間の実務従事
⑤２年間の勤務
【補助割合】　国：９／10、都道府県、指定都市：１／10

（４）待機児童解消に向けた保育の受け皿整備の前倒し（P41参照）　**３１７億円**
（保育所等整備交付金：１５８億円、保育所等改修費等支援事業：１６０億円）

保育の受け皿整備等を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

２．「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備　　６０２億円　　（７６７億円）

「新子育て安心プラン」に基づき、令和６年度末までに約14万人分の保育の受け皿を確保するため、保育所等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

（１）保育所等整備交付金（P42参照）　　**４９７億円　　（６３８億円）**

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。
「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、**補助率の嵩上げ（１／２→２／３）等を引き続き実施する。**

【対象事業】　・保育所整備事業　・認定こども園整備事業（幼稚園型）　・小規模保育整備事業
・防音壁整備事業　・防犯対策強化整備事業
【実施主体】　市区町村
【設置主体】　社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
（保育所及び認定こども園については公立を除く）
【補助割合】　国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４
※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

◆　安心こども基金における保育の受け皿整備事業の実施期限について、「新子育て安心プラン」に合わせ、令和６年度末まで延長する。
◆　社会福祉施設職員等退職手当共済制度による保育所等に対する公費助成予算を延長する。（社会・援護局予算）

（２）保育所等改修費等支援事業【拡充】（P43参照）【保育対策総合支援事業費補助金402億円（394億円）の内数】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ（１／２→２／３）を引き続き実施するとともに、ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

【対象事業】
①賃貸物件による保育所改修費等支援事業　②小規模保育改修費等支援事業
③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業　④認可化移行改修費等支援事業
⑤家庭的保育改修等支援事業
【実施主体】　市区町村
【補助基準額】　※　(ｱ)緊急対策参加自治体、(ｲ)待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体
①新設又は定員拡大の場合
　１施設当たり　利用（増加）定員19名以下　15,000千円（(ｱ)20,000千円、(ｲ)23,000千円）
　利用（増加）定員20名以上59名以下　27,000千円（(ｱ)32,000千円、(ｲ)35,000千円）
　利用（増加）定員60名以上　55,000千円（(ｱ)60,000千円、(ｲ)63,000千円）
　老朽化対応の場合　１施設当たり　27,000千円（(ｱ)32,000千円）
②１事業所当たり　22,000千円（(ｱ)32,000千円、(ｲ)35,000千円）
③１施設当たり　22,000千円（(ｱ)32,000千円、(ｲ)35,000千円）
④１施設当たり　32,000千円（(ｲ)35,000千円）
⑤保育所で行う場合　１か所当たり　22,000千円（(ｱ)32,000千円、(ｲ)35,000千円）
　保育所以外で行う場合　１か所当たり　2,400千円
【補助割合】①～④　国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４
※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4
⑤　国：１／２、市区町村：１／２
※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/3

17

３．保育人材確保のための総合的な対策　１９１億円　（１９０億円）

資格取得の促進、就業継続のための環境づくりや再就職の促進に引き続き取り組む。また、保育の現場・職業の魅力発信、魅力ある職場づくりや保育士・保育所支援センターの機能強化等を図る。

＜保育人材の確保＞【保育対策総合支援事業費補助金402億円（394億円）の内数】

（１）保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】（P44参照）

① 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、国及び都道府県において、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する、保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。

② また、保育現場で就業しやすくなるよう、保育所等で働く保育士が、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備するとともに、令和２年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応した相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行う。

【実施主体】　都道府県、市区町村
【補助基準額】　①　１自治体あたり：8,108千円
②　１自治体当たり：（労働条件等の保育士の相談窓口）4,035千円
（新型コロナウイルス感染症の相談窓口等）5,599千円
【補助割合】　① 国：１／２、都道府県・指定都市：１／２
② 国：１／２、都道府県・市区町村：１／２

※国において実施する情報発信のプラットフォームの作成は、子ども・子育て支援対策推進事業委託費に計上。

（２）若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】（P45参照）

① 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、支援員が保育所等を巡回支援することに加え、

② 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、**社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援**する。

③ 各保育所における保育内容等の自己評価による保育実践の改善を進め、地域における保育の質の確保・向上を行い、保育士にとって働き甲斐のある環境整備を図るため、保育所等を対象とした巡回相談等を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】
① 保育事業者コンサルタント・保育士支援アドバイザー・放課後児童クラブ巡回アドバイザー：１自治体当たり 4,064千円
② 保育士働き方改革支援コンサルタント、保育実践コーディネーター：１自治体当たり それぞれ4,064千円
③ 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会：１自治体当たり それぞれ1,624千円
【補助割合】 国：１／２、都道府県、市区町村：１／２

（３）保育士宿舎借り上げ支援事業【見直し】（P46参照）

対象者の予見可能性を高めるために要件を見直すとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。

【実施主体】 新子育て安心プランに参加する市区町村
【対象者】 採用された日から起算して９年以内の常勤の保育士
※直近２か年の１月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して２未満の場合は、採用日から５年以内
ただし、令和元年４月及び令和２年４月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、令和３年度に限り９年以内
※令和２年度に事業の対象だった者で引き続き令和３年度も事業の対象となる場合は、令和２年度の年数を適用

【補助基準額】月額82,000円を上限として、市区町村別に１人当たりの月額（上限）の金額を設定
【補助割合】 国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４

（４）保育補助者雇上強化事業【拡充】（P47参照）

保育士の業務負担軽減を図るため、**補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し、事業の促進を図る**。

【実施主体】 市区町村
【補助基準額】 定員121人未満の施設：年額2,333千円 又は年額3,111千円※
定員121人以上の施設：年額4,666千円 又は年額6,222千円※
※保育士確保が困難な地域
【保育補助者の要件】保育所等での実習等を修了した者等
【補助割合】 国：３／４、都道府県：１／８、市区町村（指定都市・中核市除く）：１／８
国：３／４、市区町村：１／４

（５）保育体制強化事業

保育士の業務負担の軽減を図るため、消毒等を行う保育支援者の配置を支援する。

【実施主体】 市区町村が認めた者
【補助基準額】 １か所当たり月額100千円
※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 １か所当たり 月額145千円
・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加
＊保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする
※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合
１か所当たり 月額 45千円
【補助割合】 国：１／２、都道府県：１／４、市区町村：１／４
国：１／２、市区町村：１／２
【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

（６）保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】（P48参照）

① 現職保育士に対して、就業継続に向けた必要な相談支援を実施するとともに、保育士以外の保育補助者や保育支援者のマッチングに係る経費を補助対象に加える。

② 保育士・保育所支援センターと市町村がシルバー人材センターと合同で実施する就職相談会に係る経費を補助対象に加える。

③ 保育士・保育所支援センターの情報発信機能を強化し潜在保育士の掘り起こしを行うとともに、管内の保育所等を巡回して求人情報の収集やヒアリング等を実施しマッチング機能の向上を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市
【補助基準額】 保育士・保育所支援センター運営費： 7,200千円
保育士再就職支援コーディネーター雇上費： 4,000千円
※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（１名分）を加算
※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援
復職前研修実施経費： 469千円
離職した保育士等に対する再就職支援： 6,119千円
保育士登録簿を活用した就職促進： 3,664千円
マッチングシステム導入費： 7,000千円
【補助割合】 国：１／２、都道府県、指定都市、中核市：１／２

（７）保育士資格取得支援事業

① 認定こども園に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格の取得促進を図るため、保育士養成施設における受講料（1/2相当）等の一部を補助する。

② 保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡大を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市
【補助基準額】 ① １人当たり 受講料の１／２（上限300千円）
代替職員経費 １人１日当たり 7千円
② 保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の１／２（上限150千円）
【支給対象期間】 ② 保育士試験（筆記試験）から起算して２年前までに要した費用
【補助割合】 国：１／２、都道府県、指定都市、中核市：１／２

21

（８）保育士養成施設に対する就職促進支援事業

指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組（リアリティ・ショックに対応するための特別講座の開講等）を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度の保育所等就職率（全国平均）を上回った割合に応じて、当該取組に要した費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県等
【補助基準額】 保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、２%増加するごとに、１か所当たり年額264千円を補助
【補助割合】 国：１／２、都道府県：１／２

（９）保育士試験追加実施支援事業

保育士を確保するため、地域限定保育士試験（※）を実施する自治体に対して、当該試験の準備に必要な費用を補助する。

※「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後３年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、４年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士」となるための試験。

【実施主体】 都道府県、指定都市
【補助基準額】 地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会（※2）の実施に必要な費用
※2 保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。
【補助割合】 国：１／２、都道府県、指定都市：１／２

22

（10）保育人材等就職・交流支援事業

① 就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

② 保育所等における業務効率化のため、複数の施設で行われている業務を共同で実施する「業務集約化」に関する取組に必要な費用を補助する。

③ 保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。

【実施主体】 市区町村
【補助基準額】 ①１市区町村当たり 11,731千円
※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援 4,000千円（加算額）
②「業務集約化」に関する取組に必要な費用
※ 運営主体が異なる複数施設における取組を対象とし、同一の法人が運営する施設のみで業務集約化を行う場合は対象外。
③保育士の実地派遣・人材交流 １人１日当たり 7,210円（代替保育士等雇上費）
実習受入費 １人当たり 10,000円
調整費 １人当たり 4,000円
【補助割合】 ①、②国：１／２、市区町村：１／２ ③国：３／４、市区町村：１／４

（11）潜在保育士再就職支援事業

離職後のブランクが長くなった潜在保育士が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育士・保育所支援センター等の紹介（マッチング）により、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助する。

【実施主体】 市区町村
【補助基準額】１人当たり年額100千円
【補助割合】 国：１／２、市区町村：１／２

23

＜保育士の質の向上と保育人材確保のための研修＞

【子ども・子育て支援対策推進事業費補助金27億円(29億円)の内数】

（１）保育士等キャリアアップ研修事業

保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るため、国で示した保育士等キャリアアップ研修について、都道府県が行う研修又は都道府県が指定した研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県
【補助基準額】研修の実施に必要な費用
【補助割合】 国：１／２、都道府県：１／２

（２）保育の質の向上のための研修事業

保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供するべく、保育の専門性向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】研修の実施に必要な費用
【補助割合】 国：１／２、都道府県、市区町村：１／２

（３）新規卒業者の確保、就業継続支援事業

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】研修の実施に必要な費用
【補助割合】 国：１／２、都道府県、市区町村：１／２

（４）多様な保育研修事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、延長保育事業（訪問型）、一時預かり事業（居宅訪問型）又は病児保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】研修の実施に必要な費用
【補助割合】 国：１／２、都道府県、市区町村：１／２

24

４．多様な保育の充実　　１１０億円　　（７０億円）

【保育対策総合支援事業費補助金402億円（394億円）の内数】

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や自宅から距離のある保育所等の利用を可能にするための保育所等への直接送迎の実施、家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

（１）医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】 (P49参照)

モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援モデル事業を**一般事業化する**とともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。

【実施主体】　都道府県、市区町村

【補助基準額】	○基本分単価	①看護師等の配置	1施設当たり	5,320千円
	○加算分単価	②研修の受講支援	1施設当たり	300千円
		③補助者の配置	1施設当たり	2,160千円
		④医療的ケア保育支援者の配置	1市区町村当たり	2,160千円
		（喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算）		
		⑤ガイドラインの策定	1市区町村当たり	360千円
		⑥検討会の設置	1市区町村当たり	560千円

【補助割合】　国：１／２、都道府県、指定都市、中核市：１／２
国：１／２、都道府県：１／４、市区町村：１／４

25

（２）広域的保育所等利用事業【拡充】 (P50参照)

① 地域の実情に応じて保育需要のマッチングを行うため、送迎センターのか所数によらず、**送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする**とともに、こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を支援する。

② 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、本事業をより有効に活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

【実施主体】　市区町村

【補助基準額】	・保育士雇上費	5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
	・運転手雇上費	5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
	・事業費（損害賠償保険含む）	10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円）
	・バス購入費	15,000千円
	・バス借上費	7,500千円
	・改修費	7,270千円

【補助割合】　国：１／２、市区町村：１／２

（３）家庭支援推進保育事業【拡充】 (P51参照)

特別な配慮が必要な児童（40%以上）のうち、外国籍の子どもが占める割合が特に高い保育所等（20%以上）について、**加配保育士１名分を追加し、合計２名分の補助基準額を適用する**よう拡充する。

【実施主体】　市区町村
【補助基準額】
１か所当たり　3,867千円
（外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合　１か所当たり　7,734千円）
【補助割合】　国：１／２、市区町村：１／２

（４）新たな待機児童対策提案型事業

待機児童対策協議会に参加する自治体が提案する待機児童の解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

【実施主体】　都道府県、市区町村
【補助基準額】
１自治体当たり　上限10,000千円
【補助割合】　国：10／10

（５）保育利用支援事業（入園予約制）

保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、以下の支援を行う。

①「代替保育利用支援」
育児休業終了後から保育所等に入園する翌４月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。

②「予約制導入に係る体制整備」
入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもが入園するまでの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

【実施主体】　市区町村
【補助基準額】　①子ども１人当たり　月額　20千円
②施設１か所当たり　年額2,406千円
【補助割合】　国：１／２、市区町村：１／２

27

（６）３歳児受入れ等連携支援事業

保育所等において、満３歳以上の子どもの受入れを重点的に行い、家庭的保育事業者等と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する子どもの３歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。

また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等（公立保育所を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。

② 複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。

【実施主体】　市区町村
【補助基準額】　①１か所当たり年額　4,549千円
②１自治体当たり年額　4,183千円（コーディネーターを２人以上配置する場合は、8,183千円）
【補助割合】　国：１／２、市区町村：１／２

（７）都市部における保育所等への賃借料等支援事業

都市部における保育所等のうち、賃借料が公定価格の賃借料加算の３倍を超えるものについて、公定価格における賃借料加算との乖離分の一部を補助する。

また、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を支援する。

【実施主体】　市区町村
【補助基準額】　①賃借料の補助　　１施設当たり　22,000千円※
※ 特別区及び財政力指数が１．０を超える市町村の場合、補助基準額の９／１０
※ 待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす場合は、保育所等を開設した年度に限り、賃借料が公定価格の賃借料加算の２倍を超えるものについても、１施設当たり12,000千円を基準額として補助する
②土地借料の補助　１施設当たり　21,200千円
【補助割合】　国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４

（８）民有地マッチング事業

保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所等を整備する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

①土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチング支援
土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

②整備候補地等の確保支援
地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

③地域連携コーディネーターの配置支援
保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

【実施主体】　都道府県、市区町村
【補助基準額】①１自治体当たり 5,700千円　②１自治体当たり 4,500千円　③１か所当たり 4,400千円
【補助割合】　国：１／２、都道府県：１／２
※市区町村が実施する場合は　国：１／２、都道府県：１／４、市区町村：１／４

29

（９）保育環境改善等事業

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

１．基本改善事業（改修等）
①保育所等設置促進等事業　②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

２．環境改善事業（設備整備等）
①障害児受入促進事業　②分園推進事業　③熱中症対策事業
④安全対策事業　⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業　⑥緊急一時預かり推進事業
⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

【実施主体】市区町村、保育所等を経営する者
【補助基準額】　１．基本改善事業　　１事業当たり　7,200千円
２．環境改善事業（①～③、⑤）１事業当たり　1,029千円、（④）１施設当たり　500千円以内
（⑥、⑦）　１施設当たり　32,000千円
【補助割合】２④の事業　　国：１/２、都道府県、市区町村：１/４、事業者：１/４
２⑥⑦の事業　国：１/２、市区町村：１/２
それ以外の事業　国：１/３、都道府県：１/３、市区町村：１/３ 又は 国：１/３、指定都市、中核市：２/３

30

（10）保育所等における要支援児童等対応推進事業

保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

【実施主体】　都道府県、市区町村
【補助基準額】１か所当たり 4,567千円
【補助割合】　国：１／２、都道府県：１／４、市区町村１／４
※都道府県が実施する場合は　国：１／２、都道府県：１／２

（11）待機児童対策協議会推進事業

待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、

- 保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務
- 都道府県内の市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開
- 幼稚園の認定こども園への移行促進　　等

を担う職員を都道府県に配置するための費用を補助する。

【実施主体】　都道府県
【補助基準額】１都道府県当たり　2,678千円
【補助割合】　国：１／２、都道府県：１／２

31

５．認可外保育施設の質の確保・向上　　２０億円　　（　２９億円）

【保育対策総合支援事業費補助金402億円(394億円)の内数】

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

（１）保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】　都道府県、市区町村
【補助基準額】　・研修開催　　１回当たり　　353千円
・巡回支援指導員　１人当たり　4,062千円
【補助割合】　国：１／２、都道府県、市区町村：１／２

（２）認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業

認可化移行を希望する認可外保育施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行い、認可外保育施設の認可保育所等への円滑な移行を支援する。また、認可外保育施設が保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合に移転等に必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】　①～③：都道府県、市区町村　　④：市区町村
【補助基準額】　①認可化移行可能性調査支援　　１施設当たり　　576千円
②認可化移行助言指導支援　　１施設当たり　　514千円
③指導監督基準遵守助言指導支援　１施設当たり　　771千円
④移転費等支援　　１か所当たり　移転費　1,200千円、仮設設置費　3,800千円
【補助割合】　①～③：国：１／２、都道府県：１／２
国：１／２、都道府県：１／４、市区町村：１／４
④　　：国：１／２、都道府県：１／４、市区町村：１／４

32

（３）認可外保育施設の衛生・安全対策事業

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。

【実施主体】　市区町村
【補助基準額】１市区町村当たり　354千円
【補助割合】　国：１／３、都道府県：１／３、市区町村：１／３
　　国：１／３、指定都市、中核市：２／３

（４）認可外保育施設改修費等支援事業

認可外保育施設の指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

【実施主体】　都道府県、市区町村
【補助基準額】　改修費等　１か所当たり　32,000千円
　　移転費等　１か所当たり　5,000千円
【補助割合】　国：１／２、都道府県、市区町村：１／４、事業者：１／４

６．子ども・子育て支援新制度の着実な実施　　１兆９，１２０億円（１兆８，６５６億円）

＜教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実＞　※内閣府予算及び厚労省予算

１兆７，１８１億円（１兆６，３８３億円）

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化等を引き続き実施する。

（１）子どものための教育・保育給付等

- 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- 子育てのための施設等利用給付　等

【実施主体】市区町村
【負担割合】国：１／２、都道府県：１／４、市町村：１／４等　※事業主拠出金充当額控除後の負担割合

（２）地域子ども・子育て支援事業

「少子化社会対策大綱」等を踏まえ、市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

①利用者支援事業（保育コンシェルジュ）【拡充】（P52参照）

主として、市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

また、保護者に「寄り添う」の実施を促し、地域におけるミスマッチ解消を図るため、実施要件を緩和し、<u>待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能とする</u>。

【実施主体】　市区町村
【補助基準額】　基本事業　3,075千円
　　加算事業　夜間開所　1,406千円、休日開所　757千円、出張相談支援　1,082千円
　　機能強化取組　1,875千円、多言語対応　805千円、特別支援対応　750千円
【補助割合】　国：２／３、都道府県：１／６、市区町村：１／６

②病児保育事業【拡充】（P53参照）

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

また、補助単価について、提供体制を安定的に確保するため**利用児童数の変動によらない基本単価の引上げ**を図る。

【実施主体】　市区町村
【補助基準額】　（病児対応型１か所当たり年額）
基本分単価　7,041千円
加算分単価　1,000千円　～　37,600千円（※）
※　延べ利用児童数が50人未満の場合は加算なし。
※　延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議
送迎対応看護師雇上費　5,400千円　送迎経費　3,634千円
【補助割合】　国：１／３、都道府県：１／３、市区町村：１／３

（参考）
保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業

（保育対策総合支援事業費補助金）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で研修が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。　→　P14参照

35

③延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。

【実施主体】　市区町村
【補助基準額】　①保育短時間認定（保育所：在籍児童１人当たり年額）
１時間延長　18,800円、２時間延長　37,600円、３時間延長　56,400円
②保育標準時間認定（保育所：１事業所当たり年額）
30分延長　300,000円、　１時間延長　1,665,000円、２～３時間延長　2,617,000円
４～５時間延長　5,491,000円、６時間以上延長　6,465,000円
【補助割合】　国：１／３、都道府県：１／３、市区町村：１／３

④一時預かり事業

日常生活上の事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる。

【実施主体】　市区町村
【補助基準額】　一般型基本分　１か所当たり年額　2,676千円　～　47,880千円
※　延べ利用児童数が年間20,000人を超える場合は別途協議
【補助割合】　国　１／３、都道府県　１／３、市区町村　１／３

36

＜企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援＞　※内閣府予算

１，９３９億円（２，２７３億円）

企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

（１）企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

【実施主体】公募団体
【補助割合】定額（10／10相当）

（２）企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

【実施主体】公募団体
【補助割合】定額（10／10相当）

厚生労働省

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援
（新型コロナウイルス感染症対策）

（保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）令和２年度第３次補正予算額：117億円）

【概要】
保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和２年度１次、２次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要となる経費を補助する。

【実施主体】　都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】　①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）
○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
※　手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
※　物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象施設等】保育所、幼保連型携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】①及び②の合計　１施設当たり

（１）定員※ 19人以下	300千円以内
（２）定員※ 20人以上59人以下	400千円以内
（３）定員※ 60人以上	500千円以内
（４）児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内

※（認可の）居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】　国：１／２、市区町村等：１／２

保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業【新規】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度第３次補正：14億円）

【事業内容】
（１）保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るＩＣＴ等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
（２）認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
（３）病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のＩＣＴ化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
（４）都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
（５）保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】　都道府県、市区町村

【補助基準額】（１）業務のICT化等を行うためのシステム導入　１施設当たり　1,000千円　　翻訳機等の購入　１施設当たり　150千円
（２）認可外保育施設における機器の導入　１施設当たり　200千円
（３）病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
①１自治体当たり　8,000千円　　②１施設当たり　1,000千円
（４）研修のオンライン化事業　１自治体当たり　4,000千円
（５）保育士資格取得に係るオンライン手続化　総額49,820千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定

【補助割合】（１）国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４
（２）国：１／２、都道府県・市区町村：１／４、事業者：１／４
（３）①国：１／２、市区町村：１／２　②国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４
※（１）～（３）について、地方自治体が運営する施設(＊)を対象にする場合は、国：１／２、自治体：１／２
＊（１）～（２）は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
（４）国：１／２、都道府県・市区町村：１／２
（５）国：１／２、都道府県：１／２

（１）業務のICT化等を行うためのシステム導入

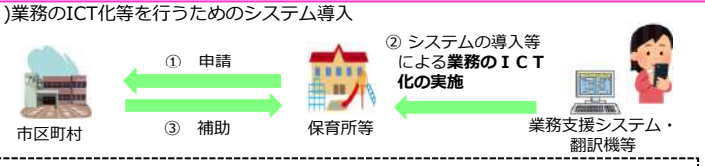

【業務負担が軽減される例】
○保育に関する計画・記録
・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。
○登降園管理
・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

（２）認可外保育施設における機器の導入

※　業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

39

保育士修学資金貸付等事業

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度第３次補正：29億円）

【事業内容】
保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：９／１０、都道府県・指定都市：１／１０

【貸付事業のメニュー】

１．保育士修学資金貸付	○　保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○　卒業後、５年間の実務従事により返還を免除	○貸付額（上限） ア　学　　費　　5万円（月額） イ　入学準備金　　20万円（初回に限る） ウ　就職準備金　　20万円（最終回に限る） エ　生活費加算　4～5万円程度（月額） ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長２年間
２．保育補助者雇上支援	○　保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○　施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が２割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○　保育補助者が原則として３年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除	○保育補助者雇上費貸付額（上限） 295.3万円（年額） ※貸付期間：最長３年間 ○保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限） 221.5万円（年額） ※貸付期間：最長３年間
３．未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援	○　未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○　再就職後、２年間の実務従事により返還を免除	○貸付額（上限）　5.4万円の半額（月額） ※貸付期間：１年間
４．潜在保育士の再就職支援	○　潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○　再就職後、２年間の実務従事により返還を免除	○貸付額（上限）　就職準備金　40万円
５．未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援	○　保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○　２年間の勤務により返還を免除	○貸付額（上限）　事業利用料金の半額 ※貸付期間：２年間

保育所等の整備の推進

令和２年度第３次補正予算　317億円
保育所等整備交付金　158億円
保育所等改修費等支援事業　160億円

[趣旨]
待機児童解消に向けて保育の受け皿整備を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

● 「子育て安心プラン」に基づき、若い世代の子育てへの安心を確実なものとするため、女性就業率8割に対応できる約32万人の保育の受け皿を平成30～令和2年度末までの3年間で整備

● 待機児童解消に向けた動きを着実に進めるため、過去の補正予算の状況等を踏まえた施設整備等に要する費用を計上。

[実施主体] 市区町村

●保育所等整備交付金（保育所整備事業、小規模保育整備事業、保育所等防音壁整備事業、防犯対策強化事業）
保育所等、小規模保育事業所の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援
※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施（1／2 → 2／3）

●保育所等改修費等支援事業
保育所等、小規模保育事業所の創設、定員の拡大、老朽化に伴う改修等に係る費用の一部支援
※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施（1／2 → 2／3）

41

保育所等整備交付金

（令和２年度予算）６３８億円 → （令和３年度予算） ４９７億円
（（令和２年度３次補正予算）１５８億円）

【趣旨】
市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

（※）市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画（市区町村整備計画）による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の４の３に基づく交付金として平成27年度に創設。

◆「新子育て安心プラン」に参加する自治体についても、補助率の嵩上げ（１／２→２／３）等を引き続き実施。

【対象事業】
・保育所整備事業
・認定こども園整備事業（幼稚園型）
・小規模保育整備事業
・防音壁整備事業
・防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
（保育所及び認定こども園については公立を除く）

【補助割合】 国１／２、市区町村１／４、設置主体１／４
※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国２／３、市区町村１／１２、設置主体１／４

42

保育所等改修費等支援事業【拡充】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度予算：394億円の内数　→　令和３年度予算　　：402億円の内数）
（令和２年度３次補正予算　：160億円）

【趣旨】
賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可 保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。
（※）都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

≪拡充≫
・「新子育て安心プラン」に参加する自治体についても、補助率の嵩上げ（１／２→２／３）を引き続き実施。
・ニーズに応じた受け皿整備による待機児童の解消や、地域偏在による待機児童の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

【対象事業】（１）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業　（２）小規模保育改修費等支援事業
（３）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業　（４）認可化移行改修費等支援事業
（５）家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】　市区町村

【補助基準額】　※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

（１）新設または定員拡大の場合			
１施設当たり	利用（増加）定員19名以下	15,000千円	（ ① 20,000千円、② 23,000千円 ）
	利用（増加）定員20名以上59名以下	27,000千円	（ ① 32,000千円、② 35,000千円 ）
	利用（増加）定員60名以上	55,000千円	（ ① 60,000千円、② 63,000千円 ）
老朽化対応の場合	１施設当たり	27,000千円	（ ① 32,000千円 ）
（２）１事業所当たり		22,000千円	（ ① 32,000千円、② 35,000千円 ）
（３）１施設当たり		22,000千円	（ ① 32,000千円、② 35,000千円 ）
（４）１施設当たり		32,000千円	（ ② 35,000千円 ）
（５）保育所で行う場合	１か所当たり	22,000千円	（ ① 32,000千円、② 35,000千円 ）
保育所以外で行う場合	１か所当たり	2,400千円	

【補助割合】（１）～（４）　国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４
※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国２／３、市区町村１／１２、設置主体１／４
（５）　国：１／２、市区町村：１／２
※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国２／３、市区町村１／３

43

保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和３年度予算：402億円の内数）

【事業内容】
保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、①保育士という職業や保育の現場の魅力発信や②保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。

① 保育士という職業や保育の現場の魅力発信
保育技術の見える化など情報発信のプラットフォームを国において作成し、それを活用しながら以下の取組みを実施
（具体的な取組）
・保育体験イベント
・情報発信サイト
・進路指導担当や中高生などに対する魅力発信　等

② 保育士が相談しやすい体制整備
（具体的な取組）
1）保育士の相談窓口（SNS等も含む）の設置
・心理職や社労士等を配置し、人間関係や労働条件等に関する相談支援を実施
・相談内容に応じて、保育所等に対して、必要な指導・助言
2）コロナウイルス感染症に関する相談支援
・気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置
・職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を実施

【実施主体】
① 都道府県、指定都市　② 都道府県、市町村

【補助基準額】
① １自治体あたり：8,108千円　② １自治体当たり：１）4,035千円　２）5,599千円

【補助割合】
① 国：1/2、都道府県・指定都市：1/2　② 国：1/2、都道府県・市町村：1/2

若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度予算：394億円の内数　→　令和３年度予算：402億円の内数）

【事業内容】

保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、下記支援員が保育所等を巡回支援するために必要な費用の一部を補助する。

①「保育事業者コンサルタント」：保育の質の向上や事故防止、保護者・地域住民等とのトラブル等に関する助言・指導
②「保育士支援アドバイザー」：若手保育士等のスキルアップを図るため、保育業務全般に関する助言・指導
③「巡回アドバイザー」：放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や子どもの主体的な活動を尊重しつつ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るための助言・指導

＜拡充＞
以下の事業のメニューを新たに追加する。
①社会保険労務士などが巡回し保育所等の事業者を支援する、「保育士働き方改革支援コンサルタント」のメニューを追加
②魅力ある職場づくりに向けた保育所等の啓発セミナーを開催
③保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがいを高められるよう、「保育実践充実コーディネーター」のメニューを追加
④公開保育実施の支援や各保育所の自己評価の促進を図るため、「地域協議会（仮称）」を開催

【実施主体】　都道府県、市区町村

【補助基準額】

保育事業者コンサルタント、保育士支援アドバイザー、放課後児童クラブ巡回アドバイザー　：１自治体当たり　それぞれ4,064千円
働き方改革支援コンサルタント、保育実践コーディネーター：１自治体当たり　それぞれ4,064千円
魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会：１自治体当たり　それぞれ1,624千円

【補助割合】

国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

45

保育士宿舎借り上げ支援事業【見直し】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度予算：394億円の内数　→　令和３年度予算：402億円の内数）

【事業内容】

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

【実施主体】新子育て安心プランに参加する市区町村

【対 象 者】 採用された日から起算して9年以内の常勤の保育士
※直近２か年の１月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して２未満の場合は、採用日から５年以内
ただし、令和元年４月及び令和２年４月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、令和３年度に限り９年以内
※令和２年度に事業の対象だった者で引き続き令和３年度も事業の対象となる場合は、令和２年度の年数を適用

＜見直しの考え方等＞
【 現　行 】採用された日から起算して10年以内の常勤の保育士
※以下の場合は、5年以内の常勤の保育士
○ 直近２か年の４月１日時点の待機児童数が連続して50人未満、かつ、直近２か年の１月の保育士の有効求人倍率が連続して 全国平均以下の市区町村
ただし、待機児童数が50人未満（前年度）から50人以上（事業実施年度）となった場合で、かつ、直近２か年の１月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村も５年以内

【見直しの考え方】・対象者の年数の予見可能性を高めることで、保育士募集に際して支障が生じないようにする。
・事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、段階的な見直しを図る。

【補助基準額】
月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

保育補助者雇上強化事業【拡充】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度予算：394億円の内数　→　令和３年度予算：402億円の内数）

【事業内容】
　保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】　市区町村

【補助基準額】
定員121人未満の施設：年額2,333千円　又は年額3,111千円※ ／ 定員121人以上の施設：年額4,666千円　又は年額6,222千円※
※保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】
保育所等での実習等を修了した者等

＜要件撤廃＞
【現行】保育補助者は、原則として勤務時間が週30時間以下であること
【撤廃理由・見直し後】事業の促進を図るため、当該規定を撤廃

【補助割合】
国：3/4、都道府県1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）1/8　／　国：3/4、市区町村1/4

47

保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度予算：394億円の内数　→　令和３年度予算：402億円の内数）

【主な事業内容】

○潜在保育士に対する取組
・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供

○人材バンク機能等の活用
・保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

＜拡充＞以下の事業の拡充を図る。
①現職保育士に対して就業継続に向けた必要な相談支援や、保育補助者や保育支援者のマッチングに係る経費を補助対象に加える。
②保育士・保育所支援センターが、シルバー人材センターと合同で実施する就職相談会に係る経費を補助対象に加える。
③保育士・保育所支援センターの情報発信機能の強化、管内の保育所等を巡回して求人情報の収集やヒ アリング等を実施しマッチング機能の向上。

【実施主体】　都道府県・指定都市・中核市

【補助基準額】
保育士・保育所支援センター運営費：　7,200千円
保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円
※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（１名分）を加算
※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援
復職前研修実施経費：469千円
離職した保育士等に対する再就職支援：6,119千円
保育士登録簿を活用した就職促進：3,664千円
マッチングシステム導入費：7,000千円

【補助割合】　国：1/2　都道府県・指定都市・中核市：1/2

【保育士･保育所支援センターの取組例】

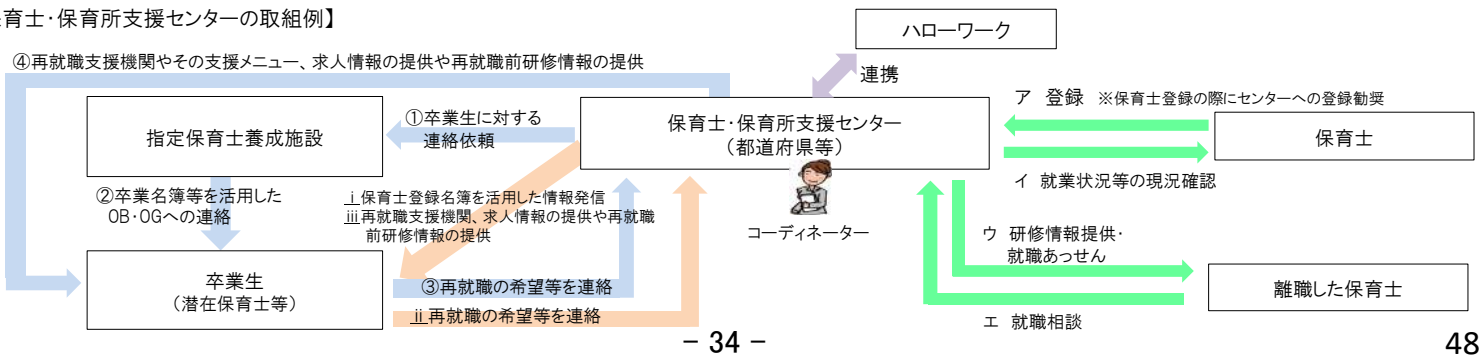

48

医療的ケア児保育支援事業【拡充】

（旧医療的ケア児保育支援モデル事業）

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度予算：394億円の内数　→　令和３年度予算：402億円の内数）

事業内容

○　保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

○　また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

令和３年度予算における対応《拡充》

○　モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。

【補助基準額】

○基本分単価

① 看護師等の配置	１施設当たり	5,３２０千円

○加算分単価

② 研修の受講支援	１施設当たり	３００千円
③ 補助者の配置	１施設当たり	2,１６０千円
④ 医療的ケア保育支援者の配置	１市区町村当たり	2,１６０千円
（喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、１３０千円を加算）		
⑤ ガイドラインの策定	１市区町村当たり	３６０千円
⑥ 検討会の設置	１市区町村当たり	５６０千円

○　さらに、各自治体の取組みを推進するため、か所数の増加を図る（９０か所→１９９か所）。

事業イメージ

実施主体・補助割合・事業実績

○ 都道府県、市区町村

○ 国：１/２、都道府県・指定都市・中核市：１/２
　国：１/２、都道府県：１/４、市区町村：１/４

○ R2（公募ベース）：１０９か所（１７１か所）

広域的保育所等利用事業【拡充】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度予算：394億円の内数　→　令和３年度予算：402億円の内数）

事業内容

① こども送迎センター等事業

○　市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

② 代替屋外遊戯場送迎事業

○　各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

③ こども送迎センター設置改修事業（H30創設）

○　既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

実施主体

○　市区町村

○　国：１／２、市区町村：１／２

<こども送迎センター等事業>
H30：28自治体（33か所）　R1：34自治体（41か所）

<代替野外遊技場送迎事業送迎センター等事業>
H30：１自治体（１か所）　R1：２自治体（７か所）

※いずれもR1年度は交付決定ベース

事業イメージ

※平成30年度より、自宅から直接保育所への送迎も可能

令和３年度予算における対応《拡充》

○　送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。

○　こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。

○　保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

【補助基準額】

・保育士雇上費　5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
・運転手雇上費　5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
・事業費（損害賠償保険含む）
　10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円）
・バス購入費　15,000千円
・バス借上費　7,500千円
・改修費　7,270千円

家庭支援推進保育事業【拡充】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度予算：394億円の内数　→　令和３年度予算：402億円の内数）

事業内容

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数（40%以上）受け入れている保育所に対して加配を行う。

令和３年度予算における対応《拡充》

特別な配慮が必要な児童のうち外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い保育所等について、加配保育士２名分の補助基準額を適用するように拡充する。

実施主体・補助基準額・補助割合

実施主体　：市区町村
補助基準額：１か所当たり　３，８６７千円
（外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合）
１か所当たり　７，７３４千円
補助割合　：国：１／２、市区町村：１／２

事業実績

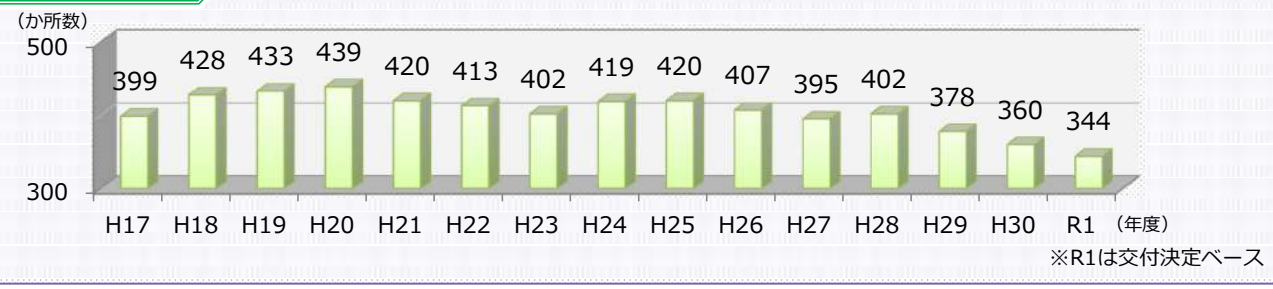

利用者支援事業（特定型（保育コンシェルジュ））

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算　1,691億円の内数
（子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省））

１．事業概要

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》　専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体　：市町村（特別区を含む）
補 助 率　：国２／３（都道府県１／６、市町村１／６）
実施か所数：H30年度375か所　→　R元年度389か所

《令和３年度補助基準額》
①基本分　3,075千円
②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,406千円	757千円	1,082千円	1,875千円	805千円	750千円

２．令和３年度予算における拡充

保護者に「寄り添う」の実施を促し、地域におけるミスマッチ解消を図るため、実施要件を緩和し、**待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能**とする。

３．事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）

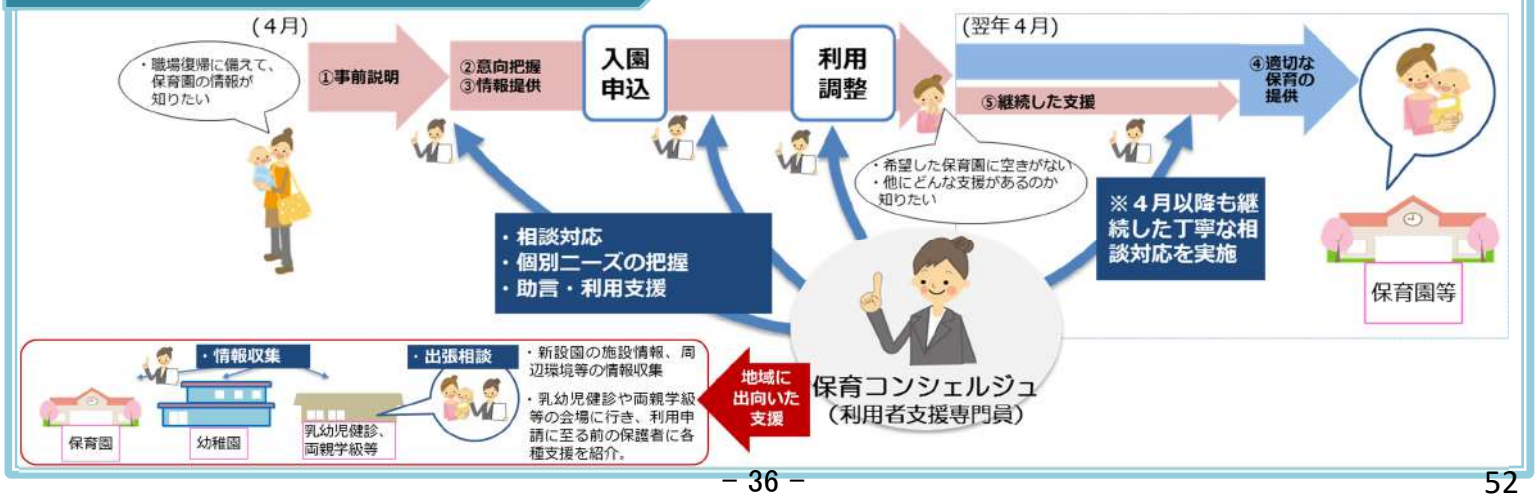

病 児 保 育 事 業

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算　1,691億円の内数
（子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省））

１．事業概要

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

＜事業類型＞

（１）病児対応型・病後児対応型
地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された　専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

（２）体調不良児対応型
保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所　入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に　対する相談支援を実施する事業。

（３）非施設型（訪問型）
地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

＜実施主体等＞

実施主体：市町村(特別区を含む。）補助率：国１/３(都道府県１/３、市町村１/３)

■令和３年度予算における対応【別紙参照】

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保するため、基本単価の比率を引き上げ。

＜補助基準額（病児対応型１か所当たり年額）＞

基本分単価：令和２年度　5,007,000円　→　令和３年度　7,041,000円
加算分単価：（例）200～399人の場合
令和２年度　200～399人単価　4,434,000円
→令和３年度　200～299人単価　3,000,000円
300～399人単価　4,000,000円

２．実施か所数及び延べ利用児童数

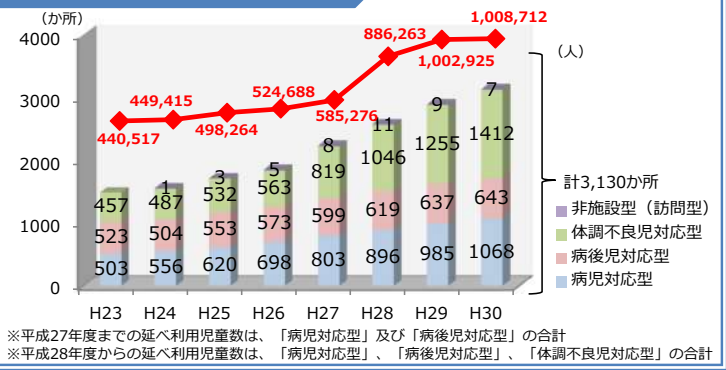

※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計

３．実施場所

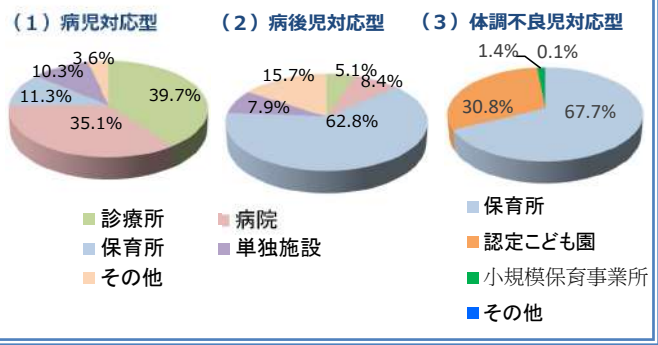

病 児 保 育 事 業 の 単 価 見 直 し に つ い て

別紙

令和３年度予算における対応

○　病児保育事業の補助単価について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、**提供体制を安定的に確保する観点から、利用児童数の変動によらない基本単価の比率を引き上げるため、**

①　基本単価において事業実施に最低限必要な事業費相当（看護師・保育士各１人分）を確保できるよう、**基本単価を引き上げ**　（病児対応型の場合：5,007千円を7,041千円に引き上げ(+2,034千円)

②　一方、基本単価の引き上げに伴い、**加算単価を引き下げる**とともに、原則200人単位で設定されている**加算単価を原則100人単位に細分化**

（病児対応型の場合：（例）200～399人単価4,434千円　→　200～299人単価3,000千円、300～399人単価4,000千円）

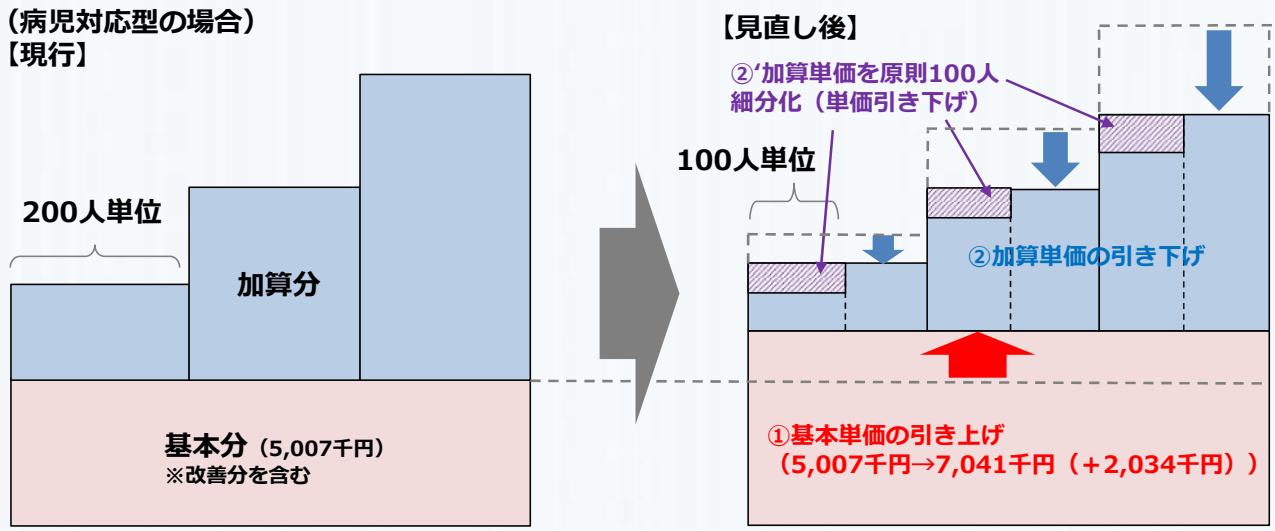

情勢報告資料（2021.6）

情勢報告

（公益社団法人）全国私立保育連盟
常務理事　髙谷　俊英

子ども・子育て会議

令和元年度～　保育３団体各委員名		
社会福祉法人	全国保育協議会副会長	森田信司
公益社団法人	全国私立保育連盟副会長	長田朋久
社会福祉法人	日本保育協会女性部長	山内五百子

令和２年度子ども・子育て会議①

日程	議事内容	発言要旨
６月 ２６日 （金）	(1) 子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに関するフォローアップ (2) その他	○全国の認可保育所では、介護や医療従事者、宅配や食料品等の小売を行う社会生活維持に必要な、いわゆるエッセンシャルワーカーの方々の子どもたちを受け入れるため、コロナ禍にあっても、必死に保育の継続に取り組んだ。この間、国や行政からも厚いご支援をいただき感謝申し上げる。 ○保護者もでき得る限りの「登園自粛」にご協力いただきまして心より御礼申し上げる。保育士を含めた園の職員が、登園自粛の園児数の減少に伴い交代で在宅勤務に切り替えるなど、職員の感染リスクの軽減を図る事ができた。 ○０歳からの乳児を含む保育を行うにあたって「密」は避けられない。「スキンシップ」や「手厚いコミュニケーション」は必要不可欠であり、子ども同士のふれあいやかかわりを止めることはできない。 ○日本中の保育士たちは、緊急事態宣言の最中にあっては、「絶対感染できない」と非常に緊張感をもって、保育や在宅勤務に当たっていたと思う。心より敬服する。 ○完全に収束したわけではないので、保育現場においてこの緊張感は続くが、プロとしての保育士・保育園の職員集団は、これからもエッセンシャルワーカーの一員としてがんばってくれるものと期待している。
１０月 ５日 （月）	(1) 子ども・子育て支援をめぐる課題について (2) その他	○コロナ禍にあっても、保育園はほぼ通常に近い保育を行っている。感染拡大防止に気を付けながらエッセンシャルワーカーとして保育に励んでいる。今後も手厚い支援をお願いしたい。 ○全私保連は以前から人口減少地域における保育の問題に積極的に取り組んでいる。人口減少地域の「保育」が消滅しないよう、地方の活性化も含めた強力なバックアップを期待する。 ○令和2年度で終了する「子育て安心プラン」に替わる新たな事業計画について、効果的で魅力的な策定となるよう、子どもたちのため、将来の日本のために大いなる期待をしている。 ○宿舎借り上げ事業は都市部の園にとって画期的で有効な施策である。令和3年度概算要求に盛り込んでいただき感謝申し上げる。今後も確実に継続していただきたい。 ○処遇改善等加算Ⅰに関して、更なる事務負担の軽減のために検討をいただきたい。処遇改善等加算Ⅱのキャリアアップ研修は、早期に必須化延期の方向性を示していただきたい。 ○今年度人事院勧告はマイナス勧告になるとされている。積み上げ方式を提唱している以上、公定価格が連動して引き下がることもやむを得ないが、一方で保育士の更なる処遇改善をお願いしている。処遇が下がらないような対応を切にお願いしたい。

3

令和２年度子ども・子育て会議②

日程	議事内容	発言要旨
１２月 １日 （火）	(1) 公定価格について (2) その他	○私たちはコロナ禍にあってもエッセンシャルワーカーとしての自覚を持ち、日々保育に取り組んでいる。今後とも支援をよろしくお願いしたい。 ○令和２年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費改定について、積み上げ方式を採用している「保育」としては、給与改定に連動した公定価格引き下げに異論はない。一方、更なる処遇改善をお願いしている立場としては、保育士の処遇が下がらないような対応を切にお願いしたい。 ○地域区分の在り方について、現場では現在の地域区分に対して、保育士確保の観点から厳しい実情を訴える声もあり、令和３年度の介護報酬改定の方向性を踏まえ、より適切な制度に向けて見直しをお願いしたい。 ○児童手当について、「保育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに変更すべき」との考えに賛同する。一方で、少子化に歯止めをかけなければならない状況を考慮すると「特例給付」は継続する必要があるのでないかと考える。世帯の所得制限を引き上げる等、予算上の調整を行い、効果的・効率的な範囲を見つけ出す方策が大切ではないか。 ○ポスト「子育て安心プラン」は、「待機児童の解消」はもとより、「保育現場の魅力の発信」や「保育の質の向上」、「更なる保育士の処遇の改善」、「第三者評価の受審率の向上」等を盛り込んだ子ども目線の魅力的な事業計画の策定となるよう大いに期待をしている。 ○人口減少地域の「保育」が消滅することのないよう、地元自治体と連携した施策の展開をお願いしたい。 ○宿舎借り上げ事業は、都市部を中心に非常に有効な施策である。令和3年度以降の継続をお願いしたい。
１２月 ２５日 （金）	(1) 子ども・子育て支援新制度に関する予算案等について (2) 児童手当に関する見直しについて	○保育士の処遇改善を継続していただき感謝申し上げる。財政の厳しい中ではあるものの、道半ばである処遇改善につき、もう一歩踏み込んだご検討をよろしくお願いしたい。 ○短時間保育士の活用について、最低限クラスに1名以上常勤保育士を配置しないと保育の質が保たれない。短時間保育士だけで子どもを保育すると、園児の事故につながる危険性が高まることを危惧する。待機児童解消のためとはいえ、保育の質の低下を招いている園に我が子を入園させて良いと思う保護者はいないのではないか。子どもも1日の中で次から次に変わる保育士を信頼することができるだろうか。この規制緩和は再考をお願いしたい。
１月 ２０日 （水）	(1) 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について (2) その他	○市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加について、提案内容に賛同する。 ○事業主拠出金の割合の上限の引き上げについては、経済界からもさらにご負担をいただけることに感謝申し上げる。 ○子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設については、今後、働きやすい職場づくりという観点と、保護者と子どもの関わる時間を増やすという観点から、この制度の認定を取る企業が増えていくことを期待する。 ○２月末頃より新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が開始される予定との報道がある。医療関係者、介護施設職員などの次に保育士・保育教諭も優先的にワクチン接種を行っていただけるよう、ご配慮を願いたい。

4

子ども・子育て支援新制度の概要　※下線部分が今回の改正部分

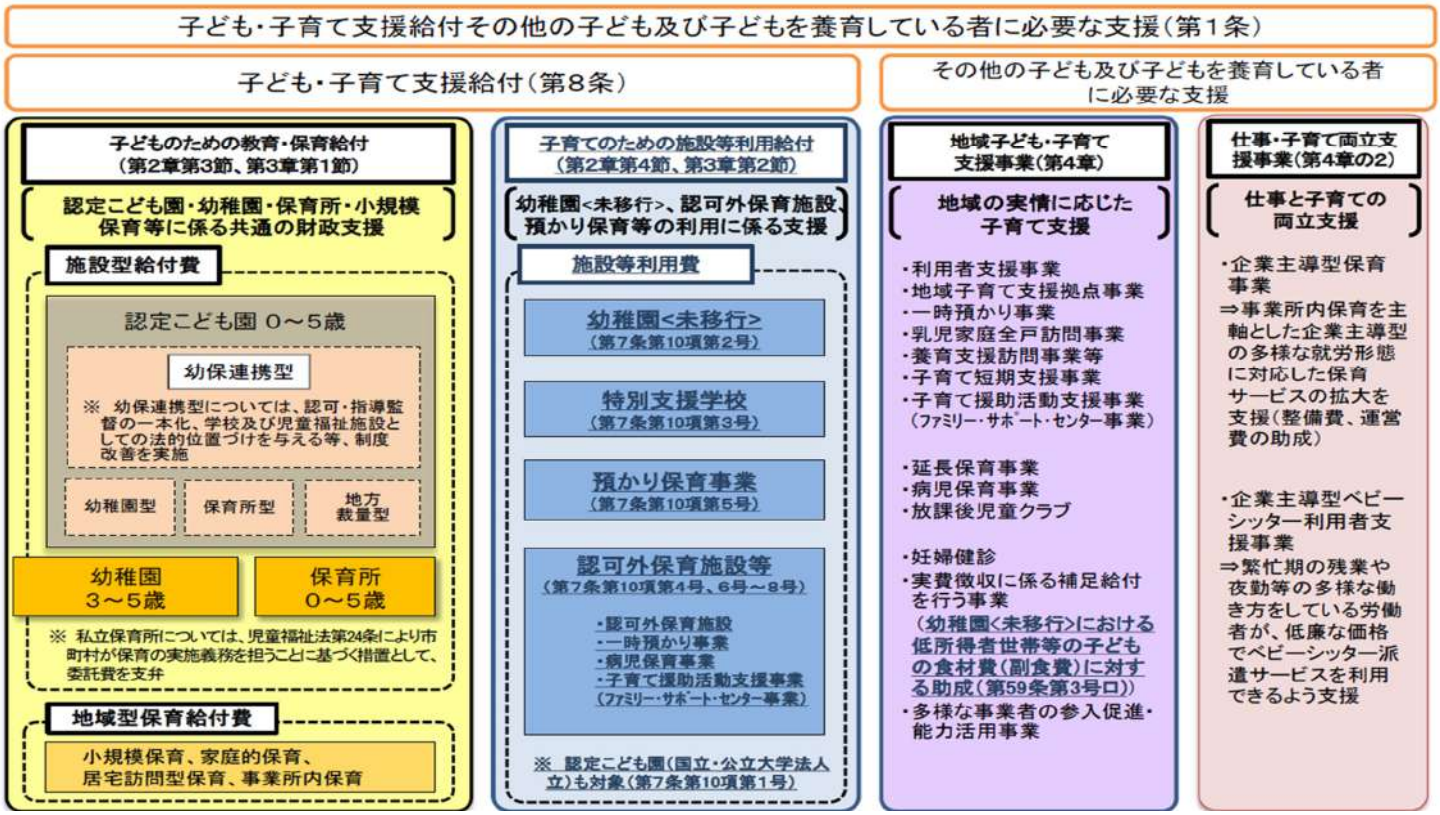

令和２年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費改定について

（公定価格の算定方法）

公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

【参考】令和２年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容

①月例給は据え置き

②期末手当の引下げ（▲０．０５月分）

（国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い）

・令和２年度の国家公務員給与の改定を踏まえ、公定価格の令和２年度単価表を改定予定（令和２年度第三次補正予算案において対応）。

※予算上の常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る年額人件費　▲０．３％程度

・上記改定は令和３年度以降の公定価格の設定に当たっても引き継ぎ、令和３年度予算案に反映。

（実施時期）

単価表に係る改正告示の公布日の翌月分の公定価格から適用（４月に遡及して適用しない）

→改定後の月の公定価格で年間の減額相当額の全額を減額

【例】令和３年２月分の公定価格から減額を適用する場合は、令和３年２月分及び３月分の公定価格からそれぞれ６か月分を減額

※令和３年度以降については、毎月の公定価格から年間の減額相当額の1/12を減額

6

新子育て安心プランの概要

○ **令和３年度から令和６年度末までの４年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。**

・第２期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
（参考）平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和７年の政府目標：82%（第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略）

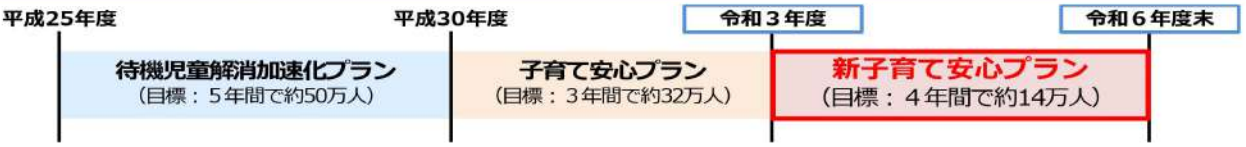

○新子育て安心プランにおける支援のポイント

①地域の特性に応じた支援

○保育ニーズが増加している地域への支援
（例）
・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○マッチングの促進が必要な地域への支援
（例）
・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
（待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする）
・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
（送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う）

○人口減少地域の保育の在り方の検討

②魅力向上を通じた保育士の確保

（例）
・**保育補助者の活躍促進**（「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃）
・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
（待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士１名必須との規制をなくし、それに代えて２名の短時間保育士で可とする）
・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
（現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加）

③地域のあらゆる子育て資源の活用

（例）
・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育**（施設改修等の補助を新設）
や小規模保育（待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化（３人増し→６人増しまで可とする））**の推進**
・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化**【令和３年度税制改正で対応】
・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充**（１日１枚→１日２枚）
・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**
【令和３年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

7

参考資料

「新子育て安心プラン」（約14万人）の財源【追加所要額】

○　「新子育て安心プラン」は、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

○　運営費については、令和3年度から令和7年度までの5年間を確保することとし、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより、以下のとおり安定的な財源を確保する。

【令和７年度までの追加所要額】
約１，４４０億円

事業主拠出金財源 ・保育所等　０～２歳児	約１，０００億円	➢ 経済界に協力を求め、事業主拠出金を充当
公費（税財源） ・保育所等　３歳以上児 ・幼稚園の一時預かり	約４４０億円	➢ 児童手当の特例給付の見直しにより生じる財源等を充当

※　「保育所等」には、認定こども園、小規模保育等の地域型保育事業などが含まれる。また、「幼稚園の一時預かり」は、保育の必要性がある子どもを対象とする一時預かり事業（2歳児等）をいう。

令和３年度予算案における追加所要額

【令和３年度予算案における追加所要額】約５２９億円
（事業主拠出金財源：約３０６億円、公費（税財源）：約２２３億円）

8

児童手当の見直しについて

児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。

○ 世帯合算は導入せず、主たる生計維持者の所得で判断

○ 年収1,200万円*以上の者への特例給付を廃止

（*子供２人と年収103万円以下の配偶者の場合。扶養人数に応じた所得額は政令で定める。）

○ 施行に要する準備期間等も考慮し、令和４年10月支給分から適用。

⇨ 上記について、令和３年通常国会に必要な法案の提出を図る。

（併せて、毎年受給者に提出を求めている現況届の届出義務を廃止し、受給者の負担軽減を図る。）

（参考）全世代型社会保障改革の方針（令和２年12月15日閣議決定）

２．待機児童の解消

（前略）

その際、児童手当については、少子化社会対策大綱（令和２年５月29日閣議決定）等に基づき、高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円 以上の者）を特例給付の対象外とする。

児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和４年（2022年）10月支給分から適用する。

これらのために、令和３年（2021年）の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。

9

多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた対応

○ 我が国では、少子化の進行や人口減少が深刻さを増しており、これらの解決のためには、子育て家庭が身近な場所で、適切な支援を受けられる体制を作ることが必要となる。

○ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を生み育てられる環境を整備することとされている。

○ これを踏まえ、**子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向け、令和３年度予算案において、以下の取組を推進**する。

⇒ 地域子ども・子育て支援事業の相互連携・協力について市町村子ども・子育て支援事業計画への位置付けを検討（子ども・子育て支援法改正法案に盛り込む予定）

新たな展開の方向性

共通課題である
○**量的拡充**
○**人材の確保・育成**
を図るとともに、**相互に関連し合う子育て支援事業を有機的につなぎ、一体的に実施**することにより、

○**個々のニーズへの対応**では、
- **子育て親子の利便性の向上（ワンストップ化）**
- **子育て関連のより幅広い情報収集や、個々のニーズに応じた利用の広がり**
- **保健サイド（子育て世代包括支援センター等）と連携したアウトリーチ支援**
- **孤立化の解消、虐待の未然防止**

などを進め、さらに、
○**子育て支援の新たな社会資源の創出、連携・協働の体制づくり**を推進

令和３年度予算案における対応

①利用者支援事業（基本型）

子ども・子育て支援交付金 1,673億円の内数（1,453億円の内数）

- 地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等の支援を実施
- 国庫補助率を1/3から2/3に引上げ

（参考）実施か所数：805か所（令和元年度実績）

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子ども・子育て支援交付金 1,673億円の内数（1,453億円の内数）

- 提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等との連携を強化

（参考）実施か所数：931か所（令和元年度実績）

③地域子育て支援拠点事業

子ども・子育て支援交付金 1,673億円の内数（1,453億円の内数）

- 両親共に参加しやすくなるよう休日の育児参加促進に関する講習会の実施を支援

（参考）実施か所数：7,578か所（令和元年度実績）

④一時預かり事業等への巡回支援（広域的保育所等利用事業）

保育対策総合支援事業費補助金 402億円の内数（394億円の内数）

- 保育所等への子どもの送迎以外の時間帯における送迎バスを活用した巡回支援を実施

（参考）一時預かり事業の利用児童数：延べ513.6万人（令和元年度実績）

10

保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和３年度予算案：402億円の内数）

【事業内容】
保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、①保育士という職業や保育の現場の魅力発信や②保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。

① 保育士という職業や保育の現場の魅力発信
保育技術の見える化など情報発信のプラットフォームを国において作成し、それを活用しながら以下の取組みを実施
（具体的な取組）
・保育体験イベント
・情報発信サイト
・進路指導担当や中高生などに対する魅力発信　等

② 保育士が相談しやすい体制整備
（具体的な取組）
1）保育士の相談窓口（SNS等も含む）の設置
・心理職や社労士等を配置し、人間関係や労働条件等に関する相談支援を実施
・相談内容に応じて、保育所等に対して、必要な指導・助言
2）コロナウイルス感染症に関する相談支援
・気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置
・職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を実施

【実施主体】
① 都道府県、指定都市　　② 都道府県、市町村

【補助基準額】
① １自治体あたり：8,108千円　② １自治体当たり：１）4,035千円　２）5,599千円

【補助割合】
① 国：1/2、都道府県・指定都市：1/2　② 国：1/2、都道府県・市町村：1/2

11

保育補助者雇上強化事業【拡充】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度予算：394億円の内数　→　令和３年度予算案：402億円の内数）

【事業内容】
保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】　市区町村

【補助基準額】
定員121人未満の施設：年額2,333千円　又は年額3,111千円※ ／ 定員121人以上の施設：年額4,666千円　又は年額6,222千円※
※保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】
保育所等での実習等を修了した者等

<要件撤廃>
【現行】保育補助者は、原則として勤務時間が週30時間以下であること
【撤廃理由・見直し後】事業の促進を図るため、当該規定を撤廃

【補助割合】
国：3/4、都道府県1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）1/8　／　国：3/4、市区町村1/4

12

短時間勤務の保育士の活用

現行制度の概要

○　保育所に配置される保育士について、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の要件の全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務（１日６時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てても差し支えないこととされている。

①常勤の保育士が各組や各グループに１名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が２名以上の場合は、１名以上ではなく２名以上）配置されていること

②常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

見直し案

○　潜在保育士の保育現場への再就職を促進する観点から、短時間勤務の保育士の配置に関する要件①について、

・令和２年以降の各年４月１日時点のいずれかの待機児童数が１人以上である市区町村において、

・常勤の保育士が十分に確保できずに子どもを受け入れることができないなど、市区町村がやむを得ないと認める場合には、

各組や各グループで１名以上常勤の保育士を配置を求める規制を撤廃し、**１名の常勤の保育士に代えて２名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないこととする**。

○　その際、交替に当たっての適切な引継ぎや、保育の計画や評価を共有する機会の確保など、利用児童の処遇水準の確保に努めるとともに、一部の職員に業務の負担が過剰に偏ることがないよう、適切な業務分担を行うこととする。

（参考）
○保育士が再就業する場合の希望条件（複数回答）
勤務時間：76.3%　　雇用形態(パート・非常勤採用)：56.0%
※「東京都保育士実態調査報告書」（令和元年５月公表）より

13

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について

2022年度を目途に必須化を目指す

14

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について

	保育所及び地域型保育事業所	幼稚園	認定こども園
実施主体	●都道府県 ●市町村、指定保育士養成施設、保育に関する研修実績のある非営利団体	●都道府県又は市町村 ●幼稚園関係団体 ●大学等 ●その他自治体が適当と認める者	●都道府県又は市町村(教育委員会を含む) ●認定こども園関係団体、幼稚園関係団体、保育関係団体 ●大学等 ●その他自治体が適当と認める者
研修時間	●各分野15時間以上 ◎副主任保育士 ３分野+マネジメント ◎専門リーダー ４分野 ◎職務分野別リーダー 担当職務分野	◎中核リーダー及び専門リーダー 合計60時間以上 ◎若手リーダー 合計15時間以上	◎副主幹保育教諭及び専門リーダー 合計60時間以上 ◎若手リーダー 合計15時間以上
園内研修	◎１分野最大４時間	◎中核リーダー及び専門リーダー 15時間以内 ◎若手リーダー ４時間以内	◎副主幹保育教諭及び専門リーダー 15時間以内 ◎若手リーダー ４時間以内
その他	・講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。	・個別の研修の受講歴については、職員個人が管理することを基本とする。	・個別の研修の受講歴については、職員個人が管理することを基本とする。 ・保育士等キャリアアップ研修は研修要件を満たすものとして取り扱うこと。

※平成30年度以前に受講した研修は、内容が同等であると認められ、受講が確認できる場合に限り、要件を満たすものとして差し支えない。

15

令和２年度における処遇改善等加算の運用の改善

○　各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じた柔軟な対応を可能とするため、保育士等の技能・経験に応じた**処遇改善等加算Ⅱの要件について、加算額の配分方法の更なる柔軟化**を図る。

処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和

○　処遇改善等加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、**実際に月額４万円の賃金改善を行う職員**を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、現行の「４万円の加算額の算定対象人数の１／２（端数切捨て）以上」を「**１人以上**」に緩和する。

※「加算対象人数の１／２（端数切捨て）」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。

<定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ> ※園長１人、主任保育士１人、一般職員１５人（保育士１２人、調理員等３人）

４万円の算定対象人数(職員数Ａ)：５人（一般職員数の１／３）、５千円の算定対象人数(職員数Ｂ)：３人（一般職員数の１／５）

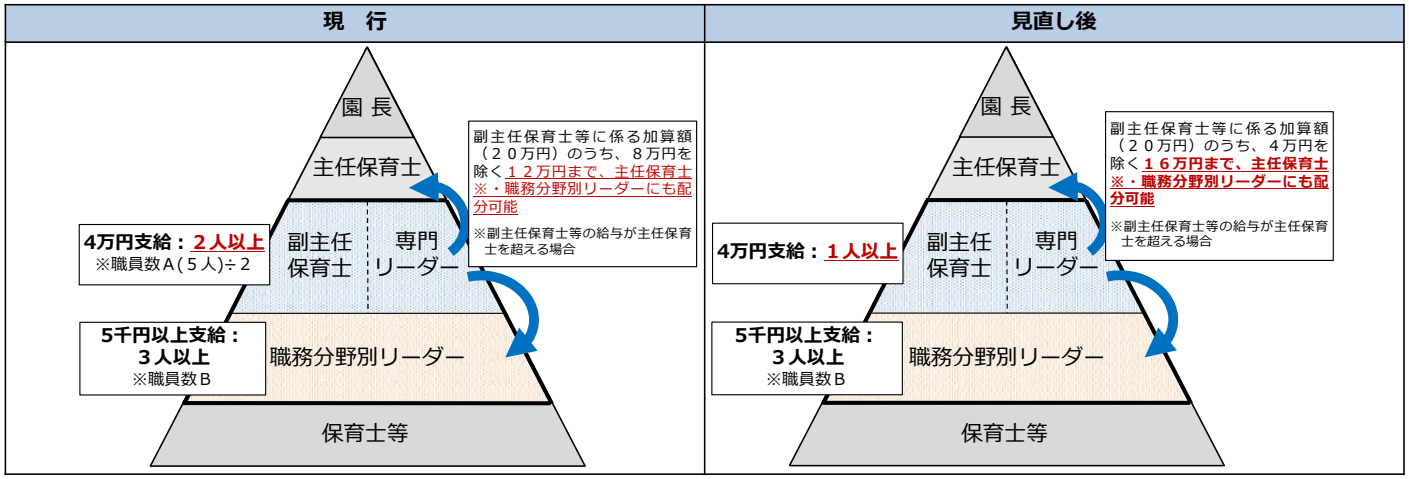

16

保育３団体協議会の取り組み

R3幹事団体は全保協

17

令和３年度　保育三団体協議会

日程	議題
４月２３日（金）	（１）行政説明（厚労省保育課･内閣府説明） （２）保育三団体協議会 要望活動の進め方について （３）新型コロナウイルス感染症への対応について （４）地域における子育て支援のあり方検討と児童福祉法改正の動きについて （５）「こども庁」創設に向けた動きについて

18

令和３年度保育予算・制度等に向けた要望

令和２年７月１日
保育三団体代表者連名

１．保育の質・機能の向上のために

２．保育人材の確保・定着について

３．公定価格の充実について

４．人口減少地域における保育施設への振興対策等の実施

５．「保育所等整備交付金」等の拡充・推進について

６．企業主導型保育事業に対する自治体の関与について

７．子育て家庭の負担軽減について

８．新型コロナウイルス感染症等の対応について

19

令和2年4月24日

緊急事態宣言発令下における保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応について

保育三団体代表者連名

現下において、保育所等の子どもと家族、職員の健康を守り、保育を継続していくため、下記について配慮いただくようお願いいたします。

○ 保育所等の対応について

今般の感染症対応により保育の現場では、少人数に分かれての保育、消毒作業の徹底、保護者等との連絡・調整など、日常と異なる業務の従事を継続的に行っております。保育が医療体制の維持、国民生活・社会の安定、国民経済維持のすべてにわたり、必要不可欠な社会福祉事業であることを保育関係者は自覚し、感染リスクを抱えながらも保育の携わることを誇りとして懸命に努めております。こうした保育現場の現状と課題や保育所等の役割と保育の維持について、国民の理解促進・周知にご支援くださいますようお願いいたします。

○ 緊急事態宣言以降の対応について

緊急事態宣言が継続する5月6日の期限までに感染拡大がとまることを望みますが、宣言期間が延長された場合などには、自治体とも連携して感染拡大防止の適切な措置をお願いいたします。併せて、緊急事態宣言が解除される際には、各地域の状況に応じて安全性を確保した再開へ配慮していただくとともに、自治体と緊密に連携して対応していただくようお願いいたします。

○ 感染防止・衛生用品不足への対応

依然として供給が不足し、発注・納品が困難な状況が続いており、購入できる場合であっても価格が高騰しています。
保育所等において衛生管理については最大の配慮のもと保育の提供を継続していますので、国や自治体におかれては現下の流通等の状況を勘案し、引き続き感染防止・衛生用品の供給を確保する取り組みをお願いいたします。なお、通常の災害と異なり全国的に不足するという今回の事案を通じて、今後公的機関等での備蓄の検討などをお願いいたします。

20

厚生労働省

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援（新型コロナウイルス感染症対策）

（保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）令和２年度第３次補正予算案：117億円）

【概要】
保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和２年度１次、２次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要となる経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講等）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）
○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入

【対象施設等】 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 ①及び②の合計　１施設当たり

（１）定員※ 19人以下	300千円以内
（２）定員※ 20人以上59人以下	400千円以内
（３）定員※ 60人以上	500千円以内
（４）児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内

※（認可の）居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：１／２、市区町村等：１／２

21

関連情報

22

基準年度の見直し

○　処遇改善等加算による賃金改善額について、現行は、**算定の起点となる基準年度**が固定時点となっており、処遇改善等加算Ⅰと Ⅱによっても異なっているが、給与関係文書の保管や算定事務の負担を軽減するため、**処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通**で、基準年度を「**加算当年度の前年度**」に見直す。

○　その際、毎年度の**賃金改善の確認（加算額と賃金改善額の比較）**は、当該施設・事業所において**加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化**して行うこととする。

※ 国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難い施設については、加算当年度の３年前の年度を基準年度として選択することを可能とする。（令和２年度は、現行の基準年度も可。）

※ 前年度に処遇改善等加算を取得していない場合は「直前の加算を取得した年度」とする。（新たに処遇改善等加算を取得する場合の取扱いは現行と同じ。）

※ 新たに講ずべき処遇改善とは、例えば、加算当年度の公定価格における加算率の改定のほか、新たな加算適用、加算前年度からの加算率の増加（キャリアパス要件の充足等）等が想定される。

【賃金改善の確認方法の見直しイメージ】

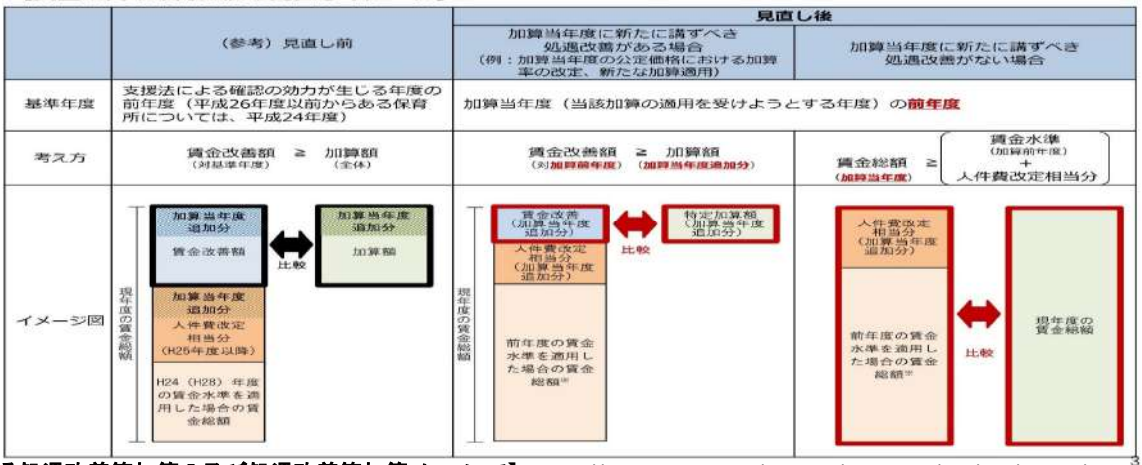

【施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて】 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/kaizen/kyufu_kasan1-2-1.pdf
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/kaizen/kyufu_kasan1-2-2.pdf

保育士等の処遇改善の推移

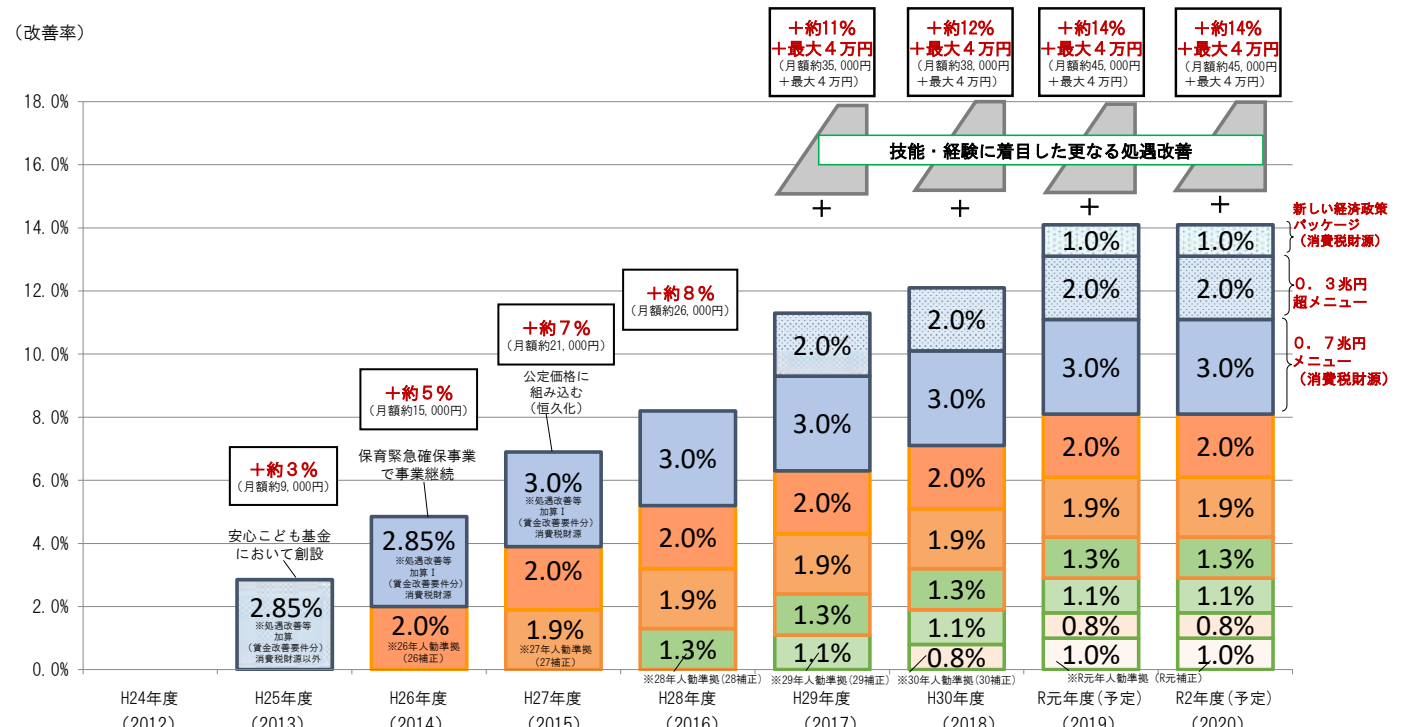

※　処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
※　各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
※　上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

24

25

「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」開催要綱

１．目的

昨今の保育行政は、待機児童の解消を目的として保育の受け皿整備を行うこと、子どもの健やかな育ちを支える観点から保育の質を確保・向上することを両輪として各種施策を講じてきた。

こうした中で、待機児童数は着実に減少を続けており、今後は地域の特性に応じた支援を進めていくため、令和２年 12 月 21 日に「新子育て安心プラン」を取りまとめたところである。

一方で、子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要となっている。また、我が国の今後の人口構造等の変化を見据えると、これが地域だけの問題でなく、全国的な課題になることも想定される。

このため、子ども家庭局長が学識経験者等に参集を求め、中長期的な視座に立って、今後の保育所や保育士等の在り方について検討することとする。

２．構成

（１）検討会の構成員等は別紙のとおりとする。
（２）検討会に座長を置く。座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
（３）座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

３．主な検討事項

（１）地域における保育所等の役割に関すること
（２）今後の地域・社会情勢を踏まえた保育士等の在り方や確保方策に関すること
（３）その他保育所や保育士等の在り方に関すること

４．運営

（１）検討会の庶務は、子ども家庭局保育課が行う。
（２）検討会は、原則公開とする。ただし、検討会を公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、検討会を非公開とすることができる。検討会を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。
（３）検討会資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開する。
ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
（４）この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上定める。

「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」構成員名簿

（五十音順、敬称略）

石井　章仁　大妻女子大学　准教授

倉石　哲也　武庫川女子大学　教授

古賀　松香　京都教育大学　教授

坂﨑　隆浩　社会福祉法人清隆厚生会　こども園ひがしじどおり　園長

坂本　純子　NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会　副理事長

高谷　俊英　社会福祉法人　正蓮寺静薗学園　正蓮寺こども園　園長

田中　健　高知県教育委員会事務局幼保支援課　課長

遠山　芳雄　相模原市こども・若者未来局参事兼保育課　課長

開　仁志　金沢星稜大学　教授

星　義孝　湧別町健康子ども課　課長

堀　科　東京家政大学　准教授

森田　信司　社会福祉法人信光園　若江こども園　施設長

（オブザーバー）
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

26

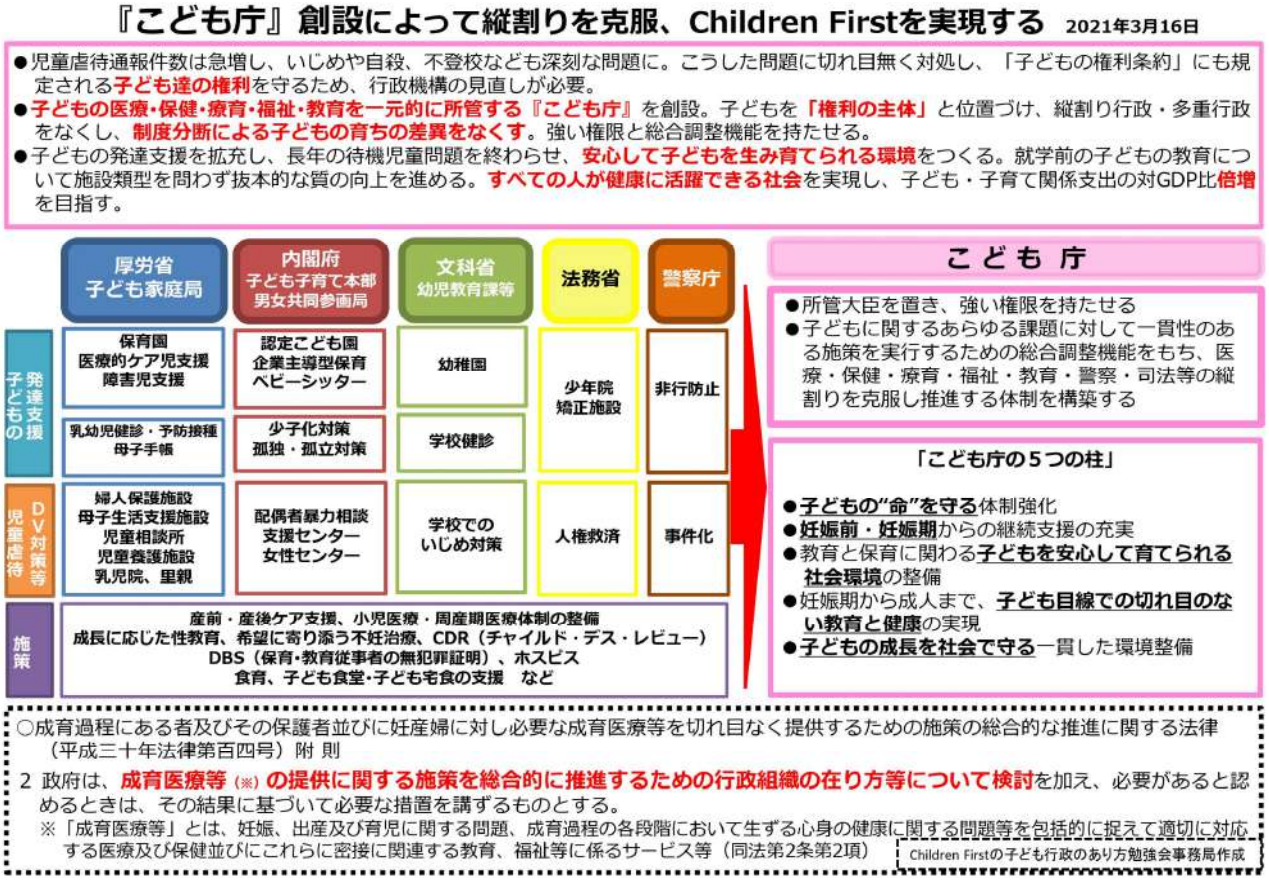

おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。

（参　考）令和３年度全私保連事業計画（抄）

Ⅰ　保育を取り巻く諸課題と対応

１　コロナ禍における保育の取り組み

令和２年に入り私たちは「『コロナ禍における保育』とは」という新たな課題に直面しました。全国の保育者は、自らも感染のおそれがある中、社会を支えるエッセンシャルワーカーとしての役割を担ってきましたが、とりわけ、いわゆる「３密」を避けなければならないという社会的命題と、子どもの育ちにはそもそも密は避けられないという保育の根幹との狭間で苦悩してきました。そして、教科書にはない課題と答えにそれぞれが自らの判断で取り組んできた結果、子どもたちにとって必ずしも幸せではない保育環境が提供されているケースも散見されました。またコロナ禍初期には医療関係者の子どもの保育の受け入れをめぐる否定的な広報が政府においてなされるなど、人権問題に発展しかねない残念な場面も経験しました。このような方向性（コロナ禍の保育指針）が見えない中で、各施設が誤った情報をもとに、子どもたちの最善の利益を損ねる保育を行ってしまうことを避けるために、全私保連は会員に正しい情報をいち早くお伝えする取り組みを、WEB 等の新たな手法を取り入れることによって引き続き進めていきます。また、昨年度１年間に積み上げられたコロナ禍における多くの工夫・取り組み等の保育実践をもとに、学識経験者の知見もいただきながら、これからの保育の在り方を考えていきます。

２　制度・政策

一方、施設運営面では、すでに包括方式へ移行した医療・介護等の種別施設の運営は大変厳しい状況にある中、私たちが堅持してきた公定価格における「積み上げ方式」がコロナ禍における開所継続にとって非常に有用であることが証明されました。令和３年度以降もこの積み上げ方式を引き続き堅持する取り組みを進めていくことといたします。また、コロナ禍におけるわが国の経済状況が回復するまでは、公定価格の基礎となる人事院勧告においても非常に厳しい状況が続くことが予想されます。そのような中でも国に対しては、依然として低い保育者の賃金部分については特例的な取り扱いを求めていくとともに、ウイルス感染の危険性がある中で懸命に職務（保育）に従事する施設職員に対する必要な手当の創設、PCR 検査や今後開発される薬剤の優先的取り扱い、さらには安全なワクチンの優先接種を求めていきます。

そのほか、保育施設への人材確保策についても、「職務や責任」に見合った「処遇」を実現することが最も効果的な人材確保策であることを引き続き保育団体として主張していきます。（p. ６Ⅲ公益法人としての社会的使命　３保育者の働き方改革 参照）

また、認定こども園制度がスタートした当初から国が目指した幼保一元化が、「保・幼・認こ」の「幼保三元化」となっている現状の中、適用法令の違い（例えば満３歳児入所の取り扱い、国旗の取り扱い等）や補助金の所管の違いによる混乱、免許資格制度や研修制度の違い等、いわゆる国の縦割り行政の弊害が各所に見受けられるようになっています。このような状況を、新たに名称を「全国私立保育連盟」として再スタートを切る私たちは、子どもの育ちを「保育園」等の施設類型の側面からではなく、子どもを主体とした「保育」という観点からどのような方向性を目指すのか、問題意識をもって国、自治体の政策へ提言していかなければならないと考えています。

３　少子社会への対応

また、引き続き少子社会への対応も最重要課題として取り組んでいかなければなりません。

令和２年６月に公表された人口動態統計によれば、2019 年の出生数は 90 万人を割り込み 86 万５千人と、「『86 万ショック』とも呼ぶべき状況」（内閣府「令和２年版少子化社会対策白書」より（令和２年７月））となっています。少子化の背景には社会の様々な要因が絡み合って、人口減少地域のみならず、都市部での高齢化したニュータウン等における人口減少・少子化の問題が生じています。

このような状況下で、特に私たちが取り組む子育て支援の分野では、主に都市部での待機児童の解消を図るため、また人口減少地域での保育を存続していくためにも、保育者の処遇改善をはじめとする「保育人材の確保に向けた総合的な対策」を緊急に進め、また、地域の子育て拠点となる認可施設として安定した運営が継続できるようにしていかなければなりません。

そのためには、諸外国における少子地域での子どもの育ちや制度設計、また日本で子育て支援策にしなやかに取り組んでいる小さな町の状況等も参考に、「子どもたちの最善の利益が守られた社会」、そして「子育てしやすい社会」の実現に向けて必要な解決策を保育三団体の共通課題として検討していきます。

４　保育現場における子どもの人権

保育現場における子どもへの虐待や不適切保育はあってはならないことは言うまでもありませんが、私たちの日々の保育においても、何気ない無意識の子どもへの人権軽視があってはなりません。保育者の子どもを大切に思う気持ちが、自らの何気ない言葉・行為によって台無しにならないよう、あらためて「子どもの権利条約」を遵守し、人権意識を自問自答する態度の涵養を図っていきます。

Ⅱ　組織の諸課題と対応

１　地域組織とのさらなる連携強化

全私保連は、会員数が１万施設を超えた公益社団法人として、会員相互の情報共有や保育団体としての組織力強化が求められる中、全私保連の事業計画等の理解や地域組織とのさらなる連携強化などの取り組みは欠くことができません。

昨年度コロナ禍により中止となった常任理事会（正副会長と常務理事）と全国６ブロックとの合同会議は、地域の状況を把握し相互理解を深め、思いの共有化や関係性の向上を図りつつ、改めて開催します。

今後も人とのつながり“絆”を重んじ、全私保連の生命線である「常に会員に寄り添う」精神を事業展開の主軸とし、各地域組織・ブロックと双方向のよりよい関係構築を目指し、持続可能な組織運営を行っていきます。

２　つながる組織運営

組織改革を推し進めている矢先、新型コロナウイルス感染拡大のため、各種研修会・会議の中止や WEB 会議などの対応を余儀なくされ、組織全体の事業活動が長期間にわたり足踏み状態となりました。この間、研修部による WEB 研修や保育カウンセリング企画部による保育カウンセラー養成講座 WEB 研修の配信・広報部による HP あおむし通信での迅速な情報提供・調査部による「新型コロナウイルス感染症に関する調査」報告などに取り組んできました。今後もコロナ禍で培ってきた経験を生かして、活動の効

率化や各専門部等間、また地域組織との連携を深めて「つながる組織運営」に努めていきます。

また「研修の全私保連」を明確化するために、「研修基本計画会議」において各種研修活動を横断的に検証し、効果的に継続・発展に向けた最終提言を取りまとめます。

３　組織活動を支える財政課題

全私保連の組織活動を支える財政課題の議論については、避けて通れぬ時期に来ています。

令和元年から見る収入は、特定資産の運用益が約６％、会員からの年会費収入が約 21%、広告協賛金収入が約７％となる中、保険関連手数料が 47%と収入の大半を占めており、収入の構成比率から考えると、現在の事業部が進めている各種保険加入促進が全私保連の財政基盤を担っているとも言えます。

低金利時代はまだまだ続くと予想され、資産運用益の上昇は今後も見込むことはできず、待機児童対策についても議論される中、社会全体としては確実に人口減少社会に進んでおり、引き続き保険関連手数料に重きを置いた財源だけに頼ってよいのでしょうか。

支出面では、職員給与が約 18%、各地域組織や各ブロック組織強化費が約 20%、旅費交通費が約 26%と大半を占めていますが、コロナ禍において全私保連の事業活動は大きな見直しを余儀なくされ、WEB 会議の導入により、昨年度は結果的に大幅な旅費交通費の削減につながることとなりましたが、活動を維持するための固定費はもとより、事業活動においての必要な支出については、しっかりと予算措置をした上で、あらゆる角度から削減可能な洗い出しをする必要性もあります。

今年度以降の財政課題についても、しっかりと議論し、活力ある組織運営の基盤を見直していきます。

４　次世代を担う保育者の育成

次世代を担う「若手保育者・経営者の育成」に全私保連として取り組むことが求められています。「青年らしい自由と共助の精神」を掲げ発足して昨年 40 周年を迎えた青年会議の活動や、全私保連の研修事業等、さらに養成校との連携により、次世代を担う保育者の育成に努めます。

Ⅲ　公益法人としての社会的使命

全私保連が展開する、「保育運動」「制度向上運動」「予算対策運動」が目指すのは、「子どもの最善の利益を実現」することであり、すなわち乳幼児期の保育（養護と教育）の向上に寄与することに他なりません。この取り組みは、会員のみならず保護者をはじめ社会に向けた発信にもつながるものであり、公益社団法人としての社会的使命です。今年度は以下の３項目を重点課題として取り組みます。

１　児童虐待の防止に向けた組織的な取り組みの強化

全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は、統計を開始した平成２年から連続して増加し、平成 30 年度には 15 万 9850 件となっています（厚生労働省、令和２年８月１日公表）。一方で専門家による研究を通じて、虐待の背景には虐待の世代間連鎖や貧困問題、また保護者自身の育ちの環境など、問題が複雑に絡み合っていることが明らかにされています。

令和２年９月３日にユニセフ（国際連合児童基金）が発表した、先進・新興国 38 か国に住む子どもの幸福度を調査した報告書によると、日本の子どもは生活満足度の低さ、自殺率の高さから「精神的な幸福度」が 37 位と最低レベルでした。一方、「身体的健康」（子どもの死亡率、過体重・肥満の割合）では１位で、経済的には比較的恵まれていますが、学校のいじめや家庭内の不和などを理由に幸福を感じて

いない実態が明らかとなっています。

私たち保育施設は、直接的に被虐待児の保護を行う機能は持っていません。しかし家族を見守り、家庭を支える機能は持っています。子育てに困難を覚える保護者を責めるだけでは問題が解決しないことも知っています。全国規模の保育団体として虐待問題について、具体的な手立てを考えることが求められているのではないでしょうか。

家庭内での児童虐待もさることながら、保育施設内で発生している子どもへの不適切な関わり（不適切保育）も大きな問題となっています。この問題への対応も喫緊の課題です。子どもの権利を保障した保育、保育者が活き活きと輝いている保育、これらは本来両立が可能であるべきです。児童福祉の理念として、すべての子どもは適切な養育を受ける権利を有する存在とされ、その福祉については子どもの最善の利益を優先して考慮し、保護者と共に社会全体で支えていくことが求められています（児童福祉法第１・２条）。子ども、そしてそこに関わる大人も、自由で豊かな時間を過ごすことができる保育施設であるため、組織として対応していきます。

２　保育の質向上に向けた取り組み

保育の質向上は近年大きな課題になっていますが、明確な基準がないことや、数値化が困難なこともあり、多方面にわたり議論が行われてきました。このような中、厚生労働省が設置した「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」から令和２年６月 26 日に議論のとりまとめが発表されました。

このとりまとめには「保育の質の基本的な考え方」という項目があります。そこには「常に『子どもにとってどうか』という視点を中心とすること」、「一定の基準や指標に照らして現状を確認し、必要な改善を図り、全ての現場において保障されるべき質と、実際の子どもの姿や保育実践の過程について対話を重ねながら意味や可能性を問い、追求していく質の両面があること」と明記されています。

保育の質を考える際に手掛かりとなる示唆に富んだ文言であると受け止め、全私保連においても、語り合い（対話）をベースとした保育環境が展開されるべく、各種の活動を推進していきます。

コロナ禍において、今まで一部の業界に限られていたテレワーク、リモートワークが広く一般化しました。しかし、対人援助専門職である保育者の場合、その仕事をリモートで行うことは不可能だと言っても過言ではありません。人が人と関わることによって互いに育まれる、この保育の営みの豊かさを広く社会へと発信していくことも、全私保連の大切な使命です。

３　保育者の働き方改革

前項で述べた保育の質と並んで、保育者の働き方改革も近年盛んに議論されています。またその議論の中身も保育の質と根底的な部分でつながっています。ICT 技術を応用した効率化はもちろんですが、語り合いを中心とした民主的な施設運営を行うことが求められています。

厚生労働省が設置した「保育の現場・職業の魅力向上検討会」より報告書が出されました（令和２年９月 30 日）。この報告書において、保育者の働き方改革についての具体的な方策として「生涯働ける魅力ある職場づくり」が挙げられています。保育施設が保育者の職場環境の向上に努力することは大切ではありますが、そのためには現行配置基準の改正、処遇の改善等、制度の後押しが不可欠です。予算対策、制度検討等、全私保連の各専門部等の活動を通して国への働きかけと提言を継続していきます。

さらに、保育者が働きやすい環境を創造する道は、自ずと高い保育の質へと続いています。保育者が喜びを持って働き続けられる職場環境の実現を目指し、全私保連の様々な活動を通じ、研修の充実に積

極的に取り組んでいきます。

Ⅳ　専門部等の活動事業計画

５　保育制度・保育単価検討事業…【公益事業２】

１　保育制度検討会

（１）保育制度検討会の取り組み

① 検討会では保育三団体協議会構成メンバーを中心に意見交換を行い、引き続き保育制度に特化した議論を積み重ね、今後も保育環境がより一層充実していくように、積極的な制度要望を進めます。また、予算対策正副議長会議や単価検討部会をはじめとした他部・他委員会との連携を深め、変化していく情勢により的確に対応していきます。

② 子ども・子育て会議など国の有識者会議等への参画を通じて、関係団体や所轄庁とも連絡し、相互理解を深めながら、最新の保育情勢や必要な情報を全私保連ニュースなどによって速やかに会員へ発信、周知していきます。

③ 子どもの最善の利益のために、保育の質を高める各種の取り組みを引き続き強力に展開し、さらなる保育内容の充実、子どもの育ちと家庭、地域社会を支える運動を推進していきます。

④ 国や有識者等との意見交換の機会を設け、保育制度に関する見識を高めるとともに、保育通信などを通じた最新の保育情報の提供に努めます。

（２）保育所問題資料集として整理した資料をあおむし通信上にアップロードします。

（３）保育制度等保育問題に関する資料の刊行、資料・図書の収集を行います。

２　保育制度検討会 単価検討部会…【公益事業２】

（１）公定価格の保育基本分単価内訳試算表、解説書・推移表の検討

① 人事院勧告に基づき、国から示される基本分単価に従い、公定価格の保育基本分単価内訳試算表を検討し改訂を行います。（これまでと同様に各地域組織に文書で配布、当連盟のホームページ上にアップします）。

② わかりやすい公定価格解説書を作成し、基本分単価内訳の理解を広げます。

③ 参考資料として単価の経過がわかる公定価格推移表の作成を行います。

（２）あおむし通信への公定価格試算表の更新・運営

① 当面は、試算表を全私保連ホームページ(あおむし通信)に掲載します。試算表のアクセスカウントの確認、分析を行ないます。

（３）認定こども園単価内訳試算表の検討

① 認定こども園(2 号・3 号)試算表の作成を試みます。

（４）『公定価格の保育基本分単価解説及び推移表（仮）』の作成

① 『保育単価（保育所運営費国庫負担金）の解説及び推移表』をベースに、子ども・子育て支援新

制度施行以降の「公定価格の保育基本分単価解説及び推移表」についてまとめた資料を作成し、公定価格やその内訳試算に対する啓発を図ります。

（５）処遇改善等加算及び人事院勧告分の適正処理の検討

① 処遇改善等加算・人事院勧告分の通知及び事務連絡等を分析し、適正処理の検討を行います。

（６）その他

① 各地域組織等の要請により、試算表や処遇改善等加算などに関する研修会講師として部員を派遣します。

６　予算対策活動事業

１　予対正副議長会議の取り組み…【公益事業４】

① 全私保連の予算要望は今年度も「ブロック・地域組織の要望を反映した予対活動を重視する方針」とします。方針に沿って、各地域組織からの要望をブロックで取りまとめ、ブロックから挙げられた要望を予対正副議長会議で議論し、全私保連全体の予算要望としていく要望書作成の体制をさらに強化するとともに、各ブロック会議での議論の場を活性化し、充実させていきます。地方間格差や地域の実情を踏まえた上で、引き続き保育制度検討会と連携し活動していきます。

② 予算対策会議・・・２回開催（必要に応じて臨時開催）

２　関連事業の取り組み…【公益事業１】

① 都市部において待機児童問題がクローズアップされる一方で、人口減少地域における保育の諸課題はますます深刻化しています。人口減少社会はその地域だけではなく、日本全体の課題であることを念頭に、政令指定都市と人口減少地域においてそれぞれ特有の問題を考え、意見交換を行う研修会・会議等を設定し、研鑽を積んでいきます。

② 人口減少地域保育サミットの代替として、人口減少社会の保育に向けた提言書の作成を行います。

③ 前年度に延期となった第 31 回政令指定都市会議を令和４年２月に名古屋市にて開催予定です。

＜案＞

令和３年６月８日

公益社団法人 全国私立保育連盟
会長　菊地　秀一

令和４年度保育関係予算・制度等に向けた要望事項

日頃より子育て支援施策ならびに保育事業の充実向上に格別のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。また本連盟の活動に格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は未だ予断を許さない状況下にあり、保育施設は引き続き社会に不可欠なエッセンシャルワークとして、その社会的使命を果たすべく懸命に力を尽くしています。現場の保育者は、感染防止に努め子どもたちの命を守りつつ、医療従事者をはじめとした働く保護者を支え、社会そのものを下支えしています。

一方、人口減少は加速度的に進行し、いよいよ全国的に喫緊の課題として取り組むべき時であることが実感されています。地域から保育の現場がなくなれば、必然的にその地域は消滅していくこととなります。現場において、保育の担い手不足は特に深刻です。居住地域に関わらず、すべての子どもたちにさらなる育成環境の充実が為されるよう、保育の地位向上のための取り組みとさらなる処遇改善による保育人材確保が求められます。

日本の将来を担うすべての子どもは国の宝です。保育園並びに認定こども園等の質と機能の向上に向けて、より一層子ども・子育て施策が推進され、また安定した財源が確保されますように以下のとおり要望いたします。

令和４年度に向けた最重点要望項目

一、 人口減少社会における保育施設への振興対策等の実施を求めます。

○ 今後さらに子どもの数が減少していく情勢に鑑み、利用子ども数によらない新たな加算や柔軟な定員変更など、地域から保育の現場がなくならないよう、保育施設の機能を維持できる仕組みを創設してください。

一、 子ども・子育て支援新制度において、消費税財源以外による 0.3 兆円超を早期に確保し、１兆円超の財源を確保することを求めます。

○ 乳幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、１兆円超の財源が必要です。速やかに道筋を示すとともに財源の確保を前提に進めてください。

一、 保育士等の人材確保推進および処遇の改善を強く求めます。

○ 非常事態下にあってもエッセンシャルワーカーとして働く、保育関係職員すべての処遇改善を求めます。特に、全産業の女性労働者との４万円の賃金格差がなくなるよう、早急に賃金改善を行ってください。

○ 子どもの命と安全を守る保育の重要性を広くアピールするとともに、保育士等の魅力を発信し、社会的地位をさらに向上させる取り組みが必要です。

＜案＞

令和４年度保育関係予算・制度等に向けた
要 望 事 項

公益社団法人 全国私立保育連盟

Ⅰ．保育関係予算・制度関連要望事項

《 子どもたちの成育環境の向上のために 》

（１）子どもの保育・成育環境向上のための改善を求めます。

《 家庭や地域における子育て支援のために 》

（２）子育て家庭の経済的負担の軽減を求めます。

（３）働き方改革を踏まえ、子育て中の働く親のワーク・ライフ・バランスの実現を求めます。

（４）多様な保育を提供するため、地域子ども･子育て支援事業の充実･推進を求めます。

（５）人口減少社会における保育施設への振興対策等の実施を求めます。

《 保育の質・機能の向上のために 》

（６）職員配置基準と処遇の改善を強く求めます。

（７）保育士等の人材確保推進を求めます。

（８）「保育所等整備交付金」の拡充・推進を求めます。

（９）地域間格差是正に向かう仕組みの構築を求めます。

(10) 子ども・子育て支援新制度において、消費税財源以外による 0.3 兆円超を早期に確保し、１兆円超の財源を確保することを求めます。

Ⅱ．税制改正要望事項

(11) 保育・子育て関連の税制改善について

(12) 社会福祉法人への非課税措置の維持について

公益社団法人 全国私立保育連盟
令和４年度 保育関係予算・制度等要望
〈 要 望 内 容 〉

本連盟の『令和３年度事業計画』に基づき、全国の保育現場の状況と“公益社団法人”としての社会的役割・責任を踏まえた視点から、下記のとおり、国の令和４年度保育関連予算の拡充と制度の充実を要望します。

Ⅰ．保育関係予算・制度関連要望事項

《 子どもたちの成育環境の向上のために 》

（1）子どもの保育・成育環境向上のための改善を求めます。

○ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改善と、子ども・子育て支援制度における特定教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の基準の更なる向上
○ 積み上げ方式による公定価格算定の堅持と、積算根拠の明確化
○ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業の拡充・推進
○ 災害や感染症拡大等による非常事態下において、保育施設が迅速かつ適切な対応ができるよう、基礎自治体の仕組みの改善・整備を促進すること。また、衛生用品等必需品が医療や介護の現場と同様、保育の現場に対しても安定的に供給されるような仕組みを構築すること
○ 子どもの貧困や児童虐待など、子どもと家庭を取り巻く現状から、ソーシャル・ワーカーを配置できる仕組みの整備

《 家庭や地域における子育て支援のために 》

（2）子育て家庭の経済的負担の軽減を求めます。

○ ３号認定者の保育料の軽減と、２号・３号認定者の延長保育料負担軽減のための交付金増額
○ 所得制限を撤廃し、18 歳未満児童三人以上の多子世帯に対する利用者負担を軽減すること
○ 保育所における満３歳児も幼稚園・認定こども園と同様に幼児教育・保育の無償化の対象とすること
○ 現行制度における幼児教育・保育の無償化において、食材料費も含めて無償化とすること

（3）働き方改革を踏まえ、子育て中の働く親のワーク・ライフ・バランスの実現を求めます。

○ 育児休業等仕事と家庭の両立支援策（ワーク・ライフ・バランス）実現の環境整備育児休業補償の更なる増額、男性の育児休業取得率や出産前後の女性の継続就業率向上等の具体的な推進に加え、子どもの看護休暇の拡大を図ること
○ 妊産婦並びに０歳児のいる家庭を対象とした相談事業等子育て支援策の更なる充実、強化

（4）多様な保育を提供するため、地域子ども・子育て支援事業の充実・推進を求めます。

○ 一時預かり、地域子育て支援拠点、延長保育、夜間保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等の更なる推進のため交付金の拡充と円滑な交付の実施を図ること
○ 療育支援加算の充実、推進を行うこと
○ 医療的ケア児保育支援のさらなる拡充を図ること
○ 体調不良時対応型の病児保育事業において、体調不良児の看護を担当する看護師等に養護教諭も含めること

（５）人口減少社会における保育施設への振興対策等の実施を求めます。

○　今後さらに子どもの数が減少していく情勢に鑑み、利用子ども数によらない新たな加算や柔軟な定員変更など、地域から保育の現場がなくならないよう、保育施設の機能を維持できる仕組みを創設すること
○　市町村が予算化できず、万一所管自治体の負担金が設けられない地域であって、保育所が自主的に各種保育事業に取り組む場合も、国の交付金・補助金の対象にできるよう、特例措置を設けること。また、耐震老朽化施設等改築の施設整備費の自治体負担についても財政状況の厳しい自治体については、同様に特例措置を設けること
○　離島その他の生活の著しく不便な地域においては、人材確保を促進するため国家公務員給与に準じた「特地勤務加算」を公定価格上に創設すること

《 保育の質・機能の向上のために 》

（６）職員配置基準と処遇の改善を強く求めます。

○　３歳児 20 対１→15 対１の改善加算について従うべき基準として位置づけるとともに、１歳児を６対１→４対１、２歳児を５対１、４歳・５歳を 30 対１→20 対１とする早急な基準の改善。加えて正規職員中心の基準に改めることにより更なる保育の質向上を実現すること。特に１歳児、４歳・５歳児については、保育現場が先行して上記の配置改善に取り組む場合には、加算措置を行うこと
○　働き方改革を踏まえ、ノンコンタクトタイムを保障するなど、保育士等の労働環境をさらに向上させること
○　子ども・子育て支援新制度施行や法人機能強化に伴う事務負担の増大に鑑み、常勤事務職員を配置した場合の加算措置
○　保育標準時間認定に対応した職員配置の改善については、保育単価 11/８相当額を求める
○　職員研修予算の更なる拡充・増額（３日→５日）
○　処遇の改善と研修受講による保育の質の向上は本来まったく別のものであることから、保育士等キャリアアップ研修の受講を処遇改善等加算Ⅱの加算要件としないこと
○　主任保育士専任加算及び事務職員雇上費加算の加算要件を撤廃すること
○　保育所における「チーム保育推進加算」について、幼稚園並びに認定こども園においては必要とされない職員の平均勤続年数の要件（12 年以上）が、保育所には求められている不平等について撤廃すること
○　認定こども園における「チーム保育加配加算」において、算定方法の変更により、それまでに比べ加算額が減額となる場合、従来の算定方法を用いた加算額を適用する経過措置を設けること
○　社会福祉施設職員等退職手当共済の公費助成の維持・継続
○　保育の場の食事は、指針等の解説書にもあるとおり、単なる食事指導ではなく、子どもたちに食を営む力を育む。よって、食物アレルギーに対応するための除去食・代替食、離乳食へのきめ細かな対応と専門性を生かした給食内容の向上のために、全ての施設に栄養士・調理師等を１名以上増配置すること

（７）保育士等の人材確保推進を求めます。

○　保育人材の確保に向けた総合的な対策の更なる推進
○　全産業の女性労働者との賃金格差がなくなるよう、早期に全ての保育関係職員において４万円の賃金改善を行うこと
○　子どもの命と安全を守る保育の重要性を広くアピールするとともに、保育士等の魅力を発信し、社会的地位をさらに向上させる取り組みを行うこと
○　非常事態下にあってもエッセンシャルワーカーとして働く、保育関係職員すべての処遇を改善すること
○　保育士不足を補うために様々な緩和がなされているが、保育の質の低下を招く保育士資格の要件緩和を安易に行なうことがないよう慎重に取り扱うこと

（８）「保育所等整備交付金」の拡充・推進を求めます。

○　耐震・老朽化等施設改築を含む施設整備等のため「保育所等整備交付金」を拡充・推進するとともに、自治体への支援を引き続き行うこと
○　児童福祉法第 56 条の２の規定に基づく施設整備補助の水準の維持を基本とし、建設資材等の高騰を考慮した単価の充実を図ること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること
○　被災地域の保育所の再建に向けた支援、補助の継続実施

（９）地域間格差是正に向かう仕組みの構築を求めます。

○　地方版子ども・子育て会議が、地域の実情に応じて効果的に機能するよう、国として地方自治体への指導を強化し、更に地域間格差が広がらないよう財政援助すること
○　離島における輸送費・交通費や、豪雪地帯における除雪費など、地域の特性によるきめ細かな経費補助と支援体制の整備

(10) 子ども・子育て支援新制度において、消費税財源以外による 0.3 兆円超を早期に確保し、１兆円超の財源を確保することを求めます。

○　乳幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、１兆円超の財源が必要である。速やかに道筋を示すとともに財源の確保を前提に進めること

Ⅱ．税制改正要望事項

(11) 保育・子育て関連の税制改正について

○　保育料等を支払う利用者世帯を所得税控除の対象とする
○　社会的な寄付行為の推進のため、社会福祉事業を実施している非営利法人への寄付控除限度額（※個人の場合は 25%）の大幅引き上げ
○　保育施設のための有料借地の相続税及び固定資産税の免除もしくは軽減措置

(12) 社会福祉法人への非課税措置の維持について

○　社会福祉法人への非課税措置対象（法人税、道府県民税、市町村民税）の維持

以上

令和2年度　(公社)全国私立保育園連盟
子どものよりよい育ちと子育て支援の充実、
保育園や認定こども園の保育をよりよくする
署名用紙等送付数及び集約数

令和3年3月31日(最終)

NO.	組　織　名	送付枚数			集約数	
		署名用紙	説明用紙	封筒	署名数	備　考
1	(一社)札幌市私立保育園連盟	32,200	32,200	32,200	25,852	
2	釧路市私立保育園連合会	2,000	2,000	1,800	3,226	
3	帯広私立保育園連絡協議会	2,200	2,200	0	1,846	
4	北見地区私立保育園連盟	1,000	300	0	1,638	
5	青森県私立保育園協会	1,000	300	0	1,478	
6	岩手県私立保育園連盟	8,000	8,000	80	16,836	
7	秋田県民間保育協議会	11,000	11,000	0	11,597	
8	山形県民間立保育園協議会	5,000	5,000	5,000	7,704	
9	茨城県民間保育協議会	15,000	550	0	37,821	
10	栃木県民間保育園連盟	10,400	10,400	10,400	13,725	
11	(一社)群馬県民間保育園・こども園協会	13,000	13,000	13,000	7,477	
12	(一社)埼玉県私立保育園連盟	22,500	22,500	22,500	15,231	
13	千葉県民間保育振興会	15,000	15,000	15,000	8,359	
14	(公社)千葉市民間保育園協議会	8,500	8,500	8,500	3,038	
15	(一社)東京都民間保育園協会	117,500	117,500	117,500	13,822	
16	横浜市私立保育園連盟	19,580	19,580	19,580	3,704	
17	静岡県保育連合会	50	50	0	0	
18	富山県私立保育連盟	1,200	1,200	1,200	885	
19	(一社)石川県私立保育園連盟	1,000	1,000	1,000	675	
20	福井県保育同友会	0	0	0	0	署名送付無
21	(一社)岐阜県民間保育園・認定こども園連盟	22,000	22,000	22,000	23,050	
22	(公社)名古屋民間保育園連盟	41,300	41,300	41,300	39,959	
23	(一社)愛知県私立保育園連盟	28,000	28,000	28,000	15,225	
24	三重県私立保育連盟	28,000	28,000	28,000	46,065	
25	滋賀県私立保育園連盟	15,000	15,000	15,000	6,781	
26	(公社)京都市保育園連盟	40,500	40,500	0	59,474	
27	京都府民間保育園協会	20,000	20,000	20,000	9,537	
28	(一社)大阪市私立保育連盟	73,000	73,000	73,000	46,601	
29	(公社)神戸市私立保育園連盟	26,200	200	0	29,730	
30	(公社)兵庫県保育協会	18,900	18,900	0	35,199	
31	(一社)姫路市保育協会	3,000	53	0	4,944	
32	(一社)西宮市私立保育協会	4,900	4,900	0	4,256	
33	奈良県民間保育園連盟	11,000	11,000	11,000	6,485	
34	和歌山市民間保育協会	0	0	0	0	署名送付無
35	鳥取県子ども家庭育み協会	4,500	4,500	4,500	5,817	
36	島根県私立保育園連盟	11,900	11,900	1,500	16,733	
37	岡山県私立保育園連盟	13,400	13,400	0	30,576	
38	(一社)広島市私立保育園協会	17,500	17,500	17,500	11,537	
39	広島県私立保育連盟	5,500	5,500	5,500	2,425	
40	徳島県私立保育園連盟	9,500	9,500	9,500	8,704	
41	高知県保育所経営管理協議会	6,000	3,500	0	7,172	
42	(公社)北九州市私立保育園連盟	15,000	15,000	15,000	39,293	
43	(一社)福岡市保育協会	37,500	37,500	0	62,707	
44	(公社)福岡県保育協会	24,180	24,180	0	68,495	
45	(一社)長崎県保育協会	28,000	28,000	28,000	30,932	
46	(一社)熊本県保育協会	38,000	38,000	2,000	58,786	
47	(一社)熊本市保育園連盟	16,000	16,000	0	22,110	
48	大分県私立保育園連盟	13,500	1,350	135	12,449	
49	(一社)宮崎県保育連盟連合会	25,000	10	25,000	25,955	
50	(社福)鹿児島県保育連合会	28,000	28,000	2,800	18,179	
51	(一社)鹿児島市保育園協会	15,000	15,000	12,000	7,124	
52	(一社)沖縄県私立保育園連盟	25,500	25,500	25,500	37,791	
	個人会員小計	25,000	25,000	25,000	3,654	
	合　　計	976,910	892,473	659,995	**972,659**	

令和2年度カンパ納入額並びに令和3年度カンパ目標額

No.	組　織　名	R2年度カンパ		R2年度納入額	R3年度カンパ	
		会員数	目標額		会員数	目標額
1	(一社)札幌市私立保育園連盟	322	1,242,912	1,242,912	340	1,309,440
2	釧路市私立保育園連合会	20	126,720	150,500	20	126,720
3	帯広私立保育園連絡協議会	23	137,808	120,000	23	137,808
4	北見地区私立保育連盟	15	108,240	108,240	16	111,936
5	青森県私立保育園協会	58	267,168	100,000	60	274,560
6	岩手県私立保育園連盟	80	348,480	340,000	78	341,088
7	秋田県民間保育協議会	169	677,424	677,424	169	677,424
8	山形県民間立保育園協議会	111	463,056	200,000	113	470,448
9	茨城県民間保育協議会	351	1,350,096	523,500	350	1,346,400
10	栃木県民間保育園連盟	104	437,184	300,000	107	448,272
11	(一社)群馬県民間保育園・こども園協会	155	625,680	300,000	155	625,680
12	(一社)埼玉県私立保育園連盟	225	884,400	400,000	225	884,400
13	千葉県民間保育振興会	227	891,792	675,764	236	925,056
14	(公社)千葉市民間保育園協議会	127	522,192	293,000	127	522,192
15	(一社)東京都民間保育園協会	1157	4,329,072	1,500,000	1,177	4,402,992
16	横浜市私立保育連盟	174	695,904	384,397	174	695,904
17	静岡県保育連合会	404	1,545,984	200,000	413	1,579,248
18	富山県私立保育連盟	12	97,152	77,670	14	104,544
19	(一社)石川県私立保育園連盟	24	141,504	141,504	26	148,896
20	福井県保育同友会	64	289,344	80,000	65	293,040
21	(一社)岐阜県民間保育園・認定こども園連盟	144	585,024	355,000	144	585,024
22	(公社)名古屋民間保育園連盟	359	1,379,664	1,379,664	372	1,427,712
23	(一社)愛知県私立保育園連盟	190	755,040	755,040	196	777,216
24	三重県私立保育連盟	193	766,128	400,000	197	780,912
25	滋賀県私立保育園連盟	138	562,848	400,000	140	570,240
26	(公社)京都市保育園連盟	265	1,032,240	1,032,240	268	1,043,328
27	京都府民間保育園協会	123	507,408	550,000	126	518,496
28	(一社)大阪市私立保育連盟	470	1,789,920	1,789,920	482	1,834,272
29	(公社)神戸市私立保育園連盟	187	743,952	744,039	194	769,824
30	(公社)兵庫県保育協会	208	821,568	571,500	214	843,744
31	(一社)姫路市保育協会	53	248,688	248,688	53	248,688
32	(一社)西宮市私立保育協会	49	233,904	273,704	52	244,992
33	奈良県民間保育園連盟	85	366,960	380,000	95	403,920
34	和歌山市民間保育協会	36	185,856	140,000	36	185,856
35	鳥取県子ども家庭育み協会	45	219,120	225,170	45	219,120
36	島根県私立保育園連盟	119	492,624	500,000	114	474,144
37	岡山県私立保育園連盟	134	548,064	398,583	134	548,064
38	(一社)広島市私立保育協会	172	688,512	603,799	174	695,904
39	広島県私立保育連盟	51	241,296	192,455	54	252,384
40	徳島県私立保育園連盟	92	392,832	400,000	95	403,920
41	高知県保育所経営管理協議会	93	396,528	400,000	93	396,528
42	(公社)北九州市私立保育園連盟	133	544,368	544,368	135	551,760
43	(一社)福岡市保育協会	274	1,065,504	416,328	285	1,106,160
44	(公社)福岡県保育協会	403	1,542,288	1,000,000	406	1,553,376
45	(一社)長崎県保育協会	407	1,557,072	400,000	407	1,557,072
46	(一社)熊本県保育協会	348	1,339,008	500,000	349	1,342,704
47	(一社)熊本市保育園連盟	120	496,320	200,000	119	492,624
48	大分県私立保育連盟	135	551,760	100,000	136	555,456
49	(一社)宮崎県保育連盟連合会	272	1,058,112	500,000	274	1,065,504
50	(社福)鹿児島県保育連合会	268	1,043,328	800,000	274	1,065,504
51	(一社)鹿児島市保育園協会	96	407,616	408,000	96	407,616
52	(一社)沖縄県私立保育園連盟	228	895,488	250,000	230	902,880
	組織会員合計	9,712	38,641,152	24,673,409	9,877	39,250,992
	個人会員合計	249	920,304	313,238	252	931,392
	合　計	9,961	**39,561,456**	24,986,647	10,129	40,182,384

※ 令和3年度目標額は、各組織の会員数を基とした算定基準により算出された額の8割です。

※ 会員数は令和3年6月現在の会員園台帳登録園数です。

令和２年度の全私保連予算対策活動についてのご報告

令和３年６月８日
公益社団法人　全国私立保育連盟

令和２年度の「子どものよりよい育ちと子育て支援の充実、保育園や認定こども園の保育をよりよくするための署名」は、全国の保育関係者・保護者の方々からのご協力により、最終集約数は 972,659 名に上り、カンパ協力金は 24,986,647 円となりました。全私保連では、いただいた署名を国会議員へ手交するなど、保育関係予算確保のための活動に取り組みました。皆様からのご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延する中で、令和２年度における予算対策活動は、非常事態下においても保育を確保・継続するための仕組み・環境づくりをはじめ、すべての子どもにとっての成育環境の向上と、家庭や地域における子育て支援が推進されることを目指して展開しました。新型コロナウイルス感染症への対応はもちろんのこと、これまでの課題であった保育の受け皿確保・保育の質の向上・保育人材の確保には更なる取り組みが必要となります。

全国の地域組織を通して会員の皆様からお伺いした国や自治体に対する要望事項は、とりまとめの上で、実現に向けて内閣府・厚生労働省、そして国会議員へと個別に要望する活動の資料といたしました。また、その内容を署名用紙にまとめ、私たちの取り組みと要望内容について保護者や保育者の皆様にお伝えしながら、全国の会員園に協力を仰ぎ、より広くご支援とご協力をいただく署名運動を行いました。

令和３年度も、組織を挙げての予算対策活動に尽力してまいります。今後も皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●カンパ協力金の使途について、以下の通りご報告申し上げます。

★保育制度・予算対策関係会議の開催	
・予算対策会議	計２回
・予対正副議長会議	計４回
・保育制度検討会	計２回
・保育制度検討会・予対正副議長会議合同会議	計２回
・保育制度検討会・単価検討部会合同会議	計１回

全国の地域組織の予対議員が一堂に会する予算対策会議を年２回開催し、次年度に向けた予算要望事項を検討し、会議後、国会議員へ予算要望書を基にした陳情活動を行いました。また、予対正副議長会議及び保育制度検討会では、子ども・子育て会議や国の会議等の保育を取り巻く最新の情報について検討し、より効果的な予対活動へつなげるための分析作業を継続して実施しました。

また、例年の予算要望活動とは別に、会員の皆様の声を基に作成した「保育施設における新型コロナウイルス感染症対応に関する意見」を厚生労働省保育課へ提出し、新型コロナウイルス感染症をめぐる全国の保育現場の具体的な状況を国へお伝えする機会としました。

★保育三団体協議会／予算要望活動	
・保育三団体協議会　代表者会議・実務者会議	計７回
・保育三団体「令和３年度保育関係予算・制度等に向けた要望」手交 （内閣府・厚労省・財務省）	計２回

日本保育協会・全国保育協議会とともに構成する保育三団体協議会においては、日本保育協会が令和２年度幹事団体を務め、活動を行いました。保育三団体の予算・制度要望として、新型コロナウイルス感染症等の対応や、保育人材の確保・定着、人口減少地域における保育施設への振興対策の実施等を主な項目とする要望活動を行いました。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中であっても、認可保育施設は原則開園とされ、社会を支えるインフラであることが改めて認識されました。保育者にとってそのような社会的使命と役割を発揮するための職場となるためにも、更なる処遇改善を要望しました。

また、令和２年８月３日～12 月 31 日までの期間において、「令和２年７月豪雨にかかる保育三団体被災地支援募金事業」に取り組み、多くのご支援をいただきました。

★国主催の会議への参画（内閣府・厚生労働省等）	
・子ども・子育て会議	計５回
・「不適切保育に関する対応についての調査研究」研究会	計３回
・人口減少地域等における保育の事業継続等に係る取組みの在り方検討研究会	計３回
・「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」検討委員会	計４回
・保育分野における職業紹介事業に関する協議会	計４回

国主催の保育関係会議のうち、５つの会議に委員の委嘱を受けて本連盟役員が参画しました。令和２年度末で終了した子育て安心プランに替わる「新子育て安心プラン」策定に伴い、児童手当の特例給付の見直しなどを中心に議論を行った子ども・子育て会議をはじめとして、幅広い分野の会議が開催されました。いずれの会議においても、様々な分野の学識者・業界団体で構成されており、本連盟役員は保育団体の代表として「保育」の視点から意見を述べました。

★その他
・署名・カンパ運動の用紙等の製作費
・全国の地域組織への配布・運搬等費用

皆様にご協力いただいたカンパ協力金は、保育関係予算・制度等要望に繋がる予対活動を中心に、関連する会議の開催や国主催の会議・検討会への出席、署名・カンパ運動の用紙等の印刷製本費など、本連盟の様々な活動のために活用させていただきました。皆様のご支援・ご協力に重ねて感謝申し上げます。

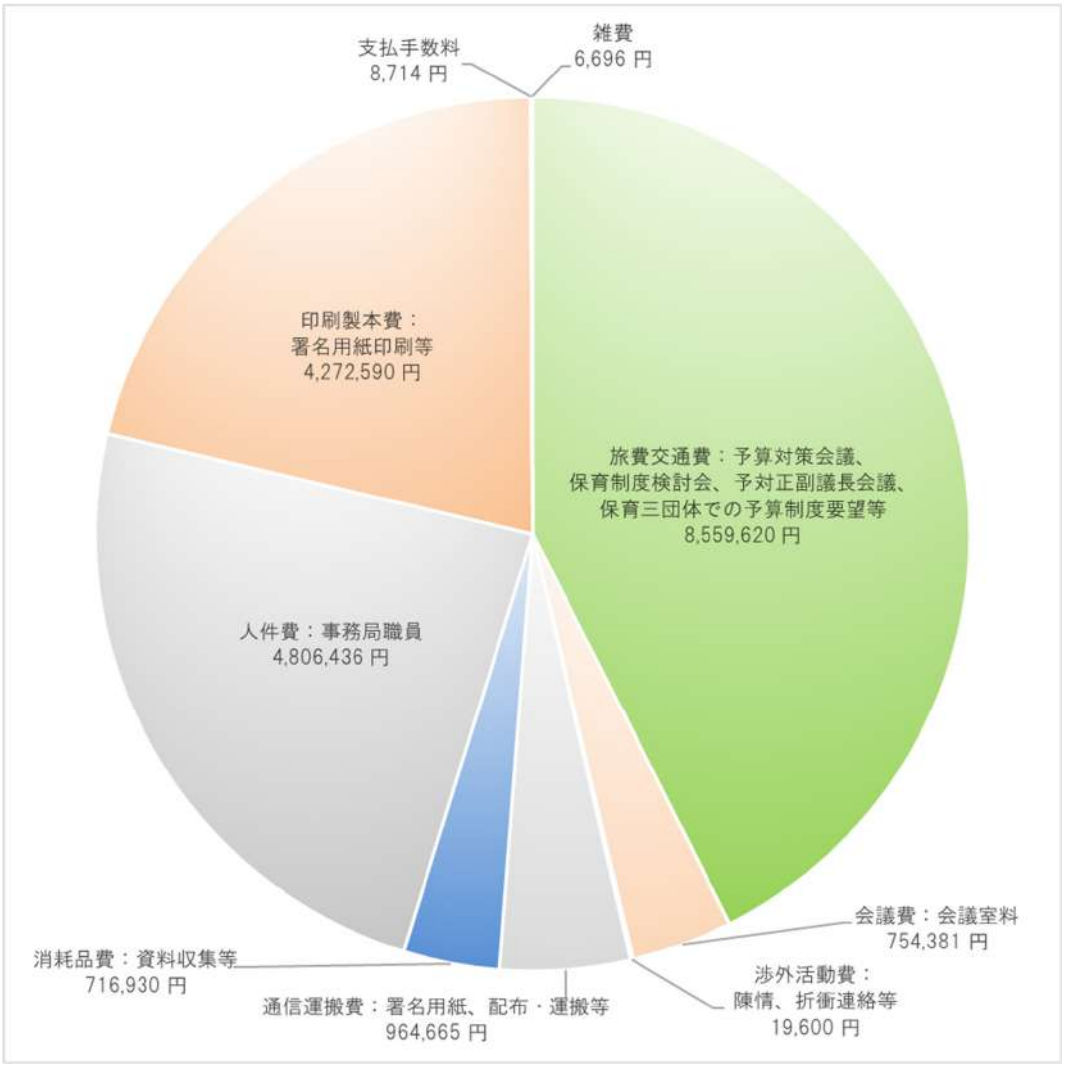

以上

令和３年度 全私保連予対計画検討用資料

月	国政・厚生労働省等の動き		全私保連予算対策運動	
４月			23 日	第 1 回保育三団体協議会
５月			**31 日**	**<u>第１回保育制度・予対正副議長合同会議</u>**
６月	16 日 18 日	通常国会閉会 第 57 回子ども・子育て会議	４日 **８日** 21 日 22 日	第２回保育三団体協議会 **<u>令和３年度第１回予算対策会議</u>** ※次年度に向けた保育関係予算・制度要望の承認、署名・カンパの検討 第 58 回代表者会議 第 59 回全国私立保育連盟定期総会
７月			**19 日**	**<u>第１回予対正副議長会議</u>**
８月	下旬	令和４年度各省予算概算要求	初旬	署名・カンパ活動開始
９月				
10 月			初旬 **12 日**	署名・カンパ運動締切 **<u>令和３年度第２回予算対策会議</u>** ※国会議員と署名の手交
11 月				
12 月	下旬	政府予算案閣議決定		
令和４年 **１月**		通常国会開会 全国厚生労働部局長会議		
２月		全国児童福祉主管課長会議	９～ 10 日	第 31 回政令指定都市会議（名古屋市）
３月		令和４年度予算閣議決定		

※衆議院選挙実施予定

予算対策会議規程

（目的）

第１条　本連盟は定款第３１条に基づき、理事会のもとに予算対策会議（以下「予対会議」という）を設け、会長ならびに理事会の諮問に応じ、所掌する事項に関し、調査、研究、企画立案、審理を行う。

（任務）

第２条　予対会議は国家予算対策活動をはじめ、署名、資金カンパ活動、陳情、請願等の実践運動を積極的に行うものとする。

（構成）

第３条　予対会議は、議長、副議長、加盟地域組織の予算対策担当者（以下「予対担当者」という）により構成する。

（議長の選任等）

第４条　議長は、常任理事会で選任の上、会長が委嘱する。

２　議長は原則として正副会長の中から選任する。

３　議長は、その所管事項を統括する。

（副議長の選任等）

第５条　副議長は、各ブロックから推薦を受けた者を会長が委嘱する。

２　副議長は、議長を補佐し、議長の指示に基づき、予対会議に属する所掌事項の調査、研究、企画立案、実践活動に従事する。

３　副議長は、議長に事故があるときに、議長が予め指定した順序により、その職務を代理する。

４　予対会議には特別副議長を設けることができる。

（予対担当者の職務等）

第６条　予対担当者の選任、任期等は各加盟地域組織の決定による。予対担当者は、予対会議の決定に応じ、各加盟地域組織における要望事項のとりまとめや、陳情活動等を行う。

（会議の開催）

第７条　予対会議は、議長が必要と認めたとき開催する。

２　加盟地域組織総数の３分の１以上の要求があったときは、議長は予対会議を開催しなければならない。

３　議長は必要に応じ、議長と副議長で構成される会議を開催することができる。４　予対会議及び第３項に定める会議には、会長、担当副会長、常務理事、保育制度検討会委員長、特別副議長が出席できる。

（会議議事録の作成と報告）

第８条　予対会議を開催した場合はその議事録を作成し、５年間保管するとともに、議長は会議の結果を理事会及び総会に報告しなければならない。

第９条　予対会議において所掌する業務執行上の手続き、規程、細則、基準要綱等については別にこれを定めるものとする。

第１０条　本予対会議経費は、公益４予算対策活動事業としてこれを処理する。

第１１条　この規程は、昭和５６年５月１２日以降、附則の定める期日に施行する。

第１２条　本規程の改廃は、理事会において行う。

付　則

この規程は昭和５６年５月１２日より施行する。

第１次改訂　昭和６０年６月１８日
第２次改訂　平成元年５月２３日
第３次改定　平成２３年４月１日
第４次改訂　平成３１年１月１７日（平成３１年４月１日から施行する。）
第５次改訂　令和元年６月５日（同日施行）
第６次改訂　令和３年１月１５日（同日施行）

全私保連 予算対策会議 名簿（令和３年度）

No.	組 織・ﾌﾞﾛｯｸ		氏 名	園 名
1	(公社)全国私立保育連盟	議長	菊地秀一	三和新琴似保育園
2	(公社)全国私立保育連盟	担当副会長	藤岡省吾	いずみこども園
3	(公社)全国私立保育連盟	担当常務理事	髙谷俊英	正蓮寺こども園
4	北海道・東北ブロック	副議長	髙橋　学	下太田保育園
5	関東ブロック	副議長	近藤　亮	しらとり保育園
6	東海・北陸ブロック	副議長	辻　健次	川崎愛児園
7	近畿ブロック	副議長	寺田崇雄	徳蔵寺保育園
8	中・四国ブロック	副議長	眞田右文	愛光園
9	九州ブロック	副議長	元村健正	若草保育園

1	(一社)札幌市私立保育園連盟	担当者	鳥居敬徳	澄川ひろのぶ保育園
2	釧路市私立保育園連合会	担当者	酒井　恵	釧路あさひ認定こども園
3	帯広私立保育園連絡協議会	担当者	片山　亨	栄保育園
4	北見地区私立保育連盟	担当者	髙橋茂生	認定こども園緑ヶ丘遊子
5	青森県私立保育園協会	担当者	今　一志	八重田保育園
6	岩手県私立保育園連盟	副議長兼任	髙橋　学	下太田保育園
7	秋田県民間保育協議会	担当者	高橋大成	沼館保育園
8	山形県民間立保育園協議会	担当者	齋藤英隆	たかはたこども園
9	茨城県民間保育協議会	担当者	細田峰彰	深芝保育園
10	栃木県民間保育園連盟	副議長兼任	近藤　亮	しらとり保育園
11	(一社)群馬県民間保育園・こども園協会	担当者	上原康央	大森こども園
12	(一社)埼玉県私立保育園連盟	担当者	高橋恭子	きざわ保育園
13	千葉県民間保育振興会	担当者	猪瀬貴大	愛泉保育園
14	(公社)千葉市民間保育園協議会	担当者	渡辺光範	松ケ丘保育園
15	(一社)東京都民間保育園協会	担当者	朝倉寛喜	桜台保育園
16	横浜市私立保育連盟	担当者	菱川慧昭	神ノ木保育園
17	静岡県保育連合会	担当者	青野貴芳	中里保育園
18	富山県私立保育連盟	担当者	野村夕子	はりはら保育園
19	(一社)石川県私立保育園連盟	担当者	中川正訓	あいわこども園
20	福井県保育同友会	担当者	橘　英亜機	あおいこども園
21	(一社)岐阜県民間保育園・認定こども園連盟	担当者	津汲智磨	浅草ひかりにこにこ園
22	(公社)名古屋民間保育園連盟	担当者	竹内公子	昭和保育園
23	(一社)愛知県私立保育園連盟	担当者	廣中大雄	子どもの庭保育園
24	三重県私立保育連盟	副議長兼任	辻　健次	川崎愛児園
25	滋賀県私立保育園連盟	担当者	山元　均	湖のこ保育園
26	(公社)京都市保育園連盟	担当者	嶋本弘文	安朱保育園
27	京都府民間保育園協会	担当者	山口昌保	南浦認定こども園
28	(一社)大阪市私立保育連盟	副議長兼任	寺田崇雄	徳蔵寺保育園
29	(公社)神戸市私立保育園連盟	担当者	八木佳代子	出合保育園
30	(公社)兵庫県保育協会	担当者	森下　昌	みのりこども園
31	(一社)姫路市保育協会	担当者	正木竜哉	瑠璃こども園
32	(一社)西宮市私立保育協会	担当者	篠原久士	甲子園子ども学舎
33	奈良県民間保育園連盟	担当者	藤﨑隆明	黎明保育園
34	和歌山市民間保育協会	担当者	森田昌伸	紀伊保育園
35	鳥取県子ども家庭育み協会	担当者	大橋和久	倉吉東こども園
36	島根県私立保育園連盟	担当者	板木厚典	さとがた保育園
37	岡山県私立保育園連盟	担当者	本屋亮一	富田保育園
38	(一社)広島市私立保育協会	担当者	松尾　竜	第二みみょう保育園
39	広島県私立保育連盟	担当者	原　孝	第二府中ひかり保育園
40	徳島県私立保育園連盟	担当者	大和忠広	花しんばり子ども園
41	高知県保育所経営管理協議会	担当者	伊野部武男	朝倉くすの木保育園
42	(公社)北九州市私立保育園連盟	担当者	仁科博光	守恒保育園
43	(一社)福岡市保育協会	担当者	春田雅孝	中比恵ソレイユガーデン保育園
44	(公社)福岡県保育協会	担当者	中川慶一	(公社)福岡県保育協会事務局
45	(一社)長崎県保育協会	担当者	安永香織	世知原保育園
46	(一社)熊本県保育協会	副議長兼任	元村健正	若草保育園
47	(一社)熊本市保育園連盟	担当者	硯川和歌子	かっぱこどもえん
48	大分県私立保育連盟	担当者	池田貴士	大在こども園
49	(一社)宮崎県保育連盟連合会	担当者	瀬口信一	さつき保育園
50	(社福)鹿児島県保育連合会	担当者	宮田清史	城南保育園
51	(一社)鹿児島市保育園協会	担当者	青木和彦	すみれ保育園
52	(一社)沖縄県私立保育園連盟	担当者	田仲雄二	西原保育園

○変更、訂正等ありましたら全私保連事務局（ＴＥＬ：０３－３８６５－３８８０）までご連絡ください。

＜地域区分＞

都道府県	市　町　村	級地
北海道	札幌市	3/100地域
青森県		
岩手県		
宮城県	多賀城市	10/100地域
	仙台市　富田町　七ヶ浜町　大和町	6/100地域
	名取市　利府町　塩釜市　村田町	3/100地域
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県	取手市　つくば市	16/100地域
	守谷市	15/100地域
	牛久市	12/100地域
	水戸市　土浦市　日立市　龍ケ崎市　石岡市　稲敷市　阿見町	10/100地域
	古河市　ひたちなか市　神栖市　つくばみらい市　那珂市　坂東市　常総市　利根町　大洗町　五霞町 境町　河内町　東海村	6/100地域
	筑西市　笠間市　鹿嶋市　結城市　常陸太田市　桜川市　下妻市　潮来市　城里町　茨城町　八千代町	3/100地域
栃木県	宇都宮市　大田原市　下野市、野木町、さくら市	6/100地域
	鹿沼市　小山市　栃木市　真岡市　日光市　佐野市　芳賀町　壬生町　上三川町	3/100地域
群馬県	高崎市　明和町	6/100地域
	前橋市　太田市　渋川市　沼田市　桐生市　みどり市　伊勢崎市　東吾妻町　吉岡町　玉村町　大泉町 千代田町　板倉町　榛東村	3/100地域
埼玉県	和光市	16/100地域
	さいたま市　志木市　蕨市	15/100地域
	東松山市　朝霞市　狭山市　ふじみ野市	12/100地域
	鶴ヶ島市　新座市　富士見市　坂戸市　桶川市	10/100地域
	川越市　川口市　行田市　所沢市　飯能市　加須市　越谷市　戸田市　入間市　三郷市　春日部市 鴻巣市　上尾市　草加市　久喜市　羽生市　深谷市　北本市　八潮市　蓮田市　幸手市　吉川市 白岡市　三芳町　鳩山町　杉戸町　滑川町　伊奈町　宮代町　松伏町　ときがわ町　川島町	6/100地域
	熊谷市　日高市　毛呂山町　嵐山町　吉見町　越生町	3/100地域
千葉県	印西市　袖ケ浦市　我孫子市	16/100地域
	千葉市　成田市　習志野市	15/100地域
	船橋市　浦安市	12/100地域
	市川市　松戸市　富津市　四街道市　八千代市　佐倉市　市原市	10/100地域
	茂原市　柏市　白井市　野田市　東金市　流山市　鎌ケ谷市　大網白里市　木更津市　君津市　香取市 酒々井町　栄町　白子町　長柄町　長南町	6/100地域
	八街市　山武市　富里市　芝山町　九十九里町　大多喜町　鴨川市	3/100地域
東京都	特別区	20/100地域
	武蔵野市　町田市　国分寺市　狛江市　清瀬市　多摩市　調布市　小平市　日野市	16/100地域
	国立市　福生市　稲城市　西東京市　八王子市　府中市　昭島市　青梅市　東村山市　小金井市	15/100地域
	立川市　東久留米市　東大和市	12/100地域
	三鷹市　あきる野市　羽村市　日の出町　檜原村	10/100地域
	奥多摩町	6/100地域
	武蔵村山市　瑞穂町	3/100地域
神奈川県	横浜市　川崎市　厚木市	16/100地域
	鎌倉市　逗子市	15/100地域
	海老名市　相模原市　藤沢市　座間市　愛川町	12/100地域
	横須賀市　大和市　茅ヶ崎市　綾瀬市　平塚市　伊勢原市　小田原市　寒川町	10/100地域
	秦野市　三浦市　葉山町　二宮町　大磯町　山北町　大井町　中井町　清川村	6/100地域
	箱根町	3/100地域
新潟県	新潟市	3/100地域
富山県	富山市　南砺市　立山町　上市町　舟橋村	3/100地域
石川県	金沢市　内灘町　津幡町	3/100地域
福井県	福井市	3/100地域
山梨県	甲府市	6/100地域
	南アルプス市　上野原市　北杜市　甲斐市　昭和町　中央市　早川町　市川三郷町　身延町 富士河口湖町　道志村　南部町	3/100地域
長野県	塩尻市	6/100地域
	長野市　松本市　諏訪市　伊那市　大町市　上田市　岡谷市　茅野市　飯田市　長和町　下諏訪町 辰野町　木曽町　箕輪町　筑北村　朝日村　木祖村　南箕輪村　大鹿村	3/100地域
岐阜県	岐阜市　海津市	6/100地域
	大垣市　多治見市　美濃加茂市　各務原市　可児市　瑞穂市　高山市　本巣市　関市　羽島市　土岐市 神戸町　北方町　坂祝町　御嵩町　岐南町　笠松町　安八町　八百津町	3/100地域
静岡県	裾野市	15/100地域
	静岡市　沼津市　御殿場市　磐田市	6/100地域
	浜松市　三島市　富士宮市　富士市　焼津市　掛川市　袋井市　藤枝市　島田市　湖西市　川根本町 小山町　長泉町　清水町　函南町　森町	3/100地域

都道府県	市　町　村	級地
愛知県	刈谷市　豊田市　日進市	16/100地域
	名古屋市　豊明市	15/100地域
	西尾市　知多市　みよし市　知立市　清須市　長久手市	10/100地域
	瀬戸市　碧南市　大府市　岡崎市　春日井市　津島市　安城市　犬山市　江南市　弥富市　愛西市 稲沢市　東海市　田原市　豊川市　尾張旭市　岩倉市　北名古屋市　あま市　高浜市　蒲郡市　幸田町 豊山町　東郷町　大治町　蟹江町	6/100地域
	豊橋市　一宮市　半田市　小牧市　常滑市　新城市　大口町　扶桑町　阿久比町　東浦町　武豊町 飛島村	3/100地域
三重県	鈴鹿市	12/100地域
	四日市市	10/100地域
	津市　桑名市　亀山市	6/100地域
	名張市　伊賀市　いなべ市　東員町　朝日町　川越町　木曽岬町　菰野町	3/100地域
滋賀県	大津市　草津市　栗東市	10/100地域
	守山市　彦根市　甲賀市　野洲市	6/100地域
	長浜市　東近江市　湖南市　高島市　米原市　愛荘町　多賀町　竜王町　日野町	3/100地域
京都府	長岡京市	16/100地域
	京田辺市	12/100地域
	京都市	10/100地域
	宇治市　亀岡市　向日市　木津川市　八幡市　城陽市　南丹市　精華町　久御山町　宇治田原町 和束町　笠置町	6/100地域
	大山崎町　井出町　南山城村	3/100地域
大阪府	大阪市　守口市	16/100地域
	門真市　高槻市　高石市　池田市　大東市　大阪狭山市	15/100地域
	吹田市　寝屋川市　箕面市　豊中市　松原市　羽曳野市	12/100地域
	堺市　枚方市　茨木市　八尾市　東大阪市　摂津市　柏原市　交野市　島本町	10/100地域
	岸和田市　泉大津市　泉佐野市　富田林市　河内長野市　和泉市　藤井寺市　貝塚市　泉南市　阪南市 四條畷市　熊取町　田尻町　岬町　太子町　豊能町　忠岡町　河南町　能勢町　千早赤阪村	6/100地域
兵庫県	芦屋市　西宮市　宝塚市	15/100地域
	神戸市	12/100地域
	尼崎市　伊丹市　三田市　川西市　高砂市	10/100地域
	明石市　赤穂市　篠山市　猪名川町	6/100地域
	姫路市　加古川市　三木市　加西市　加東市　小野市　播磨町　稲美町	3/100地域
奈良県	天理市	12/100地域
	奈良市　大和郡山市　川西町	10/100地域
	大和高田市　橿原市　香芝市　御所市　生駒市　葛城市　王寺町　斑鳩町　平群町　三郷町　安堵町 上牧町　広陵町　河合町	6/100地域
	桜井市　宇陀市　五條市　三宅町　田原本町　高取町　吉野町　山添村　曽爾村　明日香村	3/100地域
和歌山県	和歌山市　橋本市　紀の川市　岩出市　かつらぎ町	6/100地域
鳥取県		
島根県		
岡山県	岡山市　備前市　玉野市	3/100地域
広島県	広島市　府中町	10/100地域
	廿日市市　三原市　東広島市　安芸高田市　竹原市　呉市　海田町　坂町　安芸太田町　世羅町 熊野町	3/100地域
山口県	周南市　岩国市	3/100地域
徳島県	徳島市　鳴門市　阿南市　小松島市　美馬市　藍住町　北島町　松茂町　勝浦町	3/100地域
香川県	高松市	6/100地域
	坂出市　さぬき市　三木町　綾川町	3/100地域
愛媛県		
高知県		
福岡県	福岡市　春日市　福津市	10/100地域
	太宰府市　糸島市　大野城市　新宮町　粕屋町　那珂川町　志免町	6/100地域
	北九州市、筑紫野市　古賀市　宮若市　飯塚市　宇美町　篠栗町　須恵町　久山町	3/100地域
佐賀県	佐賀市　吉野ヶ里町	6/100地域
	鳥栖市	3/100地域
長崎県	長崎市	3/100地域
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		

※上記に記載のない市町村は「その他地域」となる。

全私保連発第５５号
令和３年６月８日

地域組織代表者 各位

公益社団法人全国私立保育連盟
会　長　　菊地　　秀一
（ 公 印 省 略 ）

令和３年度 全私保連表彰選考について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より当連盟事業推進にご協力いただき感謝申しあげます。

さて先般、貴会よりご推薦いただきました本年度全私保連表彰（保育功労賞等）につきまして、表彰審査委員会での慎重な審査を経て、６月４日開催の第194回理事会にて別紙一覧の通り、被表彰者が決定いたしました。

本来ならば、全国私立保育研究大会開会式におきまして表彰式を執り行うところでございますが、本年度の全国大会は開催しないことが決定しておりますため、後日表彰状ならびに記念品の発送をもって表彰と代えさせていただきます。ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、被表彰者の皆様には、別紙の案内を差し上げておりますので、併せてご確認くださいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

【お問い合わせ】
公益社団法人全国私立保育連盟
事務局　塙　久美子
Tel 03-3865-3880　Fax 03-3865-3879
E-mail　khanawa@zenshihoren.or.jp

令和3年度　全私保連表彰　被表彰者名簿

〔保育功労賞〕

No.	加盟団体	氏名	役職	施設名
2870	(一社)札幌市私立保育園連盟	末澤　敏裕	園長	幌南華園保育園
2871	(一社)札幌市私立保育園連盟	秦　光円	園長	白石中央保育園
2872	(一社)札幌市私立保育園連盟	鳥居　敬徳	園長	幼保連携型認定こども園澄川ひろのぶ保育園
2873	(一社)札幌市私立保育園連盟	岩橋　由	元園長	救世軍桑園保育所
2874	釧路市私立保育園連合会	小熊　洋美	園長	双葉認定こども園
2875	青森県私立保育園協会	今井　哲	園長	平賀保育園
2876	岩手県私立保育園連盟	豊巻　節子	理事長・園長	むつみ保育園
2877	秋田県民間保育協議会	熊谷　優子	園長	かわぐち保育園
2878	秋田県民間保育協議会	安宅　善隆	園長	こばと保育園
2879	茨城県民間保育協議会	野上　　保	園長	あゆみ保育園
2880	茨城県民間保育協議会	小池　　健	園長	認定こども園みなみ保育園
2881	茨城県民間保育協議会	額賀　孝子	園長	しらゆり保育園
2882	茨城県民間保育協議会	川﨑　　誠	園長	平磯保育園
2883	栃木県民間保育園連盟	粂川　晶子	園長	森の子保育園
2884	栃木県民間保育園連盟	近藤　亮	理事長・園長	しらとり保育園
2885	(一社)群馬県民間保育園・こども園協会	白石　浩秋	園長	菱保育園
2886	(一社)群馬県民間保育園・こども園協会	佐藤　達全	園長	星の光こども園
2887	(一社)埼玉県私立保育園連盟	立田　千陽子	元理事長	見沼あかね保育園
2888	(一社)埼玉県私立保育園連盟	吉本　由美子	保育士	開栄保育園
2889	千葉県民間保育振興会	杉田　恒子	園長	柏井保育園
2890	千葉県民間保育振興会	中川　一世	園長	みのり保育園
2891	(公社)千葉市民間保育園協議会	大森　喜久代	理事長・園長	今井保育園
2892	(一社)東京都民間保育園協会	宮﨑　招久	園長	城山保育園
2893	(一社)東京都民間保育園協会	野上　浩	園長	八王子ひまわり保育園
2894	(一社)東京都民間保育園協会	下竹　敬史	園長	さくら保育園
2895	(一社)東京都民間保育園協会	笹井　美奈子	園長	あいあい保育園
2896	静岡県保育連合会	井原　佳明	園長	たちばな保育園
2897	富山県私立保育連盟	小島　貴子	園長	石金こども園
2898	(一社)岐阜県民間保育園･認定こども園連盟	安藤　清秀	園長	木之本保育園
2899	(一社)岐阜県民間保育園･認定こども園連盟	渡邉　皆人	園長	森山学園
2900	(公社)名古屋民間保育園連盟	西川　禎信	園長	並木保育園
2901	(公社)名古屋民間保育園連盟	竹内　公子	園長	昭和保育園
2902	(公社)名古屋民間保育園連盟	平岩　恭子	理事長	千草保育園
2903	(公社)名古屋民間保育園連盟	小西　文代	元園長	とうえい保育園
2904	(一社)愛知県私立保育園連盟	天野　孝之	元園長	春日井保育園
2905	(一社)愛知県私立保育園連盟	村田　周治郎	園長	幼保連携型認定こども園正林寺保育園
2906	滋賀県私立保育園連盟	川田　久美子	理事長・園長	はすねだこども園
2907	(公社)京都市保育園連盟	嶋本　弘文	園長	安朱保育園
2908	(公社)京都市保育園連盟	今村　いつ枝	園長	祥南保育園
2909	(公社)京都市保育園連盟	片岡　滋夫	園長	椥辻こども園
2910	京都府民間保育園協会	笠置　英恵	園長	今里こども園
2911	(一社)大阪市私立保育連盟	本田　久美子	施設長	新生保育園
2912	(一社)大阪市私立保育連盟	藤木　克己	施設長	みどり保育園
2913	(一社)大阪市私立保育連盟	久富　陽子	施設長	巽保育園
2914	(一社)大阪市私立保育連盟	長瀬　光子	施設長	大阪聖和保育園
2915	(一社)大阪市私立保育連盟	富田　恵美子	施設長	ミード保育園
2916	(公社)神戸市私立保育園連盟	髙畠　知加子	園長	幼保連携型認定こども園竹の台保育園
2917	(公社)神戸市私立保育園連盟	髙橋　章子	園長	幼保連携型認定こども園たから保育園
2918	(公社)兵庫県保育協会	北芝　政文	理事長・副園長	清心緑が丘認定こども園
2919	(公社)兵庫県保育協会	伊達　惠一	園長	西脇こども園
2920	(公社)兵庫県保育協会	原田　康江	園長	認定こども園旭こども園
2921	(一社)西宮市私立保育協会	藤原　和子	園長	やまよしKidsgarden園

No.	加盟団体	氏名	役職	施設名
2922	鳥取県子ども家庭育み協会	保木本　智恵美	主任准看護師	鳥取あすなろ保育園
2923	島根県私立保育園連盟	吉田　哲明	理事長・園長	くもぎ保育園
2924	島根県私立保育園連盟	尾添　博美	園長	ほくよう保育園
2925	岡山県私立保育園連盟	坂本　昭美	元園長	三和保育園
2926	岡山県私立保育園連盟	小野　啓子	園長	昭和保育園
2927	(一社)広島市私立保育協会	築地　敏美	業務執行理事兼総括施設長	認定こども園五日市乳児保育園
2928	(一社)広島市私立保育協会	河野　秀睦	園長	若葉保育園
2929	徳島県私立保育園連盟	井上　宣英	所長	桑島保育所
2930	高知県保育所経営管理協議会	山﨑　雄一郎	園長	ひなぎく保育園
2931	(公社)北九州市私立保育園連盟	山﨑　啓子	園長	こじか保育園
2932	(公社)北九州市私立保育園連盟	海野　潤子	園長	洗心保育園
2933	(一社)福岡市保育協会	城戸　裕子	施設長	どろんこ保育園
2934	(一社)福岡市保育協会	髙山　英樹	施設長	信明保育園
2935	(一社)福岡市保育協会	古賀　成麿	施設長	光應寺保育園
2936	(公社)福岡県保育協会	水野　秀子	理事長・園長	あそか保育園
2937	(公社)福岡県保育協会	野口　裕美子	主任保育士	あそか保育園
2938	(一社)長崎県保育協会	柿田　正	理事長・園長	滑石センター保育園
2939	(一社)長崎県保育協会	玉藤　智子	主幹保育教諭	住吉こども園
2940	(一社)長崎県保育協会	廣井　昭子	園長	日見保育園
2941	(一社)長崎県保育協会	伊藤　潮	理事長	鶴見台保育園
2942	(一社)宮崎県保育連盟連合会	弘中　信厚	園長	橘保育園
2943	(一社)宮崎県保育連盟連合会	峯田　英良	理事長・園長	なるたき保育園
2944	(一社)宮崎県保育連盟連合会	瀬口　信一	施設長	さつき児童クラブ・今町小さつき児童クラブ
2945	(一社)沖縄県私立保育園連盟	新里　政	園長	かんな保育園
2946	(一社)沖縄県私立保育園連盟	上間　浩也	園長	愛和保育園
2947	(一社)沖縄県私立保育園連盟	當山　選也	園長	小羊保育園

〔連盟特別功労賞〕

No.	加盟団体	氏名	役職	施設名
1	(公社)全国私立保育連盟	小林　広樹	理事	小林会計事務所
2	(公社)全国私立保育連盟	榊原　洋一	理事	お茶の水女子大学チャイルド・リサーチ・ネット
3	(公社)全国私立保育連盟	新澤　誠治	理事	子育てセンター実践交流会
4	(公社)全国私立保育連盟	古川　孝順	監事	長野大学

〔連盟功労賞〕

No.	加盟団体	氏名	役職	施設名
1	秋田県民間保育協議会	鷲尾　道子	園長	みどり保育園
2	(公社)千葉市民間保育園協議会	木村　秀二	園長	寒川保育園
3	(一社)東京都民間保育園協会	富岡　孝幸	園長	稲城市立第六保育園
4	(一社)岐阜県民間保育園･認定こども園連盟	鷹橋　賢淳	園長	市橋保育園
5	(一社)愛知県私立保育園連盟	坂田　充彦	園長	住吉こども園
6	(公社)京都市保育園連盟	村井　祐昭	園長	かがやき保育園